

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

裏面白紙

国立公文書館	
分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2151

裏面白紙

冒頭 被告星野個人殿陪

被告星野ノ爲メニ提出セラルベキ證據ハコレヲ明瞭ニスル爲メニミツノ部  
分即チ一九三二年ヨリ一九四〇年ニ至ル當初時代、一九四〇年ヨリ一九四  
一年ニ至ル企晉院時代、一九四一年十月十八日以後ノ内閣書記官長時代ノ  
同部ニ分ケマス、星野ノ經歴ハ、彼ガ末ダ大藏省ノ一官吏ヂアツタ其經驗ヲ  
以テ當時蔵相府財政部ヲ援助スル事トツメラシタ時ヨリ始メテ簡略  
ニ取扱ヒマス。星野ハ其要請ヲ受諾シ、彼ノ能力ト蔵相所ニ對スル設テナ  
ル専心トニヨリ遂ニ同相府財政部ノ總務長トナリマシタ。後方一九三六年迄  
蔵相長ニ任命セラレタ理由、國務總理トノ干係、總務廳長ノ權限、及ビ總  
務廳ハ明度事ノ命令ヲ受ケナカツタ事實ハ臣人松木氏ニヨツテ説明セレマ  
ス  
示ス證據ニヨツテ提出シマス  
星野ガ首淵田ヲ挙取シタト云フ檢察側ノ訴弁ニスル反覆ハ下記ノ事項ヲ

(P.113)

/

1

2

裏面白紙

Dot Don ♪

- 一、リットン報告書ガ其成果ヲ疑ツタ財政顧問ノ改善、信託ノ運営、銀行平ナル  
銀團ノ設立、滿洲國ノ發達其他一般經濟上ノ發展ノ如キ滿洲國ノ一般的  
ナ改善ヲ旗スモ芳リ星野カ設貿ニ骨身ヲ惜マヌカ力ヲシタコトハ一體滿  
洲段階ニ於テ簡略ニ述べマシタ
- 二、星野カ日滿會實間ノ往來ノ差別ヲ撤廃シタ事實、故ニ日系官吏ヲ却ケテ  
滿人官吏ヲ要職ニ据ヘタ爲メニ滿日系ヨリ寧ロ親善系デアルトノ批難ソ  
受ケタるアツタ事實
- 三、星野カ滿洲ノ生産物ヲ出來ル丈々高價ニ日本ニ賣リ日本ノ生産物ハ出來  
ル丈々安價ニ滿洲用ニ購入セントシタ事實並ニ日本ノ開發引上ヲ止メシ  
トシタ殺ノ努力
- 四、星野カ滿洲人民ノ利益ニトリ不利ナルト考ヘタル。如キ政策ガ實施セ  
ラル、コトワ罷止セント努力シタ事實、例へバ、日本ニ治外法權其他ノ  
權利ノ撤廃ニヨツテ日本ガ滿洲ニ於ケル特權ノ特權ヲ追索セシムル等ニ  
當ニ努力シタ事實、而モ其結果ノ一つハ在日日本人ニトリ殺行ヲ非議ニ  
増加スルコトデアリマシタ。
- 五、星野カ十ヶ年斷禁放貸ヲ頂シテ阿片吸食ノ弊ヲ除去スルコトニ努力シタ

裏面白紙

シナイデ

一般

事務費ニ彼カ阿片貿易金ヲ阿片斷禁政策ノ施行ニ使用  
合計ニ達込ムコトニ反對シタ事務  
日本人ノ利益ノ爲メニ經濟的領占ト差別的取扱ヒワナシタト云フ訴追ニ付  
對スル反対ハ、  
ベ星野カ南洲建設ノ爲ニ外國資本ノ導入ニ關心ヲ持チ立ヲ支持シタ事務  
云星野カ外國資本ヲ日本資本タルト如何トツカハズ平等ニ取扱ツタ態度  
星野カ當八年間改善ニ努力シ來ツタ南洲口ニ在ツタ時、彼ハ第二次近畿内  
口ニ企管院總務會然任所大臣トシテ入シ様ニ求メラレマシタ。彼ハ此異違  
ヲ承諾シテ閉口シマシタ。檢察側ノ提出證據ヲ及ヒ他ノ證據ニヨツテ星野  
カ入口當時ニハ内口ノ基本方針ハ四相會議ニヨツテ既ニ決定シテオツタコ  
トガ立ニセラレテオリマス。支那事變開始後既ニ四年而モ外口ノ對日緊急  
措置ニアツテ、陸海軍ノ需要及民需ヲ充ス爲メニ企管院ガ吾百シタ國庫茲  
ニ將來ノ「争ニ對スル計畫」ノ缺如ニ關シテハ證人小畑ガ立證シマス  
檢察側ハ被告ノ公訴棄却ノ動議ニ對スル反対ノ申テ、企管院ハ日本産業ノ  
官僚統制ヲ計画シタト主張シタ。併シト達人小畑ハ星野及他ノ官僚ガ如何  
ニ政府範囲ノ原案即チ「新体制」ヲ政府ニヨリモ實業人ニヨリモ官僚統制ニ

裏面白紙

有理ナシ様ニ改訂シタカラ説明シマス。福密院ニ於ケル説明員ノ地位  
ヲ略述シテス。星身ハ此資格ヲ以テ、同日同ニ同スル福密院ノ令  
ニ出席シタノデアリマス。

裏面白紙

星野ト總力研研究所トノ關係ニ付ケハ、其設立ノ當時、彼ノ企畫院ニ於ケル地位ニヨツテ名無上所長事務取扱ニ任命セラレタス、彼ハ研究所ニ些ノ關心モ示セス其所長事務取扱免道研究所ノ學業ノ開始ニ付キハ何事モナサナカツタコトヲ試明致シマス。

共同謀叛ノ問題ニ付ナハ、徐察刈ハ星野ニ對スル謀叛加擔ノ訴追フ星野ト東鈴大將トノ關係ニ據ツナ西陽シヤウトシテオルコトハ注意ヲ要スル、經濟問題ノ要述ニ過スル近衛公審ノ手記ハ、星野ガ内閣ヨリ辭職スルニトヲ勸告シタノハ外ナラス東條大師テアツタコトヲ示シテオリマス。

星野ガ一九四一年四月廿四日ノ説教ノ當日マリ其十日迄ハンド日本各地ノ旅行ニ時々貴シケオツタコトヲ證スル證據ヲ提出致シマス。彼ノ東鈴大將トノ關係ハ確一反ノ機動的動向タケテアツテ、彼ハ政治家トハ何ノ近シテオツタ時に突然内閣諸官長成任ヲ求メラレマシタ。後ニ至ツテ星野ノ下諒ノ一人トナリ。一九三七年以來内閣總務長官アツタ超田ハ、内閣官長ノ地位ニ及モ遺任テアルベキ人物ノ望ニ付ケ東條カラ意見ヲ求メラレ、其意見ヲ述べテ後東條ノ口ニ上ツタ後人ノ中カラ星野ノ舉用ニ賛同ニ

戦争政策ニ對立證致シマス

アハ東條ハ星野ノ意見ヲ尋ねタコトハ決シケナク星野モ亦

裏面白紙

何等意見ヲ東條ニ述べタコトモナク單ニ東條ノ命令ヲ書記官長トシテ實行  
シタニスギナイ。内閣書記官長ノ職ハ内閣官制ニヨリ、又以前ソノ地位ニアツタ證人ニヨリ  
且又被告ノ訊問ニヨツア示サレルテアテウ。此ノ證據ハ、内閣書記官長ハ、内閣ニ於マ役ノ意見ヲ述ベルコトモ又表決  
ニ加ハルコトモ出来バ、第一ニ行政的任務ノ仕事ニ關係シタノミテアルコト  
トヲ認ラカニ致シマス。星野が企画院總裁ノ時、選語課長ニ出席シタハ、決シ一ナカツタコト  
ヲ立證シ、後ニ内閣書記官長トシテ、星野ハ連絡會議ニ出席シタガ然シソト  
レバ秘密的ナ地位ニ於アテアツケ候ハ計論ニハ參列出来ナカツタコトヲ立

高橋

二三二〇. 7

2584

上記 No.

私ノ姓名ハチャールス・エルソン、スピングラスデアリ現在ハ東京ニ於ケル米國陸軍省ノ嘱託デアリマス。一九四五年ノ秋私ハ米國海軍ノ隸信源軍少佐ノ職ニ在リ米國戰略爆撃調查團ノ補給部隊指揮官トシテ在京シマシタ私ハ日本語ヲ了解シ且舌セマシテ戰略爆撃調查團ト日本入ノ會議ニハ復辰立會ヒマシタ。我々ノ目的ハ日本ノ經濟産業上ニ於ケル戰爭ノ影響特ニ爆撃ノ影響ヲ調査スルコトニ在リマシタ。トコロ方我々ノ會議シタ多クノ日本人ハ我々ノ目的ヲ知ラズ且我々ガ戰犯責任ヲ調査シテ居ルノデハナイカト誤解シテ我々ニ話テスルコトヲ厭ヒマシタノデ彼等ヲ安心させ戰犯責任ノ調査ハ我々ノ目的デハナク爆撃調査ノ為メニノミ情報ヲ求メテオルモノデアルコトヲ得心サセルコトガ必要デアリマシタ。私ハ會見シタ日本人ガ訊問書ハ彼等ノ戰犯番号ニハ使用サレナイト云フ貴國的ナ約束又ハ得心ヲ與ヘラレタコトガアルカ何ウカ問言ハ出來マヒンガ上述ノ前口上ニヨツテソレト同様ノ印象ヲ與ヘラレテオルコトハ這種デアリマス。調查員ノ一人ハ被訊問者ガ訊問中氣安ク述べル譲ニ彼ニ元ツ話テシテ安心サセ、我々ノ目的ハ如何ナルモノカチ説明スルノチ常トシマシタ。我々ガ彼ヲシテ我々ノ求メル情報ヲ提供セシムルコトニ玩仰ヘル鶴歌況上必要ナアラユル努力ヲシタコトニ玩

萬物

敵ノ姓名ハテヤルス、ネルソン、スピンクスデアリ現在ハ東京ニ於ケル米國陸軍省ノ嘱託デアリマス。一九四五年初秋私ハ米國海軍ノ諜報隊軍少佐ノ職ニ在リ米國戰略情報調查團ノ補給部兼音響官トシテ在京シマシタ私ハ日本語ヲ了解シ且舌セマシテ戰略情報調查團ト日本人ノ會議ニハ數度立會ヒマシタ。我々ノ目的ハ日本ノ經濟産業上ニ於ケル戰爭ノ影響等ニ爆弾ノ影響ヲ調查スルコトニ在リマシタ。トコロガ我々ノ會見シタ多クノ日本人ハ我々ノ目的ヲ知ラズ且我々ガ戰犯責任ヲ説定シテ起ルノデハナイカト誤解シテ我々ニ話チスルコトヲ既ヒマシタノデ彼等ヲ安心サヒ戰犯責任ノ調查ハ我々ノ目的デハナク是終調查ノ為メニノミ情報ヲ求メテオルモノデアルコトヲ得心サヘルコトガ必要デアリマシタ。私ハ會見シタ日本人ガ訊問書ハ彼等ノ戰犯訴追ニハ使用サレナイト云フ實証的ナ約束又ハ得心ヲ與ヘラレタコトガアルカ何ウカ明言ハ出来マセシガ上述ノ前口上ニヨツテソレト同様ノ印象ヲ與ヘラレテオルコトハ遺憾デアリマス。國空員ノ一人ハ被訊問者ガ訊問中氣安ク述ベル様ニ續ニ充々舌テシテ安心サセ、我々ノ目的ハ如何ナルモノカテ説明スルノテ當トシマシタ。我々ガ彼ヲシテ我々ノ求メル情報ヲ提供ヒシムルコトニ就テノ委託ヲ和ゲ換牒ヲ抑ヘル滿狀況上必要ナアラユル努力テシタコトハ

裏面白紙

強力デアリマス。

私ハ一九四五五年十一月ノ星野直樹トノ會議ニハ立會ヒマシタ。星野ハ宣誓ノ下ニ儀カレズ訊問ハ友誼的且威式張ラナイ零細氣ノ中ニ行ハレマシタ。唯一人ノ通譯ハ牧師デアツテ非常ニ過勞デ日本語ハ上手デアリマシタガ専門語ノ翻訳ニ當ツテハ屢々私ノ助力ヲ必要トシマシタ。一九四五年十一月ノ爆撃調査日ト星野ノ會議記錄デアル。攝影士ハ私ニ法廷證人証刷番號一様四五四號ヲ示シマシタ。私ハ此記錄ハ星野ニ封シテナサレタ質問ニ付スル限り正確デアルト申シ度イ併シ之ハ會議ノ始メニ行ハレタ誠懇的談話モ、又質問ニ付スル星野ノ回答ノ正確ナ即チ完全ナ記錄モ含マレテオリマヒン。

星野ハ質問ヲ受ケルト屢々引續キ數分間一時ニ於テハ五分間モ一話テ續ケ、相手ハソレガ清ンデ行ハレマシタ。私ニハ彼ノ云フコトガ會得サレ得ナイ場合モアリ又彼ノ長イ返答ノ内容全部ヲ記憶スルコトガ出來ナイ場合モアリマシタガ此點ハ通譯者モ同様デシタ。

コンナ場合ニハ通譯者ハ記憶出来テオルダケテ通譯シタリ、返答ノ要旨ダケテ述記者ニ話シマシタ。或ル場合ノ如ク會談ヲ開幕シタリ、訂正シリタリ・落シタ部分ヲ加添シタリスル馬ヤ正確ナ言葉ヤ文章ヲ忘レタ時ニ

裏面白紙

10

ハ談話後更ニ逐答テ聞ミ得シテ質フ必要ガアツカコトモアリマス。  
會議中星野氏ハ教説ニ至ツテ訂正ヲ或ミタコトヲ記憶シテオリマス。併  
シ私が記憶スル限り、會議終了後記載ノ議題トは事訂正が行ハレテ相乘  
上ツタ最終記録ハ星野ニハ見セマシエンデシタ。立会ツタ記録ノ逐記者  
ハ主一人ニアリ、通譯モ逐記者モ三番シマセシエンデシタ。

一九四七年九月十五日

日本東京ニ於テ

チャーチルス。エルザン。スピングラス

右ハ余ノ面前ニ於テ署名セラン宣誓セラレタルモノナルコトヲ聞ス。

人事機員

主事少尉

ビー・エー・ハーガドン

3

9

高橋

宣

誓

章

フランシス・アーレ・ミラード

私、フランシス・アーレ・ミラード、は日本在勤のアメリカ宣教師で、  
ニホン彌並天沼一丁目一七一番地に居住して居ります。

五日に口供し、以後日本に於て其通報として勤務し  
一九四五年十一月十九日、二十二日、二十八日には

行はれたる会談に於いて唯一人の通報であります。  
旨の会談の第一のものが始まるに先だって、我々の慣例に従ひ、私は、  
星身に話をし、爆撃開港の唯一の目的は現争が日本に與へた經濟的影響  
に付き一般的な情報を得ることである旨を説明して筆を安堵させる様に  
且つ又会談は現争犯難起訴の目的と何等關係なく又個人責任の決定による  
關係がないことを彼に傳心させる様に、指図を受けたつであります。  
かゝる傳心を與へることは、我々が必要とした情報を日本人から得る爲  
めに必要であることが判明しております。  
私は彼に上記の傳心を與へました。

裏面白細

宣

誓

宥

●

●

フランシス・アーレ・ミラード

私、フランシス・アーレ・ミラード、は日本在勤のアメリカ宣教師で、東京都杉並區天沼一丁目一七一番地に居住して居ります。

私は米日貿易爆破調査団に關係し、同団日本に於て其活動として勤務して居りました。私は、一九四五年十一月十九日、二十二日、二十八日に於ける星野直樹との間に行はれた會談に於いて唯一人の眞犯であります。

首の會談の第一のものが始まるに先だつて、我々の慣例に従ひ、私は、星野に話をし、爆破調査の唯一の目的は戦争が日本に與へる經濟的影响に付き一般的な情報を得ることである旨を説明して彼を安堵させる様に且つ又会談は開戦犯罪起訴の目的と何等關係なく又個人責任の決定する關係がないことを彼に御心させら様に、指揮を受けさつであります。かゝる用心を與へることは、我々が必要とした情報を日本人から得る爲めに必要であることが判明しております。私は彼に上記の用心を與へました。

裏面白紐

私も、遠記者も宣誓しませんでした。爆破調査の目的の爲めには、長範な全面的な音像を得る爲めに、逐語的な記録よりも、寧ろ会談の要點を守まざれれば十分であります。

私は星野氏との会談の寫である法廷證第四五四號（識別番號）を示されました。質問に答する限り逐語的の記録の様に思はれますが、其返答の方は多くの場合私が使用した言葉であるか、乃至は星野の話を簡約したものではあります。彼は屡々質問に應じて数分間語り續けましたが、私は、これを僅に通譯することは出来ませんでした。時々私は専用語に就て援助を受け、就中会談に立合つた日本語を話せるオブザーバーの一人から援助を受けました。私は数年間日本を離れて居つたので、専門的な技術が公用であることが判明しました。

此法廷證には、正式の会談前に星野に話された事柄は書いてありませんし、其他の點に於ても回答の完全な記録ではないと同答の完全な記録ではないと記憶しております。星野は幾分英語を混じし誤り訂正も隨いに申出ました。然し、私は其のすべての訂正が實際にたされたかどうかは未だ知りません、星野も私も共連記録を以て歸む機会を有たず、そして實際、最近私に示されたので始めて其連記録を見た位です。

フランシス・アーレ・ミラード

裏面白紙

右は一九四七年九月十七日描きの面前に於いて書せられ、宣せられ  
るものなり

人  
事  
書

米軍少尉 バラード・エリ・ヘーベン

高鷹

Exh No

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木 貞夫 其他

宣醫供述書

供述者 石渡莊太郎

自分儀我國ニ行ヘルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣醫ヲ爲シタル上

次ノ如ク供述致シマス

E 3209  
Def. Doc. #2521

高橋

Exh No

E 3209  
Def. Doc. #2521

極東国際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木 貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 石渡莊太郎

自分僕我國ニ行ヘルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上

次ノ如ク供述致シマス

13

14

裏面白紙

裏面白紙

Def. Doc. #2521

私、石渡莊太郎ノ経歴ハ左ノ通りアリマス。

大正五年五月 大正七年七月 大正十三年十二月  
大正七年七月 大正十三年十二月 大正十三年十二月  
昭和六年五月 昭和九年六月 昭和九年六月  
昭和十一年三月 昭和十二年二月 昭和九年五月  
昭和十二年二月 昭和十二年二月 昭和九年六月  
昭和九年十二月 昭和十二年二月 昭和十二年二月  
昭和十四年一月 昭和十五年一月 昭和十五年七月  
昭和十四年八月 昭和十五年一月 昭和十五年七月  
昭和十九年一月 昭和二十年二月 昭和二十年四月  
昭和二十年二月 昭和二十年二月 昭和二十年四月  
辭職 大蔵大臣（東條内閣）引継キ小磯内閣  
内閣書記官長（米内内閣）  
大蔵大臣 内閣書記官長  
大蔵次官 大蔵大臣（平沼内閣）  
内閣調査官 大蔵省主税局長  
大蔵主税局長 兼任秘書課長  
大蔵事務官（主税局勤務） 税務監督局事務官（大阪・東京）  
税務署長 税務署長  
帝國大學英法科卒業

昭和二十年六月 宮内大臣  
昭和二十一年一月 啓駁

一、星野君へ東大ノ一年後遷テ私ハ同君ガ大阪省ニ入ツテ後、同省ノ主税局及ビ大阪税務監督局ユ於テ長年同勤シ、私ハ同君ト特ニ親シク交ハリ一身上ノ事ニ付テモ腹販ナク相談ヲ受ケテ后リマシタ。  
二、昭和七年六月滿洲國政府ヨリ財政部ノ事務ヲ補ケル爲ニ適官ナル者ヲ剣愛シテ貰ヒ度イト云フ着装ヲ大蔵省ニ傳ヘテ來マシタ。之ニ對シ考ニテ大蔵次官黒田英雄氏、秘書課長大野龍太郎氏相談ノ上、星野君ヲ選ビマシタ。從フテ星野君ノ指名ニ付テハ大蔵當局ノ意ニ因テタモノデアリマス。ソシテ大野氏ヲシテ星野君ニ交渉セシメマシタガ星野君ハ父上（星野光多）日本ニ於ケル著名ナル基督教牧師一ノ病氣其ノ他家庭ノ事情ヲ訴ヘ堅ク之ヲ拒ミマシタ。然シ星野君ニ是非行ク様ニ依レバ滿洲省ニ於テ公的ニ折衝シタ。カクテ星野君ハ遂ニ決心シテ承勵キマシタ。日本側ノ政策ニ入ツテカラノ星野君ハ熱情ヲ以テ滿洲ニ出張シテ見聞シタ所ニ依レバ滿洲國政府ニ入ツテ大蔵省ヲ辭シ滿洲ニ渡リ滿洲國ノ官吏トナツタノデアリマス。

ガ考へタ時ハ之ヲ阻止スル様ニ極力努力シタ記憶モアリマス。又日本  
ガ從來有セシ特別ノ利益ノ如キモ滿洲四住民ノ爲ニ放棄スベキコトヲ  
熱心ニ主張シタコトモアリマス。其ノ爲ニ大蔵省ヘモ度々來テ多クノ  
事ヲ要求シマシタ。例ヘバ昭和十年嘗時問題トナツテ后タ滿洲產農產  
物ニ對スル關稅ノ引上、滿洲產林檎ノ輸入禁止等ニ付テハ痛烈ニ之ヲ  
非難シ大蔵省ニ警處ヲ要望シマシタ。又治外法權及附屬地行政權ノ撤  
廃ノ必要ヲ説キ其ノ場合日本ノ施設ヲ由來ル限り低賤ニ殊ニ公共施設  
ノ如キハ無償ニテ滿洲廳ニ譲渡スペキコトヲ大蔵省ニ主張ニアリマ  
シタ。彼ノカヘル態度ヲ見一部ニハ星野君ノ考ハ餘リニ滿洲本位ニテ  
日本側ノ利益ヲ顧ミナサ過ギルト云フ尋ヲ非難スル者サヘアリマシタ  
第二次近衛内閣ニ星野君ガ入ツタ經過ニ付テハ詳シク存ジマセヌガ  
米内内閣總辭職ノ直後近衛公ヨリ私ニ電話ガアリマシタ。私ヘ星野君ヲ企畫院總裁  
ニシテハト思フガ何ウダラウト話ガアリマシタ。私ヘ星野君ノ事務的  
經驗ニ鑑ミ適任ト考へル旨答ヘマシタ。

昭和二十二年（一九四七年）九月十五日 於

中央區日本橋吳服橋三和ビル

供述者 石渡莊太郎

右、官立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立會人 右田政夫

署  
フ

宣  
醫  
苔

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ試秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

署名捺印

石渡莊太郎

裏  
面  
白  
紙

E 22-10  
Def. Doc. # 2526

Exh. 4

福東國際草事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞夫 其他

證書 供述 書

供述者 公

木

快

自分獨裁的に行ハレル方式で從と先づ別紙ノ通り宣誓ヲ偽シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

19-1

20

極東勵懲軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞夫 其他

宣誓書 供述書

供述者 公

木

俠

自分御私事は行ハル方式で從と先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

如ク供述致シマス

Dof, Doo, 2526

私、松本族ハ現在東京渋谷区渋谷四丁目一、七三一番地ニ住ンデ居リマス  
ハ、専門ニ於テ左ノ如キ経験ヲ有シマス  
昭和七年（一九三二年）六月  
昭和十一年（一九三五年）四月  
昭和十二年（一九三七年）六月  
昭和十五年（一九四〇年）五月  
昭和十八年（一九四三年）六月  
昭和十九年（一九四四年）十月  
大同學院長  
私ハ右経歴ガ示ス通り、総務秘書處長、協法課處長、同次長トシテ尾崎  
直樹筋筋長ノ直接ノ部下トシテ総務課ノ事務ヲ掌掌シテ居リマシタ。  
ハ、福洲昌ニ於ケル總務課長ノ地位ハ、國務大臣ヲ指佐シ、總理大臣ノ直  
接管轄スル職務廟ノ事務ヲ掌掌シテ、統治スルニ生レバアリマス。從テ無事處長  
ノ職務ニ付シ、社説ノ権限ヲ有シマセン。唯法令ニ依テ委任セラレタル經  
之ヲ行フコトハ出来マヤンデシタ。  
昭和十一年（一九三六年）暮、大連總務課長  
之ヲ行フコトハ出来マヤンデシタ。  
口  
氏力筋筋長ニ任命サレタ理由ハ第一ニ、福洲昌モ延岡以来約五年ヲ經過  
シタノチ何時迄モ總務課長ヲ日本内地ヨリ歸入シテ來ルト云フ時代ハ既  
ニ過ぎ去リ、筋筋デ備イテキル者ノ中カラ選ブベキデアルト云フ點也。  
第二ニ、福洲昌モ治安第一主義ノ時代カラ愈々經濟難局ノ時代ニ入ツテキ  
ノテ、財政經濟ニ關ルイ人カ總務課ノ中心ニナツテ、總務課大臣ヲ補  
佐スルコトカ必要デアルト云フニ在ツテ、ソコデ福洲昌政府ノ官吏ノ中  
デ財政經濟ヲ擔當シテ居ツタ尾野氏ガ前任總務課長及國務總理大臣ノ推  
薦ニ依ツテ新ニ總務課長ニ任命サレタノデアリマス。  
四  
四尾野筋長ノ下ニ日本ハ及商人ノ次長ガ各々一人アリ、ソレハ、事務ヲ分  
譲シテ居リマシタガ、貢賃ナ事項ニ付テハ皆ニ兩次長即チ私ト筋系次長  
ハ、筋筋ニ其ノ職務權限ヲ守リ張良筋延大臣ノ指揮ヲ仰ギ其ノ決裁ヲ待  
テ事務ヲ執ツテ居リマシタ。勿論總理大臣ノ裁決ノ代理ヲ爲スガ如キ  
事項ヲ決定スルコトハアリマゼンデシタ。  
四尾野筋長ハ商人ノ意見特ニ吉イ筋系官吏ノ意見ヲ重シ、且優秀ナ筋人  
官吏ノ登用ヲ常ニ心ガケテ居リマシタ。ソレデ筋筋長ノ秘書官ヤ、筋  
官吏ノ登用ヲ常ニ心ガケテ居リマシタ。

20-1

2

Dof, Doo, 2526

私、松本族ハ現在東京渋谷区渋谷四丁目一、七三一番地ニ住ンデ居リマス  
ハ、専門ニ於テ左ノ如キ経験ヲ有シマス  
昭和七年（一九三二年）六月  
昭和十一年（一九三五年）四月  
昭和十二年（一九三七年）六月  
昭和十五年（一九四〇年）五月  
昭和十八年（一九四三年）六月  
昭和十九年（一九四四年）十月  
大同學院長  
私ハ右経歴ガ示ス通り、総務秘書處長、協法課處長、同次長トシテ尾崎  
直樹筋筋長ノ直接ノ部下トシテ総務課ノ事務ヲ掌掌シテ居リマシタ。  
ハ、福洲昌ニ於ケル總務課長ノ地位ハ、國務大臣ヲ指佐シ、總理大臣ノ直  
接管轄スル職務廟ノ事務ヲ掌掌シテ、統治スルニ生レバアリマス。從テ無事處長  
ノ職務ニ付シ、社説ノ権限ヲ有シマセン。唯法令ニ依テ委任セラレタル經  
之ヲ行フコトハ出来マヤンデシタ。  
昭和十一年（一九三六年）暮、大連總務課長  
之ヲ行フコトハ出来マヤンデシタ。  
口  
大同學院長  
私ハ右経歴ガ示ス通り、総務秘書處長、協法課處長、同次長トシテ尾崎  
直樹筋筋長ノ直接ノ部下トシテ総務課ノ事務ヲ掌掌シテ居リマシタ。  
ハ、福洲昌ニ於ケル總務課長ノ地位ハ、國務大臣ヲ指佐シ、總理大臣ノ直  
接管轄スル職務廟ノ事務ヲ掌掌シテ、統治スルニ生レバアリマス。從テ無事處長  
ノ職務ニ付シ、社説ノ権限ヲ有シマセン。唯法令ニ依テ委任セラレタル經  
之ヲ行フコトハ出来マヤンデシタ。

19-2

1

八 鳥次長、同統計課長、同官房庶務科長等、總務廳ノ重要ボストガドシ、  
日系カラ活系ニ代ツテ行キマシタ。ソレデ日本人ノ一部ニハ星野廳長ハ同  
人ノ意向ヲ尊重シ過ギルト云フ批判ノ聲サヘ起ツタ位テアリマス。

20-2

- (六) 従來薦任官（奏任官）及委任官（判任官）ノ俸給ニ付テハ日清人ノ間ニ若干ノ差別ガアリマシタ。ソレハ生活様式ガ違ツテキル爲メ日本人ハ沿人ヨリモ經費ガ嵩ムノデ下級官吏ハ端入並ノ給與デハ生活ガ困難人間爲メ日本人ニハ俸給ノ四割又ハ八割ニ相當スル額ヲ手當トシテ支給シテ居ツタノデアリマスガ一九三八年星野廳長ハソノ差別ヲ徹廢シテ支給スル場合星野廳長ハソレゾレノ政府機關ニ協議シ總理大臣ノ意向ヲ伺ガ只時ニヨツテ關東軍カラ希望ノ意見ガ傳ヘラレタコトハアリマシタ
- (七) 昼東軍カラ總務廳ニ命令スル様ナコトハ勿論絶對ニアリマセンデシタヒ、ソノ指揮ノ下ニソレゾレ必要ナ處置ヲシマシタ。併シ關東軍カラ示サレタ希望意見ト雖モ、通常デナイト考ヘタ場合ニハ之ヲ行ハナカレタコト勿論デアリマス。例ヘベ、昭和十二年（一九三七年）六月ノカラ何時ニ行政機關改革ノ時ニ、從來ノ軍政部ト民政部ノ總務司トヲ併セテ治部ヲ作ツタガ、ソノ次長トシテ關東軍カラ軍人出身ノ者ヲ充テタイトノ希望ガ星野廳長ハ我々ノ意見ヲ聽イテ關東軍ノ意見ヲ容レズニト文官出身ノ源田朝氏ヲ推薦シ、結局同氏ノ任命ヲ見タノテアリマスルリマシタガ、廳長就任後半年ニシテ日支事變ガ起り、総イデ、歐洲輿后争トナリ、追々物資ガ缺乏シテ來タノデ、經濟統制ガ漸次強化セラレ、國民ガ苦痛ヲ感ズルノヲ心配シテ常ニ慎重ナ態度ヲ以テ臨ミマシテ、星野廳長ハ常に滿洲國民ノ生活安定、經濟生活ノ向上ニ意ヲ用キテ

密  
フ宣  
誓  
書

監査官印

公  
本  
件

次

22

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ歎懐セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

タ。ソレデ滿洲國カラ日本其飽ニ輸出スル食料眞他ノ物資ハ成ルベク高價ニ引取ツテ貲フヤウニ日本政府其他ニ交渉シ、ソノ代り滿洲國輸入スル生活必需品其他ノ物資ハ成ルベク有利ニ且出來ル丈々多クルヤウ常ニ努力ヲ綴ケテ居リマシタ。又他ノ物價へ造ヘ高騰スルニモ不拘、滿人大衆ニトヅテ最モ必要ナ鹽ノ如キハ寧ロ價格ヲ下ゲテ人民ニ配給スル、等ノ事モアリマシタ。

昭和二十二年（一九四七年）九月 日於東京

同上於

立會人

右

政

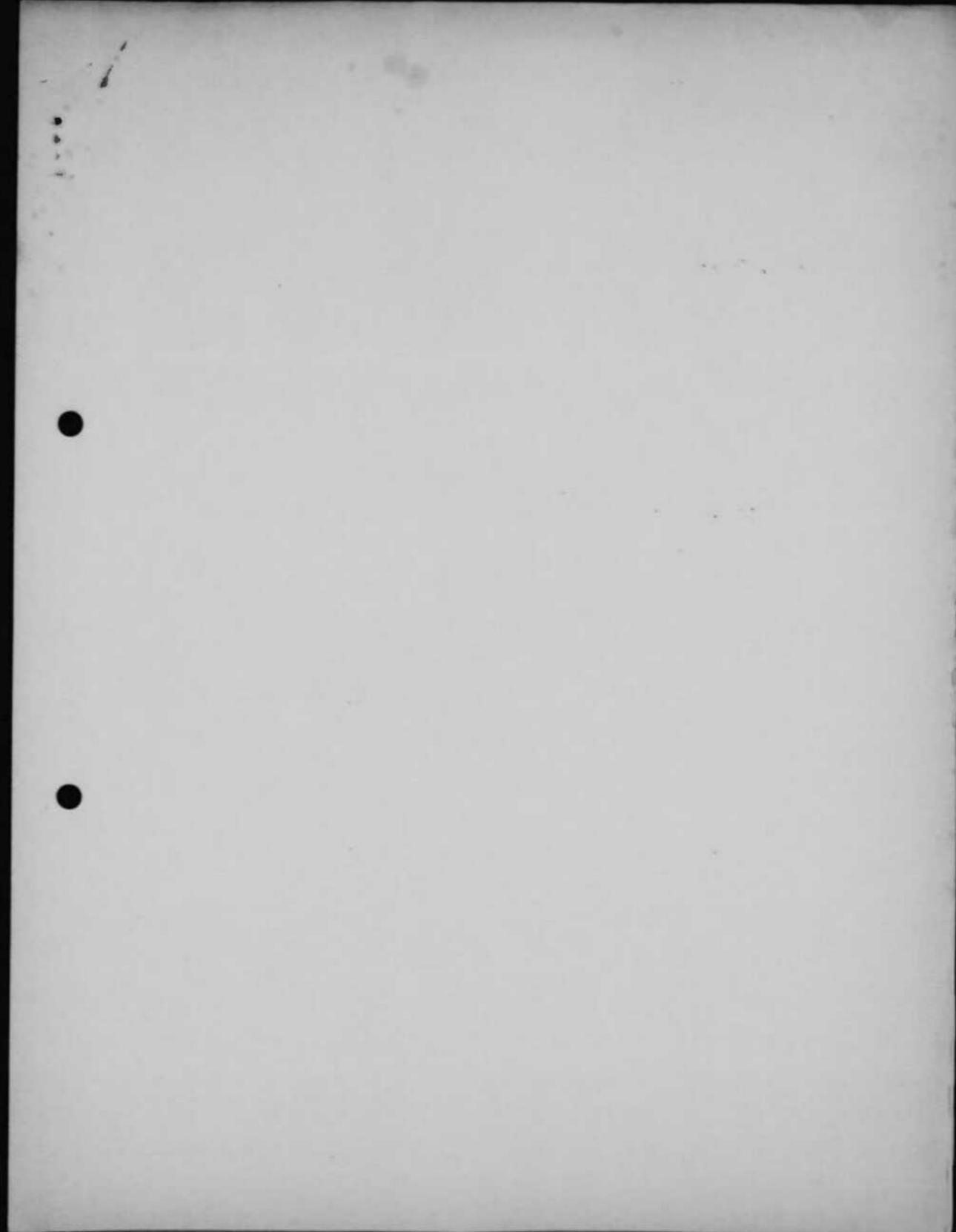
夫

供述者 松木

秋

2/2

27



高橋

板東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞天 其他

宣誓供述書

証述者

高倉

正

Ex. No.

E 32-11  
Def Doc #2527

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

23

24

高倉

板東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其恒

對

荒木貞天 其他

宣誓供述書

供述者

高倉

正

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

25

私 高金正ハ明治三十六年二月十八日ニ生レ現在東京都文京區小石川  
大塚仲町五七番地ニ住ンテオリマス。  
私ハ昭和三年（一九二八年）に東海ニ採用サレ財務部理要官、専賣局  
庶務課長及文書課事務官ヲ歴任シマシタ。ソシテ昭和八年（一九三三  
年）駿河廳ヨリ退官シ福岡省政府ニ入り民政部經理科長トナリ昭和十  
二年（一九三五年）十一月福岡廳企畫處參事官ニ轉任シマシタ。ソレヨ  
リ昭和十四年（一九三九年）一二月迄企畫處ニ在勤シ同月興農部開拓廳  
総務處長より更ニ昭和十六年（一九四一年）十月興農部農產司長トナリマシタガ昭和十八  
年（一九四三年）七月總務廳企畫處長トナリマシタ。ソシテ昭和二十一年（一九四五）五月  
月企畫局設立ニ伴同局副局長より終職迄在職シマシタ。

「酒洲廳政府ハ康德四年即チ一九三七年十月十二日ニ所謂阿片禁令十  
ヶ年計量ヲ決定シマシタ。私ハ當時企畫處參事官トシテ同僚雍豫者  
君ト共ニ右計量ノ立てノ衝ニ當ツタ者デアリマス。

酒洲廳政府ハ津國勿々ヨリ阿片吸食ノ酒類過濫ヲ眞剣ニ企圖シタノ  
デアリマスガ其ノ方法トシテ先づ阿片ノ專賣制度ヲ石牛阿片ノ生產  
配給及消費ヲ管理シ之ニ依リ確實ニ阿片消費ノ減少ヲ圖ル方針ヲ採  
リマシタ。

星野氏ハ康德三年即チ一九三六年十二月ニ財政部次長ヨリ轉ジテ  
總務廳長ニ就任シマシタガ其ノ頃ニハ阿片專賣ハ税道ニ乘リ有效ニ

實施サレル様ニナリマシタ。星野氏ハ總務廳長ニ就任スルト間モナク各部ノ代表的ナ眞面目ナ滿系青年官更多数ヲ集メ彼等ヲシテ阿片政策ニ關シ自由討議ヲ行ハシメマシタ。此ノ討議ハ數ヶ月ノ間熱心ニ續ケラレマシタガ其ノ結果トシテ滿洲國ハ積極的斷禁政策ヲ實行スベニ時期ニ達シタ。故ニ能フ現リ急速ニ亡患者ノ絶滅ヲ期シ勇敢ニ必要ナル諸種ノ方法ヲ講ズベシト謂フコトニ被無多數ノ意見が一致シマシタ。

此ノ論系青年官吏ニ依ル自由討議ハ當時滿洲ニ於テ可成リノ「センセーシヨン」ヲ巻キ起シ世人ノ注目ヲ惹イタモノデアリマス。事實日系官吏ノ間ニハ星野氏ノ態度ヲ目シ滿系官吏ニ迎合スルモノダト批評スル聲ガ可成リアリマシタ。然シ星野氏ハ此ノ滿系青年官吏ノ結識ヲ報告サレルト之ヲ基礎トシ關係各部ト協力シ政府トシテノ計画ヲ立案スル様ニ私共ニ指示シマシタ。

然シ建國當初百萬以上ト推定サレタ者條件ノ惡イ滿洲ニ於テ完全ニ無クスルト謂フコトハ容易ナ事デナイ、種々ノ條件ヲ基礎トシ有ラユル強力不方法ヲ講ジテモ二十ヶ年ノ歲月ヲ要スルダラウト言フノガ資務ヲ適當スル者ノ研究シタ結論デアリマシタ。又大官要人連ハ多ク表面斷禁ニ實意ヲ表シテ居レド内々其ノ専ヲ不認ト稱シ急激ナ方法ニハ反對ノ意ヲ洩シテ居リマシタ。ソコデ私ハ

裏面白紙

星野カ、ル状勢ヲ傳へ完全財系ラ圖ルニハ二十ヶ年ヲ要スルダロウ  
 星野氏ニ傳ヘマシタガ星野氏ハ十ヶ年矣ヲ主張シテ勤カズ・ヤツト  
 尚清トヌ、即ち星野氏ハ十ヶ年矣ヲ主張シテ勤カズ・ヤツト  
 出來ヌコトハナイ、高イ目標ヲ掲ゲテ努力セネバ亞異ハ豈ガラ  
 面ヨリ目難ニナル、之ヲ取返苦學スルヨリ即ちノ眞面目ナ熱系  
 即チ阿片專賣益金ハ之ヲ一設競出ノ者ニ對シ次ノ様ニ言ヒ聞カセマシタ  
 施サセヨ、即ち阿片專賣益金ハ之ヲ一設競出ノ者ニ對シ次ノ様ニ言ヒ聞カセマシタ  
 尚清トシテ、即チ阿片專賣益金ハ之ヲ一設競出ノ者ニ對シ次ノ様ニ言ヒ聞カセマシタ  
 行アゲタクル施サセヨ、即チ阿片專賣益金ハ之ヲ一設競出ノ者ニ對シ次ノ様ニ言ヒ聞カセマシタ  
 新因實ニ影響ハナイ、故ニ此ノ際虚威ハ客マナイトスルニ足ラヌ、阿片ニ  
 系青移サレマシタ。此ノ間平問題ヲ進シタ中心ハ嘗ニ星野氏ノトガ  
 行アゲタクル草系青年官吏ノ主張ヲ基従トシテ私ト確等香君トガ  
 稽候各部ト協議折衝ラ縁テ終ニ開設決定トナツタノトガ  
 シテ此ノ計監ハ康徳五年即キ一九三八年一月ヨリ上  
 风習ヲ諦タザル官公更待株會社員ハ免職ニスルト謂フ  
 一内ト變テ上  
 26

「ド拉斯チツク」ナ項目ヲ含ム此ノ勦禁政策ノ決定ハ彼等ニトリ一  
高級者ハ多ク之ニ屬ス。非常ナ脅威デアリマシタガ實現シマシ  
タ。ソシテ彼等ノ分別アル者ハ續々進ンデ休暇ヲトリ治療ヲ受ケ  
先づ指導者階級ニ於ケル改善ガ眼覺マシク進ミマシタ。  
又政府ハ地域的ニ都市ノ關係ヲ特ニ重視シ都市ニ對シテハ登録、  
取締救療、宣傳等ノ努力ヲ特ニ強クシタノデ此ノ方面ニ於ケル成  
績モ亦急速ニ向上シマシタ。  
斯クノ如クニシテ終戦直前ニハ登録患者ノ數ハ二十餘萬程度ニ達  
少シテ居タト記憶シテ居マス。

裏面白紙

Exh. 5

Def. Doc. # 2527

一例チ申シマスト長春（新京）ニ於テハ一九四四年ニハ一名ノ隠者モ無ク  
クナリ救療所ガ全體勞働者ノ宿舎ニ變ツタ程デシタ。  
滿洲國ノ建國ノ當初ニ於ケル幣制ノ統一、金融並ニ財政ノ整備確立及一九  
三七年ニ至ル治外法権ノ撤廢ニ付テハ星野氏ハ非常ニ努力シ又貢獻ヲ致シ  
マシタ。建國前後ノ滿洲ノ金融制度並ニ組織ハ混亂ノ極ニ達シテ居マシタ  
ガ財政部總務局長トシテ日本ヨリ來任サレタ星野氏ハ其ノ同僚即下ヲヨクタ  
指導督勵シテ短時日ノ間ニ之び改革ヲ爲シ遂ゲマシタ。特ニ幣制ノ統一ハ  
一歲ニ非常ニ困難視サレテ居マシタガ星野氏ノ非常ナル努力ト熱誠ニ依リ  
建國後僅力三年間ノ短時日ヲ以テ一九三五年八月ニ之ヲ達成シ遂ゲ且ツ之  
チ安定サセマシタ。此ノ事ハ滿洲經濟全般ノ發展ノ基礎トナリ滿洲國一歲ノ  
住民ノ生活ノ安定向上、個人經濟ノ繁榮ニモ大キナ效果ヲモタラシタノ  
シタ。  
又滿洲ノ舊來ノ財政ノ實体ハ實ニ不公明テ系亂ヲ謀メ其ノ制度モ區メテ原  
始的ナモノアリマシテ一般民衆ハ公課負擔ノ非常ナ真、歷ニ苦シニテ居マ  
シタガ之ヲ急遽ニ革メ先づ稅制ヲ改革シ負擔ノ輕減ト公平ヲ圖リ其ノ龍財  
政會計ノ制度組織ニ付テモ之ヲ近代的ナ光明正大ナモノニ改舊シテ滿洲國一歲  
ノ近代國家トシテノ体面ト實体ヲ整ヘタノデシタ。之モ星野氏ノ非常ナル

Exh. 5

熱衷ト努力ニ貢フモノテアルト一段ニ言ハレテ居マシタ。治外法譯ノ撤廃ニ付テハ星野氏ハ最モ積極論者デアリマシタ。

蒲洲國ノ治外法譯ノ撤廃ニ付テハ其ノ時期及實行ノ方法等ニ付テ必ズシモ日本側ト蒲洲側トノ見解ガ一致シテ居ラズ殊ニ最モ利害關係ノ多イ在滿日本人ノ多クハ時期尚早論ヲ唱ヘ之ガ日本側ニモ反映シテ要端ノ一端ニハ積極論者アツタノデシタ。然シ當時財政部鐵道司長ヘ急ニ財政部次長一テアツタ星野氏ハ首相門ノ健全ナル發達、日滿人間ノ眞摺ノ公平ト言フ立場カラ最モ熱心ニ治外法譯ノ急速ナル撤廃ヲ主張シ關係方面ノ說得折衝ニ努メ其ノ結果一九三六年（康德三年）六月ニ先づ「蒲洲國ニ於ケル日本國民ノ居住及蒲洲國ノ鐵道等ニ關スル條約」ノ諸款ヲ見タ次第デス。此ノ議約ハ日本人ニトツハ謀說員擇ノ非常ニ增加トナル内容ノモノニアリ前ニモ述べタ如ク現地ノ日本人同ニ請分反對意見ヤ時期尚早論モ有ツタ詳テシタガ之ヲヨク說得了解セシメテヨ滑ニ實施スルコトヲ得タノハ星野氏ノ誠意ト熱情ニヨル越ガ甚ダ大テアリマシタ。

實イテ星野氏ハ鐵道總長ニ就任サレマシタガ治外法譯ノ全面的撤廃及蒲洲財團行政署ノ全而的移管ニ鑑々積極的ナ努力ヲ積ケマシタ。之ニ付マシテモ

裏面白紙

Exhibit

Dof. L-cc. r. 2527

テスガ是野氏ハ之等ノ難關打開ノ爲自ラ日本へ參テ要路ノ人達ト懇談折衝チ  
逃げ又現地ノ日本調査係者ニモ機會アル毎ニ説得了解ニ努メマシタ、又私等  
事務當局ノ交渉ノ間ニ於テモ往々ニシテ直見テ一致セズ行儀ミニナルコトモ  
アツタノテスガコンナ場合ハ是野氏ハ自ラ大局的ナ見地ニ立テ裁断ヲ下シ交  
渉于國滑ニマトメタノデシタ。

斯クテ一九三七年（康德四年）十一月「滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南  
滿洲鐵道附屬地行政權ノ移譲ニ關スル條約」ノ締結ヲ見同年十二月一日之  
宣達ヲ見タノデス。十二月一日ヨリ實施スルコトニ付テハ多小ノ間通ガアリ  
準備其ノ他ノ更宜カラシテ寧ロ翌年ノ一月一日ヨリ實施スル方ガ適當テハナ  
イカトノ考ヘガ滿洲國側ニアツタノデシタガ是野氏ハ「一日モ早ク實施スル  
方ガ良イ」トノ意見テ十二月一日ト決定シタト記憶シテ居マス。

此ノ治外法權ノ廢止ガ滿洲國人ニ與ヘタ心理的好影響ハ固ヨリ永キニ亘ル日  
本人トノ間ニ於ケル不平等ナ待遇ヲ改メラレ滿洲人ノ經濟發展ノ爲ニモ非常

昭和二十二年（一九四七年）九月八日

於市ヶ谷

東京地方法院

供述者 高會

正

右ハ宣立會人ノ面前にテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明  
シマス

同日於

立會人

松田今輔

輔

裏面白紙

裏面白紙

23

眞實書

良心ニ至ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ誠セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
書

署名捺印

高言

正

32

D e f D O C V 2527

高橋

星野被告訊問卷一一抜萃

昭和二十一年一月二十八日（一二頁）

Exh. No

問 先逕貴下が申された治外法権に就ての問題は一体どう云うこと

なのですか。

答 この治外法権は一時どこの國も持つてゐたもので、日本も矢張り之を持つてゐました。日本移民が滿洲國に多く入つて来るに従つて日本移民が納稅を免除されてゐることが、中國人の移民にとつては不平等であり、不公平なことにもなることが認められました。

法権は、誰でも平等な立場に置く爲に設けられました。滿錦附屬地帶に於ては日本人

のあります。これも同様改められるべ

問 答 問 答 問 問 問  
答 關 東軍司令官植田大將との交渉は貴下自身がやつたのですね。  
私は植田大將と協議した者の一人であります。

答 その人と言ふのは？

答 外交部次長の大橋氏も植田大將と協議をした一人です。

答 それで貴下と大橋次長とが、このことを実行する案を出したのですね。そうすると、その案はどう言う内容でしたか。

答 それは、はつきり案と言えるものではありませんでしたが、日

高橋

## 星野被告訊問書一一抜粋

昭和二十一年一月二十八日（一二頁）

Exh. No

問

先程貴下が申された治外法権に就ての問題は一体どう云うこと

なのですか。

答 この治外法権は一時どこの國も持つてゐたもので、日本も矢張り之を持つてゐました、日本移民が南洋に多く入つて来るに従つて日本移民が納稅を免除されてゐることが、中國人の移民にとつては不平等であり、不公平なことにもなることが認められました。そこで、この治外法権は、誰でも平等な立場に置く爲に撤廃する必要があると考へられました。荷蘭附屬地帶に於ては日本人と共に謀叛されなかつたのであります。これも同様改められるべきものであります。

答 問 答 問 問 答 問 問  
の そ れ は 、 は つ き り 表 と 言 え る も の で は あ り ま せ ん で し た が 、 日 外 交 部 次 長 の 大 師 氏 も 稲 田 大 將 と 講 談 を し た 一 人 で す 。  
そ れ で は 貴 下 と 大 師 次 長 と が 、 こ の こ と を 実 行 す る 案 を 出 し た  
そ う す れ ど 、 そ の 案 は ど う 言 う 内 容 で し た か 。

本政府に對して、滿鐵附屬地帶に於ける治外法權撤廢の方法を語  
せられ度いと言う一つの勧告でした。

問　その勧告に對してどんな手段が講ぜられたのですか。日本政府  
の方で。

答　昭和十一年末か十二年の初に、日滿協定により、希望した結果

を得ることが出来ました。

(一三頁)

問　凡て滿洲國の國債發行に關しては朝鮮軍司令官と話をしなくて  
はならなかつたのですか。私のいふのは昭和七年から十一年まで  
のことですが。

答　そう言つことは朝鮮軍司令官と相談するには及ばなかつたわけ  
ですが、通例軍からの支持を要請しました。

問　昭和七年から九年までの間に於て軍は朝鮮軍司令官が支持を  
拒絶した例をなにか覚えてゐますか。

答　覚えて居りません。

昭和十年にソ連政府から北海道を譲受ける際に一億四千万圓の  
賃貸を募つた際に私は、この賃貸の發行に關して蘇聯日本に  
參りました。

その場合に、貸下は朝鮮軍の承認を行ましたか。

DorDo 04-606-A-1

答

私は關東軍の承認を得る必要はありませんでした。承認と言うよりはむしろ前に申し立たようすに精神的の支持を得ることが必要でした。

問

昭和二十一年一月二十八日（一四頁）  
そこの局では、昭和七年から十一年までの間に、滿洲國に対する投資に人民を参加せしめるための何らかの方法を講じましたか。

滿洲國の産業開發に對し人民に關心を持たせる方法を何かやつたかと言ふのです。

新規創設の諸會社の株を滿洲國人が購入するようになり金融力

致しました。昭和七年から同十一年までの間に於ては、右の事項は滿洲國改

府の關係する限り、貴下の居られた部（財政部）が取扱つてゐたのですか。

私の部ではなるべく多くの者がこの株を買うように一環の賣出運動を主としてやつたわけです。

昭和二十一年一月三十一日（一七頁）

關東軍は財團が滿洲國に投資することに反対をしたのはどう言う理由ですか。

答問 答問 答

車一般としては財閥に反対しませんでしたが、關東軍の將校の間にこう言う空氣がありました。關東軍の將校は財閥が日本の産業を獨占してゐるから、滿洲に於いてもそんなことがあつてはならぬと考えてゐました。それで陸軍側に反対論が出たわけです。

答問  
星野さん以下は、それについてどう考えます。  
私は財閥が日本の産業を獨占してゐるとは考えませんでしたから誰が滿洲に行つて産業に投資してもよいとの意見でをりました  
（一九頁）

日華事變の起つた時貴下は意外に思ひました。  
昭和二十一年二月四日（三頁）

貴下が滿洲に居たのですか。  
そうです。

裏面白紙

裏面白紙

問一昭和六年九月の福洲事變に就いて本庄大將とどんな私をしたか言つて下さい。

答一福洲事變に就いて本庄大將と話をしたことはありませんでした。

問一板垣大將と話をした事がありますか

答一福洲事變に就いて板垣大將と話をしたことはありません

昭和二十一年二月七日

一八頁一

問一貴下は大政翼賛會の會員になりましたか。

答一特に入會したわけではなく國僚として會員になつたのです。私は眞賀會

の顧問になりました。顧問は全部顧問になりましたから

問一貴下は眞賀會の役員でしたか

答一いいえ

問一貴下は眞賀會は常設委員會の一員だつたことがありますか

答一えゝ、私は常設委員會の一員でした。私が眞賀會の常設委員會の

委員を務めました。福核研究の委員会でありました。

裏面白紙

海軍側文書第六〇六號▲一

昭和二十一年二月七日

(一八頁前承)

問 一 それでは詰責令の仕事で貴下のやつた私はそれだけでしたか

答 一 そうですそれだけです。

(一九頁)

問 一 昭和十五年の春、公岡は獨乙と伊太利に行きましたか

答 一 行きました

問 一 そして公岡が獨乙に行つた結果はどうでした。

答 一 公岡が駆逐した時は既に辞職してろましたので私は詳しい事又は秘密事項は聞きませんでしたから心は存じません。然し全体として公岡の歐洲出張の

最も重要な結果は日ソ侵略條約の締結でありました。

問 一 そして不侵略條約は四月の中旬頃に調印されましたね

答 一 そうです

問 一 私はそう言う開港に出席したことはありません。私は既に四月に辞职し

つたのです。

答 一 では星野さん貴下は昭和十六年四月まで企畫院議長をしてゐたと言ひま

裏面白紙

したが其後は何をされたのですか

答 1 その後半年は特別な仕事に携わりませんでした。私は内方々旅行を致して居りました

問 どんな旅行でした。仕事の關係でしたか、それとも遊びの旅行だつたのですか

答 1 主として私的の旅行でした。唯一度だけある時<sup>(日不朗)</sup>書記官題に關して演説をやつた事があります。私は當時に長い間居りましたので、日本内情を見る爲にこの旅行を致したわけです

問 1 第三次近衛内閣互脳の理由はどう言う事でしたか

答 1 當時私は八月から十月迄方々旅行に出でてゐましたからその理由は存じませんでしたが後に近衛内閣は内閣の軋轢<sup>(シテキ)</sup>によつて倒れたいだと言う事を聞きました。

（六頁）

問 どうして内閣書記官長の職につく様になつたのですか

答 1 特に理由はありません。唯私は十七日東條から書記官長になつてくれと依頼されたのです。當時私は既に朝鮮に旅行するつもりで乗車券を貰つておりました。

問 1 東條大臣と員下とは交友だったのではないかと存じますか

答  
一 拙友だつても言えませんが私の在朝時代に東條は二年間同地に居りました  
たので、私は東條を讒るようになり、又東條の臣相時代に法は企画院に居  
りました。

裏面白紙

高橋

昭和二十一年（一千九百四十六年）二月二十六日

第六頁（續き）

問 答聞  
貴下ヲ企諭院總裁ニ任命シタノハ一休誰デスカ。

近衛公デス。—一カセ貰ひ—

星野サン、貴下ハ内閣書記官長トシテ、内閣ニハ凡ベテ出席ナサ

イマシタカ。

答 疑ハ内閣ノ資格デ出席ハ致シマセンデシタ。併シ内閣ニハ臨席致

會議ニ出席以外デ臨席シタ者ハ私ノクニ猶ホ二

局長官ト情報局總裁トデアリマス。

百長トシテノ資格デ、内閣ニ提出サレタ問題ノ

有シチ居ラレタ問題ガアリマシタカ。

昭和二十一年（一千九百四十六年）二月七日

第十六頁

ミラフ12  
DeYD0C606A-1

問 答聞

モ  
東條内閣時代ノ福澤事項ノ控ヲ貴下ハ渡シテ置カレマシタカ。  
イエ、私ハ強シテ置キマセンデシタ。  
閣員ノ中デ也ニ誰カ、控トカ、該事項トカ又ハ覺書トカラ少シデ

昭和二十一年（一千九百四十六年）二月二十九日

第六頁（續き）

問答問答  
貴下ヲ企監院總裁ニ任命シタノハ一休體デスカ。

近衛公テス。—カセ真一

星野サン、貴下ハ内閣書記官長トシテ、閣議ニハ凡ベテ出席ナサ  
イマシタカ。

私ハ閣員ノ資格デ出席ハ致シマセンデシタ。併シ閣議ニハ臨席致  
シマシタ。此ノ種ノ會議ニ閣員以外デ出席シタ者ハ私ノ外ニ猶ホ二  
名アリマシタ。法勦局長官ト情報局總裁トデアリマス。

貴下ハ、内閣書記官長トシテノ資格デ、閣議ニ提出サレタ問題ノ  
中デ貴下ガ票決権ヲ有シテ居ラレタ問題ガアリマシタカ。

イエ、票決権ハ全然アリマセンデシタ。

第十六頁

東條内閣時代ノ閣議事項ノ述ヲ貴下ハ記シテ置カレマシタカ。  
イエ、私ハ痕シテ置キマセンデシタ。

閣員ノ中デ他ニ誰カ、述トカ、記事無トカ又ハ覺書トカラ少シデ  
モ痕シテ置イタ人ハアリマシタカ。

モ痕シテ置イタ人ハアリマシタカ。

裏面白紙

43

答 イエ、アリマセンデシタ。發表スペキ報道ガアレバ凡ベテ情報局

總誠ガ新聞社ニコレヲ與ヘマシタ。

昭和二十一年（千九百四十六年）二月二十六日

第八頁

「微察國體ノ趣意參議第二千二百二十五號第十五頁ヨリ抜萃」

答 星野サン、貴下ハ内閣ノ中ニ東條大蔵ト最モ緊密ナ爾ニアツタ由  
デスガ、コレハドウイフ事ナノデスカ。

答 ルシタ。併シソレダカラト言ツテ彼ニ對シテ私ガ最モ緊密ナ爾ニアツタ由

ル相談相手デアツタトハ申サレマゼン。

答 居リマスガ、コレハ正確ナ事實デハナイノデスカ。

答 貴下ハ又東條ノ職政ノ熱心ナル支持者デアツタ由ヲ耳ニシテ

居リマスガ、コレハ正確ナ事實デハナイノデスカ。

答 私ハ開陳前ニオイテ東條カラ何等助言ヲ求メラレマゼンデシタ、

答 且ツ又私カラハ何等ノ助言モ教シマゼンデシタ。私ハ單ニ一箇ノ書

記官トシテ訓令通りニ實行シタニ過ギマゼン。」

答 私ハ單ニ一箇ノ書

42

2

DefDo00606A-1

問 首相ハ何カ申サレマシタカ。ヘ昭和十六年十二月一日御前會議ニ

オイテ

答 オイテ

答問答問

當時ノ情勢ヲ有リノ禮説頃サレマシタ。  
トウ云フ風ニ説明サレマシタカ。

説明通りノ言葉ハ記憶シテ居リマセソ。  
説明ノ内容ハドンナコトデシタカ。

大略シテ申シマスト、若シ十二月初旬中ニ交渉ガ途セラヌト戰爭  
ニナルトノ意味デアリマシタ。

昭和二十一年（一千九百四十六年）二月十一日

第十四頁

問 貴下ハコノ御前會議ニ列席シマシタカ。

答 ハイ、列席致シマシタ。併シ會議ノ一員トシテ列席シタノデハア  
リマセン。

昭和二十一年（一千九百四十六年）二月七日

第二十八頁

貴下ハ何カ提案ヲ出シマシタカ。「昭和十六年（一千九百四十一年）

十二月八日經密院會議ニオイテ」。

私ハ意見ヲ述べルコトヲ許サレテマゼンデシタ。

昭和二十一年（一千九百四十六年）二月十一日

第十三頁

DorDoCo:606A-1

答問答問

答

問 機密院會議ニハ情報局總裁ガ列席シマシタカ。

問

43

答

總裁ハ列席シタト私ハ思ヒマスガ、確カニ列席シタトハ斷言致シ  
未マス。内情報局總裁モ又私モ會議ノ一員デハアリマセんノデ  
會議ガ私達ノ仕事ニ關係スル場合ヲ除キマシテハ、私達ハ列席スル  
ニハ及ビマセん。大臣デアレバ會議ニ列席スルコトハ半バ以上強制的ノ  
知レマセん。從ツテ情報局總裁ハ多分此ノ會議ニ列席シタカラモ  
コト、ナリマスガ、此人達ガ列席スルノハ事務ニ關係アル時ノミデ  
ハ私ニハ断言ガ出來マセん。

E 32/3

Def. Doc. #2073 Exh. no.  
(Revised)

ヨーロッパ(10月)  
ラムダ  
(モロコシ)

東 欧 聖 墓 誓 刑 所  
亞米利加合衆國 舉行

荒 木 貞 夫 異地

恢 夷 香 衍 上 参 一

自分等の國ニ寄ハルル万式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣モラスンタ  
ル上次メ如ク供述シマス

45-1

三 32 / 3

Dof. No. 2073 Enb. no  
(Revised)

二

東 國 際

亞米利加合衆國 聯合國

荒木貞夫

封

書

互

客 供

荒木

貞

夫

村 上 一

恭

一

自分機設圖はハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノヨリ互ラボンタ  
ル上次ノ如ク供述シマス

45-1

1

46

出身府縣  
無  
終の年齢

鳥取縣

明治四十年七月新信部に任ぜらる  
明治四十年二月川信率に官に任ぜらる  
明治四十年七月川信率記官に任ぜらる  
明治四十四年六月新信部參議官に任ぜらる  
同年九月新信大内總を官に任ぜらる  
大正五年十一月新信院を記官に任ぜらる  
昭和九年六月新信院を記官長に任ぜらる  
昭和十四年八月新信院を記官長に任ぜらる  
大正二年四月行政裁判所評定官新信院を記官に任ぜらる  
昭和十九年六月新信院を記官長に任ぜらる  
昭和十四年八月新信院を記官長に任ぜらる

一、新信院の會議に出席を有する者は、新信院院長、新信院副院長及新信  
院院長に内閣總理大臣及各官大臣たる國務大臣でありました。此の  
外に、東京在住の成年親王様、同様の会議に出席を有せられるこ  
とに勅定されて居ましたが、此の親王様の御出席は、新信院院長の旨初  
に仰められましたけれども、その後新信院より遅くする迄も遅えて  
ありませぬ。

新信院院長である内閣總理大臣又は各官大臣でないもの、割り離は  
ゆる無任所大臣は、新信院の會議に出席を有せんでした。  
新信院の会議には、内閣總理大臣及各官大臣の旨に於ける書類を補  
助する爲め、内閣及各省の官吏が必ずて同じ出席することを認められ  
てござして、それは一括して新信院員と稱せられました。時としては無任  
所大臣も説明員として出席したことがあります。

説明員の人には別に職員がなく、時としては十人以上つたことも  
ありました。説明員は、必ずしも同じ、課長の許可を得て、主管大臣の  
説明を終了する爲め要請することが出来るのであります。実際説明  
員が要請したことは屡々ありました。

二、新信院の新信院員等は、同元課長が新信院長及新信院副院長中より  
指名したを員数人を以て構成せられ、委託された經費に付て審査を掌

右いづれの記録を示して、その意  
見を求めることがあります。

し、その結果を議長に報告することを目的とするもので、その會議に於て内閣及各省に質問を爲し其の答辯を聞くのであります。その答辯には、議長大臣が答るのが本則であります。が之を補助して、其の下の言葉が屢々之に當りました。此の補助の官吏は、總て説明員と稱せられました。

三、總審院の審議では、一切速記を用ひません。

本會議にては總審院官部及事務院の規定に依つて議事録記が作成されますが、之とても、筆記官が議事の要旨を記載しただけで、各員の筆記を全部そのまま収取したものではありません。審査委員會の議事録記にては、何等法規上の規定がありませんので、筆記官が議事の要旨を書き取つて、自分の手許に留め置いただけであります。それとも、承認、置に際する名前、出席半員の氏名、議事の經過の大體くらゐの事を記載するに止まりましたが、凡そ大正十年頃であります。それとも、承認、置に際する名前、出席半員の氏名、議事の經過の大體くらゐの事を記載するに止まりましたが、凡そ大正十年頃であります。それとも、承認、置に際する名前、出席半員の氏名、議事の經過の大體くらゐの事を記載するに止まりましたが、凡そ大正十年頃であります。それとも、承認、置に際する名前、出席半員の氏名、議事の經過の大體くらゐの事を記載するに止まりましたが、凡そ大正十年頃であります。併し、之様法規上要求された公式の記録、筆記官の判決や宣誓の合の言語やに便つて、總審院々であります。併し、之様法規上要求された公式の記録、筆記官の判決や宣誓の合の言語やに便つて、總審院々であります。

Def. Doc. #2073 Exh. no  
(Revised)

署名捺印

村上恭一

コトヲシフ

良心ニ於ヒ直次ラ逆ベ和事ラモ歌謡セズ又何事ヲモ叶セザル

宣誓書

Def. Doc. #2073 Exh. no  
(Revised)

シマス

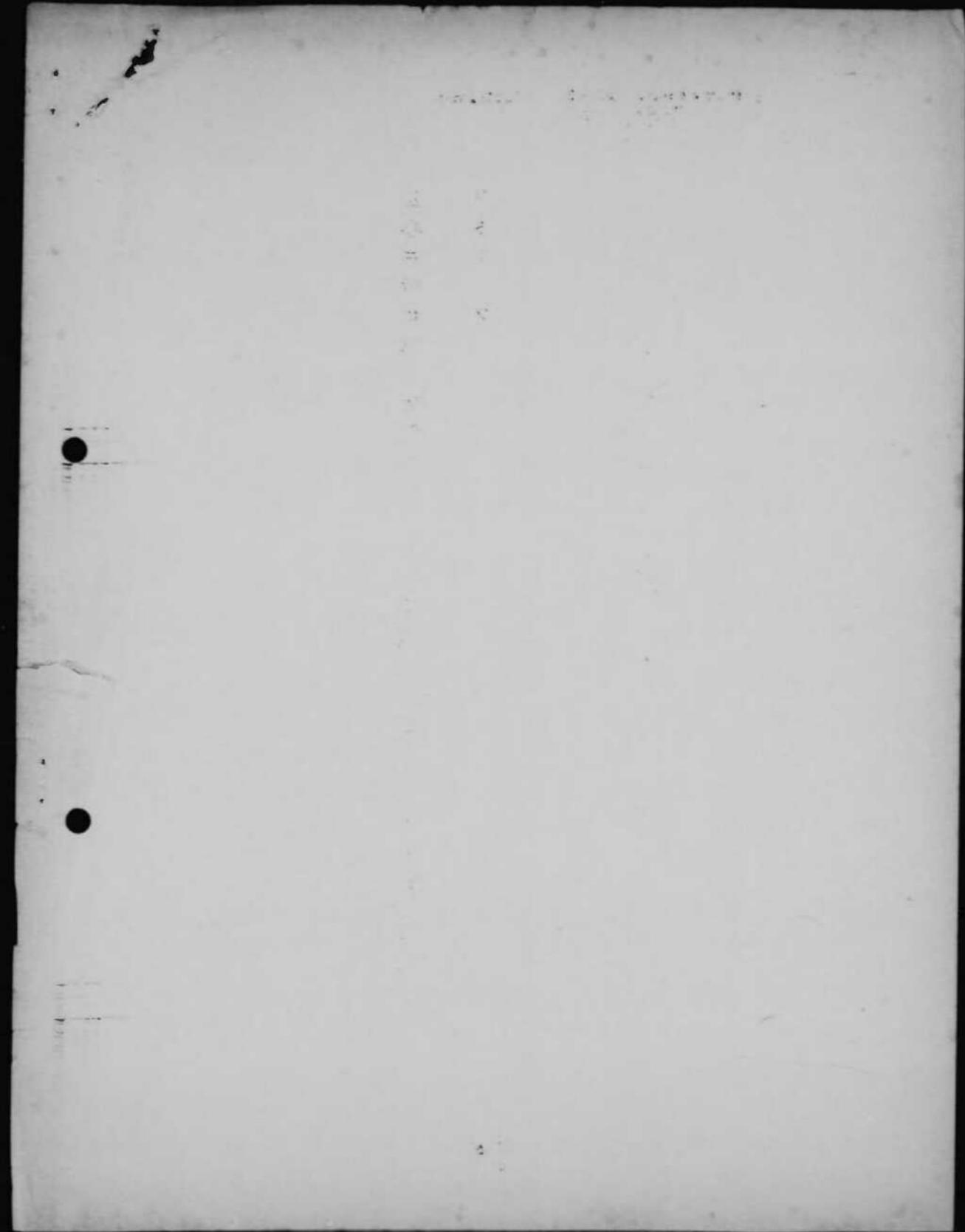
即日於

立會人

供應者 村上恭一

右ハ即立會入ノ所附ニテ宣誓シ且ツ是名印シタルコトヲ證明

昭和二十二年（一九四七年）七月廿八日  
於東京都千代田区九段内



E 3214  
Def D-n #2592

Exhibit #

葛鶴

葛鶴口頭證言を証明する

更衣室加合蝶口

對

木 真 先

他

供述者

小

烟

忠

良

自分一我國ニ行ハレル方式ニ得ニ先ツ別紙ノ通り宣傳ヲ爲シタル上次  
ノ如ク供述登シマス

49

50

E 32/14  
Def D n 2592

Exhibit #

鳥飼

自分ニ我國ニ行ハセラ方式ニ於ニ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタレ上次  
ノ如ク供述致シマス

宣誓供述書  
供述者 小畠忠良  
花本寅太  
大庭義也  
鶴見六郎  
重光利加奈  
横田六郎  
鶴見六郎  
花本寅太  
大庭義也  
鶴見六郎

裏面白紙

裏面白紙

Exh. 9

Def. Doc. No 2592

私ノ住所ハ大阪市天王寺區北山町四二番地ニアリマス。私ハ大正六年東京帝國大學ヲ卒業シ住友本社ニ入社シ、大阪ノ電氣工業株式會社ノ專務取締役ニ就任シマシタ。昭和十五年八月ヘ一九四〇年一企益院次長ニ任命セラレ昭和十六年ヘ一九四一年四月ニ辭職、昭和二十年四月愛知縣知事、同年六月東海北陸地方總監ニ任命セラレマシタ。昭和七年ヨリ昭和十五年ノ間、私ハ事業關係カラ度々滿洲ニ旅行シ相當期間同地ニ滞在スル機會ガアリマシタ。其ノ間私ハ最初滿洲國ノ財政部奉職シ後ニハ總務長官デアツタ星野直樹氏ト屢々會見シマシタ。滿洲國ノ初期ニ於テハ日本其他ノ實業家が滿洲ニ於テ事業フナスコトへ困難デアツタガ星野氏が總務長官ニ就任シテ後ヘズット容易ニナリマシタ。

滿洲國ノ若イ士官ヤ官僚ヘ外部ノ實業家ニ對シテハ「勧迎」マゼンタシタ之ニ初期ニ於テ然リデアリマシタ。星野氏ヘ此「勧」マゼンタシタ。尤モ之ニハ難事デアリマシモ立テズ同一ノ規則フ双方ニ適用シマシタ。星野氏ハ單ニ投機的利益ノミフ求メナイデ誠實ニ滿洲國ノ建設ニ關心ヲ持ツタ外國ノ實業家ヘ勧迎シマシタ。日本會社ト米國ノ・ゼネラルモータース・トノ合辦テ滿洲國デ自動車

## 裏面白紙

車製造會社ヲ起ス索ワモツテオリマシタノデ之ヲ星野氏ニ話シタ所、星野氏ハ之ニ同意デシタ。私ハ滿洲國ニハ米國ノ資本ガ必要デアルト申シマシタガ星野氏ハ之ニ賛成デシム。後ニナツテ、鶴川氏が接觸シ滿洲重工業株式會社ヲ設立シマシタ。鶴川氏ガ外國者次第中米國資本及其ノ技術ヲ導入スルコトガ出來ルト云フコトヲ申出タノガ同氏ヲ入満セシメタニ何ニ拘ラズ總ベテ滿洲國ニ於テ設立セラレタ法人デアルベキコトヲ嚴格ニ要求シマシタ。私モ住友ノ支店ヲ設立セントシテ、ソレガ出來コズ、止ムヲ得バ滿洲國法人トシテ新會社ヲ設立セネバナラナカツタノデ、レガ出來コズ、止ム

裏面白紙

星野氏ノ考へハ滿洲國ノ基誠ト同國民ノ安寧ヲ強固ニスル爲ミニ總ベテ  
ノ產業特ニ農業ノ開拓ヲシムト云アコトニアリマシタ。彼ハ輕工業及重  
工業ノ双方専ニ有能也正經ウ西發スルコトニ關心ヲ持ツテオリマシタ。  
ソレハ滿洲國ガ甚大ナツテ設置遠敷ハ不充分デアツタカラデアリマス。  
貨物自動車ヘ星野凡ノ企圖シタ農業開發ノ爲ミニ幹ニ必要アリマシタ。  
星野氏ヘ滿洲國ガ一統的ニ獨立國トシテ成長スルコトヲ念頭ンテオリマ  
シタ。支那事變ハ彼ヲ失ヒセキ。彼ハ在滿洲官吏ノ職が多過ギル  
シマシタ。彼が總務長官アリワタ時、彼ハ在滿洲官吏ノ職が多過ギル  
ト云ヒ行政マ經濟方面ニ舊人ガヨリ大モイ役ヲ勤ムルベキダニ皆ヒマシ  
タ。ソシテ日本官吏ノ數ヲ減ズル様ニ努力シマシム。又彼ハ若シ滿洲國  
ガ技術的ナ援助ヲ求ムルチラバ日本入ハ其後勤タヌベキデアルガソノ  
爲ミニハ滿洲人トナツテ之ヲナスベキデアルト云ツテオリマシタ。

星野氏ト關東軍トノ關係ニ付テヘ、星野氏ガ關東軍トウマク行ツタノヘ  
主トシテ氏ガ滿洲國ノ育成ニ誠實ナ關心ヲ有ツテオツタカラデアルト云  
アベキデアリマセウ。彼ハ大部分ノ他ノ日本人官吏ヨリハ遙カニ良心的  
ニ其職責ヲ果シマシタ。

滿洲國ノ初期ニ於テハ關東軍ノ將校ハ大部分誠實デ日本陸軍ノ中デモ最  
モ有能ナ且理想主義的ナ將校デアリマシタ。此ノ有能サト誠實サガ績イ  
テオツタ爲ミニ星野氏ノ態度ハ尊敬ヲ受ケマシタ。

一九四〇年（昭和十五年）六月二十二日星野氏ハ第二次近衛内閣ノ企畫

院總裁無任所大臣ニ任命セラレ、私へ同年八月同院次長ニ任命セラレ  
キタ種々ノ机上計費ノ生産數字ヲ分荷シコトニアリマシタ。星野氏ト  
私ハ間モナク如何ニ之等ノ計費ガ~~實~~行~~行~~本急~~急~~アルカト云フコトフ發見シ  
マシタ。當時支那事變ハ終結ノ見込ナク當ニ擴大シ米國ハ開モナク或ル  
種ノ輸出ヲ創設シ始ムルト云フ具合デ日本ハ苦ダ因難チ莫張ニアリマシ  
タ。之ハ非常ニ日本ノ經濟的ノ困難ヲ加爲シ、此ノ爲日本ガ手薄ノモノ  
デ其需~~要~~求~~要~~ヲ~~充~~足~~充~~シ得ル様ニ計畫~~策~~更セ~~セ~~バナリマセ~~セ~~金~~金~~鑄院ハ從前矣  
歟~~歟~~ノ一トシテ外國爲替~~替~~ハ鐵道~~鐵道~~、銀行~~銀行~~、財團~~財團~~、~~財團~~其外開港替~~替~~ハ急  
激ニ減少シマシタ。日本ハ新資材ヲ得ルコトガ出来ナクナツクノ~~テ~~企畫  
院ハ入手シ得ル資材ノミヲ以テマカナウ新方法~~法~~ノ案出スル必要フ生ジタ  
ノデ昭和十四年ニ設定セランテキタ生産力擴充計畫ニ~~ス~~マシタ。辯  
護士ハ私ニ法廷證八四二號ヲ見セマシタガ此ノ中ニアルノガソノ計整デ必  
要ガアリマシタ。コノ改訂ヲ~~シ~~シタ主ナル理由ハ米國オラノ屑鐵、油、  
製作機械、アルミニユーム、其他ノモノノ供給ガ減少シテオツタコトデ  
アリマス。從フテ是等ノ原料資材並ニ生產品ノ新シイ出所ヲ求ムル必要  
ガアリマシタ。ソノ爲メニハ生産力ノ擴充ト云フコトガ~~也~~ツノ方途~~テ~~ア  
ツタノデアリマス。日本經濟力ハ貧弱デ企畫院ハ陸海軍並ニ民ノ需要ニ  
應ズル何カノ方法ヲ~~尋~~ヤ~~本~~ベナリマセンデシタ。

スニハ不充分デシタ。米穀要他ノ地穀カラノ輸入計量ハ平和時ニ於ケル通常量デアリ又總ベテノ計量ハカヽル輸入ガ繼續スルコトヲ前提トシテ立テラレマシタ。計量ヲ立テルニ當フテ考はニ入レラレタ取手ト云フモノハ唯支那事變ダケデスガ、星野氏モ教モ陸海軍ノ支那ニ於ケル所要量ト云フモノハ幾許デアルカ全然知リマセんデシタ。又陸海軍ノ要求量ハ如何ナル方面ニ就キサンカト云アコトモ全然琢磨デアリマシタ。若シ我々ガ計量ヲ立テル際ニ當特太平洋戰爭ト云フ類半戰爭ヲ考ヘテ前カトスレバ是等ノ案ハ現實ナキトハ著シク初興ツタモノデアツタアリマセウ。生産力擴充計畫ノ目的ヘ外國ノ輸出指標ニヨツテ断タレタ必更ナル物資ニ對スル生産資材ヲ生産シ産業ノ均衡ヲ圖ルコトニアリマシタ。日本ノ重工業ハ輕工業ヨリ產カニ低値ニ在ツタノデ日本經濟ヲ均衡ノトレタ關係ニ向上サセル爲メニハ重工業ノ多大ナル

發達ヲ必要トシタ。生産力擴充計畫ノ終期ハ昭和十七年三月デアツカガ  
 ツタ。其當時未だ生産力擴充計畫ヲ擔任スル專門ノ研究企劃院ニハナカ  
 ツタノデ從來為替ノ配分其他ノ資金關係ヲ擔當シテオツタ第五課ガ真配  
 分事業ノ減縮ニヨツテ暫定期ニ生産ヲ取扱フコトニナツテ居ツタ  
 前述ノ如ク、當時財源ノ要求ハ極メテ大員デアツタ。併シ、星野氏ト  
 私ハ民需ト生産用ニ廻ス爲メニ計ヘノ創富ヲ切下ゲル宣メニ努力シタ。  
 財源貢ハ勿シ優先權ヲ有ツテオツタガ我々ハ常にノ要求量ヲ多量ニ做  
 遊スルコトガ出來タ。ソシテ實際ハ資材不足ノ爲メニモ創富全員ヲ  
 ルコトハ出來ナカツタ。此ノ資料創富ニ關シテハ多大ノ困難ト御感ガア  
 グテ、創富ハ毎年四月迄ニハ決定セラル、コトニナツテオツタノデアル。  
 四月私ガ講演シタ時エハ未ダ富局ハ昭和十六年夏ノ創富ニ關スル協定  
 ニハ越シテ后ナカツタ位デアル。

次ニ經濟新体制ノコトヲ申上ゲル。総理人ハ私ニ法廷顧八六五號ヲ示シ  
 テクレマシタ。此ノ新体制ノ詳細ハ企劃院ノ苦心官僚ニヨツテ立業セ  
 ラレ、星野氏ハ之ヲ昭和十五年ノ秋、經濟顧慮ニ提出シタトコロガ、彼  
 年、船中、小林商工大臣ヨリハ可成ノ反対ガアツタ。ソシテ星野氏ハ

裏面白紙

57

ノ改訂ニ同意シタモノデアル。經濟關係ハヨリ自由主義的經濟ニ有利ト  
ナル様ニ繁ノ變更ヲ要望シタ。例ヘバ原業デハ非能率的ナ小全業者ヲ排  
シテ大規模ナ經濟關係ニ統合セシメ之ヲ效果的ニ成セシムルト云フコ  
トガ定メラレテオツタガ、小芥氏ハ寧ロ改訂ガ小企業者ヲ排  
フコトヲ欲シ、星野氏ハ之ト同意シタ。原業ハ採用トナラナカツタノテ私  
ハソレヲ有タズ、今何處ニ求メタラソレガアルカ判ラナイガ、私ノ記憶  
ニ從ツテ、財政ノ交渉ノ結果、星野氏ト經濟關係ニヨツテ細更セラレタ  
ヲ少シ述べテ見ヨウ。

一、原業ニアツタ其目的ニ就イテ國民生活ノ安定ト云フ趣旨ノ言葉方附  
加セラレタ。コレハ、綜合的計較經濟ノ過度ノ強調及急激ナ變革ニ對  
スル緩和剤ノ役目ヲハタス爲デアツタ。

二、原業ハ第二、(三)ニ於テ「企業ハ分離結合セシムルコトヲ云」ト云フ  
代りニ「分離結合セシムベシ」トナツテオツタ。私ハ原業ガ、貢セラ  
レタ部分ニ楷書ヲ引イク。

三、原業第二、(四)ハ中商企業ハ整理結合セラルベシトナツテオツタ。  
四、第三舞賡關係ト舞賡第一、(二)ハ原業テハ經濟關係ハ唯一入メ指導  
要スルニ下ニ述す。星野、小林間ニ一事シタ染ト云フモノハ多クノ點ニ於テ原

56

7

元原則トシタモノヲ御外トシ御外トシタモノヲ原則トシタ。

裏面白紙

裏面白紙

Exh. 6

Def. Doc. No. 2592

是等ノ變更ガ星野氏ト經濟閣僚ニヨツテナサレテ後、案ハ實質上現在ニ見ラ  
ル如キモノトナリ、閣議ノ決定ヲ經タ。併シ此ノ案ノ實施ハ商工省ニ於テ  
之ニアタリ企畫院バ何等之ニタズサハラナカツク・新体制ハ政府ノ產業統制  
一部ヲ統制團体ノ實業家ニ移スコトヲネライトルモノニアリ、從ツテ此  
ノ案ニ從ヘバ從前ヨリモ政府ノ統制ハ減少スルト云フコトニナツテオツタ。  
次第ニ困難ノ度ヲ加ヘテ行ク經濟狀況ノ下ニ於ケル企畫院ノ目的ハ日滿支ヲ  
通ズルプロワク的經濟關係確立ヲ自指シテ日本經濟ノ自給自足ヲ國ルト云フ  
コトデアツタ。之ニ日おバ日本デハ高級產業ガ最モ進歩シテオルカラ、日本  
ハ高級產業ノ中心トナリ、滿洲及支那ハ原料地ニ基礎產業ニ力ヲ入レルト云  
フコトデアツタ。北支及滿洲ノ產業ガ計近ノ中ニ含マシメラレタ。理由ハ、  
之等ヘ既ニ過去多年ノ間日本ノ經濟トハ切ツテモ切レ又同柄ニアリ、日滿支  
ヘ其ノ當時ノ狀況ノ下ニ於テハ原料資源及ビ生産技術ノ観点ヨリスレバ相瓦  
依存的デ相瓦ノ協力ナクシテハ何レモ農業シ難イ狀況ニアツタカラデアル。  
次ニ矢張リ法廷證第八六五號ノ中ニ含マレテオル人口政策ノコトニ就テ申述  
率ハ減退ノ意向ヲ示シテオツタ。ヨノ案ノ實施ハ平和狀態ノ存續ヲ前提トシ  
テ立案セラレタモノニアリ、一九六〇年（昭和三十五年）チ目標トシタモノノ  
アツテ、其ノ實際ノ成績ハソレ迄ニハアラハレナイモノデアル。更ニ其ノ

直接ノ結果カラ云ヘバ、生産ノ力ノ減少テ來スモノテアル。即チ此ノ案ニヨ  
 レバ早期結婚ガ賛議サレ二十歳以上ノ女子ノ屢々少ナリコトニナル  
 カテ女子労働者數ノ減少ヲ來スコトニナルコトトナル。此ノ案ハ娶スルニ甚  
 ダ現実的ナ机上案テアツタ。案ヲ作成シタノハ厚生省官吏ニアツタが貴施ニ甚  
 常ルヘキ省モ厚生省ニアツタ。當時断クノ如キ案ハ其ノ立案者ノ如何ニ抱ラ  
 ズ企畫院ニ於テ説明スルノ賃償例ニアツタ。黒野氏ハ案ニのライシテ翻心チラ  
 示サズ甚ノ説明ハシクト信ジマスガ、私ニハ何ノ意見モ述べナカツク。  
 黒野氏ハ昭和十六年四月初メ近衛公爵ニ封シテ隠居モ出シ、其ノ五日過

裏面白紙

右へ當立之人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス  
同 日 於  
立 人 右  
日 敬 夫

昭和二十二年（一九四七年）一月一日於東京  
供述者 小 烟 忠 良

裏面白紙

フ 良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ同事モ誤語セズ又河口モ附加セザルコトナシ。

宣

誓

諒

小 括 忠 良

署名捺印

61

12

62

裏面白紙

吉鶴

「日露支那満蒙懇親會報告書」

ヨリ 謹草

昭和十三年十二月三日

E' 32/15-A

Doc D255/A

○吉生野直相氏（滿洲帝國國務院總務廳  
長官）　語言、今次事變より最も大いなる成  
果と致しまして東亞の諸邦、諸民族の間に和衷  
協同の同志關係として、深き、再に新天地建設  
にいたる所すより積極的に動き、ありますことは實  
感へないところであつまつて、  
（吉生野直相氏）　此談合の會合の如き、その體  
に輪流の念を蘇ふじ得て、次

蓋、本決事變の直接の事由は如何なもの  
であつたにもせよ、私天が冷徹万能心鏡にみにテ  
ニ木を反省致しまするとき、私共諸民族の中に善  
隣協和の精神の徹底にあつて、東亞人、東亞  
なる認識の把握にあつて、輪流の點あり、缺  
く、さうあり玉一たることが、この最も根本的な  
理由であると論斷せざるを得ぬ以下あり  
ます。

石一も私ども各人各自が、その老若男女を同  
はす、その食富貴賤を論せず、蓋隣協和の  
精神に燃へ立つて、東亞人の東亞なる確固不拔

62-1

No. 1

馬場

「日露戰爭後の東洋」

ヨリ抜粋

昭和十三年十一月十四日

Doc D255/A

○日露戰爭概要

(總括)

總括今次戰爭は日本が大いに勝成

軍と敵として東亞の諸邦 諸民族に向ひ和衷  
協同の精神満を持して潔々 興に新天地建設  
する所業す。我朝頃より動いて、萬事は遂  
に得國慶り至りに堪へば、此ノ事は實に  
今日の日本が世界萬國政局の命令の如きに對  
する方々の胸にて裏に輪流の念の種子を得ては  
第である。

蓋し、本次事變の直接の原因は如何なるもの  
であつたにもかからず、我方が今、敵方の侵襲に於いて  
敗北及く有敗一敗する所、其の勝敗が敵の手に當  
隣國和の精神の徹底に入つて、東亞人の東亞  
精神の形體に於いて、道徳塊の點あり、故  
之ゆえ、我等の胸にて、此の點、吾の最も根本的の  
原理由て是の精神を發揚せざる事無むより下焉  
なり。

若し、我等が敵人各自が、その志男女の向  
けに、その全般の體を發揮せしむる事の  
精神に於く、我等、東亞人の胸に於く、確固不拔

No 1

62-1

NO.2

Doc. 2551A

の信念を確信致してあります。今次の如  
き事態の発生を見るには決してなかつたであら  
うと確信致してゐる次第であります。

然しながら既往は未だ論ずるも證なきこと  
であります。然も今や正義無敵の師は進  
み、既に東亞の大半より固陋不逞の徒は一掃  
せられたのであります。

私どもの今日爲すべきことは私どもの手中に取扱  
しきしたるこの東亞に、新しく理想の世界を建設  
することであります。固より事態は未だ解決の  
域には至つておりません。既に局部的地域に躊躇  
せしめらるるに至りましたと申セ、尚ほ頑迷暴  
達の徒は偏執遂至の夢より未だ醒めずして、そ  
の抵抗を繼續し、陰險豺狼の輩亦執拗にそ  
の暴を助けてゐるのであります。

それ故にニテ私どもの新東亞建設への嘗ては  
一日の怠惰、一刻の安逸も許されないのであります  
し。事實は今や一方にあきましては彼等に打  
まする脅威の手を弛めることなく、これを進める  
方と共に代方にあきましては建設經營の工作  
に致しまして力注ぎ、以て彼等の意圖してお  
ります。この長期消滅戦に對應すべき所謂長  
期建設戦の段階に入つたのであります。

Doc. 2551A

然、アーティカ長期建設戦の過程にあつては、連合敵しまする凡ゆる困難を克服し、こゝに新東亜經濟の第一階程を堅固に構築致しますることは、これこそ東亜新生の貴重なる指揮と致しまして那はれでありますところの幾多在露至に始めて酬ゆることを得た所以であり、また本次事變の聖戰たる旨全般をして僕々宇内に昂からしむる所以であると考へるのであります。

惟ふに過去における我が東亜の歴史を顧みますると、世界陸地総面積の十分の一弱に相当する二億裏を占め、世界総人口の四分之一強に達するところの人口を擁してゐるにも拘らず、昏迷の軍を彷徨するに過ぎなかつたのであります。

然しほがう多年の妖雲を拂つて東洋が世界文明にあきよして當然占むべき正當の地位を恢復せむとする大勢は、今や渾渾として天を敵小てきるのみであります。

惟ふに東亜覺醒の曉鐘は遠く大日本帝國の明治維新に鳴らされられてあります。が、その大陸に具現せられたるオ一步は滿洲事變であり、更に拡大進展致しましたるものが、今次の支那事變であつたのであります。

これが結果と致しまして先に満洲國の成立あり、然してこの度は北支、中支、蒙疆等の地にあつて清新強力なる各政府の成立を見たのであります。

No. 3

2551A

No. 4

Doc. 2551A

私どもは常に神の御示を見、人の聲を聞くのであります。  
新王東亞の建設——これこそ正しく私ども東亞諸民族ニ與へられたる一大責務下あります。私どもはこの悠遠なる生命と榮譽とを賭け、敢然これに當るの慨を有つてこれが遂行に邁進致すねばならぬのであります。

即ち各民族互に協心同和し、この有機的全一體としての東亞人たる意識に自覺め、東亞人なり、との明確なる認識を把握し、今日世界に見る最も不的なる病憲でありますところ巧利的自伐の主張を基本とする闘争隸從、榨取被榨取の思想を断乎として排撃し、東方道義の宣揚を根基とす。協和共樂の理想世界を自らの手によつて実現せんために、その全量全靈を拠たなければならぬのであります。

斯くて過去の昏迷は一掃せられ、新しき東亞は世界の邪惡に対する逞しき息吹を吹きかけ、民族協和の草々結合の上に東方道義の草は燐然として千載に輝くであります。

斯の如きは決して徒なる自己陶酔的なる空想ではなくのであります。滿洲國が今日に及ぶ發展過程にあまよして體驗致しましたところに依りまして、容易に想到し得らる、ところであまよ無し乍ら、に私どもが充分留意致しなければ

19cc 2551A

わいがござります。蓋し現下の國際時局は危機的で、  
之の前途容易に豫測するものがござりて、  
幾つて長期建設戦略に弊はるる各路線等を堅實な  
基盤之上に而して何なる變へに際會しても當たり難い勢  
を以つて一層に速て得る準備と覺え候ことを期して造めらるること  
が要事なります。

即ち長期建設は各階段において最も艱重綿密に  
計画せられ、然して最も着實にその成果を擧ぐること  
ければならぬのであります。

且ちこれを現着手の問題として見ますと、長期建設の  
第一段階程たゞ今日にあらずしては、長期建設の諸工作は  
国际に又現下の未だ進むる國際危局に備へて運轉なり對策  
たゞこと必要がたらば、のであります。從ひキシテ現段階にお  
きましても最も確實性あり、然て効果ある建設の方策と  
致しまして、棉豆の各地域に現存する經濟力を動員し  
て、綜合組織化して以て現下の危局を突破せんとする  
まふてなければならぬのであります。

斯く考察致しまさると共に於て長期建設の現段階  
におきまして、我が滿洲國が果すべき機能は自から明々  
でありチして、その頗る重大なるものあることを我々は痛  
感するのでありますヨガ、東亜新生の第一階段において誕  
生致しましたヨガ、このヨガ我が滿洲國がさく本格的建設  
の開始せらるんとするときに當りまして更く云々の重大なる

Doc 2551A

64 - 2

卷之三

今日讀に我が支那の脈に清き血脉の上に名大才を興させしと  
云ふのでありまことに、實に、鑑上等の脈御開發の上に重西等の機  
能を有し、動力資源と莫大とも從來滿洲には水力電源等と計  
られていたのでありまする。その前途は明白に裏切られ、今日世界公認  
の大水力發電開拓事は、高麗と日本所在に施行せられたるのじ  
めります。又百來あり開拓の事は、實に、滿洲の農産、畜産、林業に  
あヨハヨ一とも同様の振興、開發の蘊果説々々あるものであるので  
あります。即ち、今後、國產東北經濟の著しい躍進にて、正に  
世纪の轉換より、世界の經濟上に莫大なる影響を及ぼす事が、其時に来る  
事無事へと運転され、一方、世界に於ける我國の貿易上に、極めて全般の好  
運が降る事無事に、最大の力量を發揮せしもの、アーバン化と並び、併合之たる

No. 255/A

將來に相心を致すには當なり。三日會を以てては未だ明し玉運も想むる。原  
概の胸中に湧き、あがみ、不平しきものであります。然るに之に對  
正しく日滿一體、民族的の連合、全土にて合ひたるあります。東西  
建設の奉格にせられましたる第二の階段はあります。然るも満洲國  
さる東亞諸民族の事にありて——それが一物ナニ。是も滿洲國の方  
作にもよき。體を詰めるが、金は捨ロナシ何なる。其處に手がも  
の眼前に現おますことあります。勝利を觀る事いまづ。併し  
かと今日は斷言致す。他はわざとあります。今や東西二つの偉人  
遠なる生命の若さしく公私共に勤め、動を盡したもの。テト、政治の、  
前は廣開したのみであります。既に數千年の歴史がヨミガエ  
るもの先人は古往史上不朽の光輝ある東亞文化の新生ともは新進も  
に遺しておつたのみります。然どこそその遺産。最も正義なり。  
承継者と致しまして實に光る東亞文化の新生ともは新進も  
の力の掌合の上に立たかねば、ものであると確信してしまふ。次第  
であります。今日満支經濟懇談會の大事と來が計画書に  
されまく。殊に今日滿洲國の首都新京にあつてしてその最  
後の會合が開催せられ。籍に日本を中心として東洋各地方  
における新興政府の經濟部門を双肩に負はる方々が一堂  
に會し、賛同を交へ新東洋經濟建設のために論議するとの  
出來ましたことはこの新東洋建設にあける誠に重き事なる。つ  
の機會であると考へまして籍に御臨席のと向うに向て私の  
衷懐を述べることをいたしましたことは私の口より見えざる  
お詫びと申すのであります。本會日臺において各方面の方々は  
充分の論議を遂げられ。以て本級に於けるの有終の美をなすと共に  
我が前途の理順化を成されたるに見大なる貢献をなすに至りました  
因く信じ且つよく頼んでくれ。次第あります。

此を以て御接待を致します。



E2797

國務省

臨時調査情報部  
調査、振革課

R&A 第二五五八

日本軍事生産産業

## 十一章 軍事生産統制・發展

### 説明

第一章 (ラベル) 研究、日本、四大軍事産業、即ち  
航空機、自動車、造船及造兵ヲ論シテキル。本  
序章は軍事生産統制、全發展、概略示  
テキル。全研究ヲ通シ協力団体組織と政府  
統制、歴史トヨミトヨ強調サヌ又之等、產業  
能力及技術的今野ニ論セラキル。

一九四五年十月三十日

第一次世界大戦中、日本、聯合国側ニ立ツテ  
日本、軍事的活動ハ小規模デアツタナドモ同  
家支云ハ高額テ(一九三二於キル六億六千百  
円カラ一九二一年六十五億九千百萬円ニ迄増加シ)  
日本ハ先例、ナシ繁榮時代ニ入ラ。ニ繁榮、  
西欧諸国クニ製品輸入、衆減、日本、輸出上  
昇、聯合国ニ供給ナシタ軍需品、オヒタニイ曾  
如ビ戦争、ナシ起テ世界の大船舶不足ニ基因  
スル日本、商船及造船事業、且覺マシイ膨張

6297  
1

トノ結果、テクタ、西欧輸入品、未だ激減少ハ、レ等ニ

代ル新ヨリ、全業、迅速ナ、松頭ヲ生ビシタ、ニ、價

向ハ、鉱業、機械及ニ、化學、諸工業、同ニ最ニ

著ミキッタ。

def doc 255  
2  
三、「滿洲事變」補助金ニヨル、獎励及ニ最正義。

明治時代、於ル日本、主ル目的ハ、外國、經濟消

的侵入及ニ、国内、動亂ニ付スル、防衛ヲラツク事デアフタ

ケドモ、ソノ國、制限セラレル主要資源、大部分ヲ戰

略的産業、發展ニ充ナル事ニ加フルニ、國內デ或ヒ

ハ、國際市場、於テ、外國製品ト競争スルタメニ制衣造産

業ヲ援助スル事モ亦必要、テアソトイフ事が解ツタ。

織物業、主ヨリ輸出産業、中ニ最モ重要ナモ、

テ、不外、一九〇〇年、前半期ニ於テ、織物、使用工場

、過半ト工場、生産品、價格、約半分トニ至ラテ

居久、一九一九年迄ハ、ソノ工業、尚、使用工場、半分

ト工場、生産品、價格、四割トニ至ラテキタ。不景

氣、時代ニハ、生産、急激ニ下落ハシム、確ニ下同ニ

使用率、ハ、一九三九年迄維持セラタ。方少、復動ハ

アレ、織物業、生産、前、一九三五年六、約三十

ハ、一七ニト、一九三九年六、二十一、セシトニ下落シ續々

其後下落、尚更急テ、アタ。

勿論、重工業、拡張ハ軍事用、要不ト密接ナ

關係ガ、石タトハイ、支那事變前ニ、日本、產業

des doc p 55

組織、改造、即ち輕工業、重工業、著ニイ輸  
換之亦輸出市場ヲ擴張又在庫之貯蓄サリナリ。日本  
輸出品ハ専々輕工業、生産品カラ或シテ下ルト言ハ  
シ。大部分、中國及他、後進諸國ニ玄荷サリテ半  
タ。若ニ之等、諸國ノ工業化セル様ニシテ  
先づオニ堅工業が樹立サルテアラウシニシテ  
事實上日本輸出市場ヲ貶シテイクテナク、從クテ  
重工業的日本工業改造が日本ノ工業化國ト  
踏留ラセシ唯一手段トシテ實行サル事ヲ指  
薦セリナリ。

支那事變（一九三二年七月七日）、動亂後數十  
月、向日本經濟が實際ノ凡て面ニ於テ走向キハ  
平時基準デアタ事、事實テリ、戰時統制業  
ハ軍需の必要タク緊急ノ要求が起フ事、然ハ  
テ採用アレ。之等、統制業及政府、シテ貿政政  
策実行結果ト云日本資源大部ハ益々國內産業ト輸  
出貿易トヲ顧ミテ、ニ特着、軍需産業ニ利用サルタ  
輸出産業ニ直益、増加スル生産量ト外因市場テ日  
本商品ニ打ニテ課セラタ制限、左ニ古ニニタ、一九三六年  
終り迄ニ固、下記始メテ年久、月々更ニ下落以テ重  
工業、拡張ニ必至セナ莫大ト量、輸入原料及ニ機械、漸  
ハ增加スルテ、丁度アラ、政府ハ「一九三七年「不必要」材料、輸入  
ノ制限シ日本、外國、並替準備、金ヲ保護为目的  
議会ヲ通過セル臨時輸入統制法（或ハ規則）斯ノ如ク、制限  
前文ヘ日本ハソノ在政者、以言シタ計画、通り、戰爭經濟發  
展セセル事ニ製造高、貿易事モ主導アラ、トヨ市ノ明白  
寒戰争ニ及ク、オヨヅル産業機関ノ發展、ナリ

Syf Doc no. 755

序ニハ軍需産業ニ資金ヲ供給スル事が必要テアツク。  
一九三七年九月、臨時資金調整法ハコトナリ。面ニズケル  
最初ノ主要ナル段階アリ。不必要産業カラ軍需産業  
へ向テ新資金ノ流出ニ溝ラツケル目的アリ。行財  
ハ新計画創立ノタメ又産業、種々一部門、資金  
増加及び債権發行ノタメニ政府ニ資本金割当ヲ譲  
節スル權限ヲ上(ターティアルコ)法律、結果ハ一九三八年、  
年末迄ニ資金ガ著シテ軍需産業ニ轉換シタモア  
リタ。一九三七年九月ヨリ一九三九年十二月迄、期間ニ分シテ  
許可ノ得ラレタ借款ハ、全額三千九百二十万圓  
僅カ七パーセントが「C」級或ハ多額の企業(向ケラレタ一九三八年  
於ケル主要産業部門)へ投資ハ次、表ニ箇圖呈ナリ  
利現ハレテキル。

第一表 一九三九年、臨時資金調整法ニ依ル投資額

	単位百万円	百分率
鑛業	五百七十	一三・九
製造	二七四九	六四・六
農業	一〇・三	〇・二
漁業	一三・七	〇・三
運輸	四九・七	一・〇
商業	四二・三	一・一
合計	三三七・〇	一〇〇・〇

67-2

Def.Doc 755

コノ轉換ハ日本ノ産業生活ニオケル意欲ナ出發點ヲ  
示シハシナカワタ、某シムヨク計画ナリ。地圖ニ書カテアタ。  
五三一年ニ於ケル「國防」産業ハ「非國防」産業が六五・四パーセント  
トサヒテキルニオガシテ全企業資本金一三四・六パーセントヤツクド  
(新企業ハ二用ヒラシタ)賃金・資本金増加及ビ債券發行ヲ  
含ム)一九三五年ニハ既ニ重工業ニ投資セシタ資金ノ比率  
並位ハ一九二一年ニ此ベテ逆ニナツタ。前者ハ全体ノ六一・七パーセ  
ントテアリ。後者ハ三八・三パーセントテ高々日本ノ高官連ハ  
五三年カラ三五年、前ニ於ケル重工業・生産額・價值、  
三倍ラ報ニシタ(ミナラズ)。五四二年ニハ金屬及ビ機械工業、  
生産能力ハ一九三一年ノ水準ノソレゾレ十三倍及ビ十九倍ニ増  
加シタ上一張シテ。

コノ傾向ハ日本ノ消費經濟及ビ産業ニ反ボシタニ連ヒイ  
寒ル影響ハ軍部(費用ト全日本政府)費用ト、開拓ヲ  
研究スル事ニヨリ判ルデアラウ。一般法令及ビ支那事變特  
殊法令トニ於ケル日本ノ全支出・比率ニ於テ全軍事豫算  
ハ五三六年カラ三七年、戰前ノ年ニ於ケル四十七パーセントカラ一九三七  
年カラ三八年ニ於テハ殆んど七十五パーセント、絶頂ニ迄エラタ。  
五三九年カラ四〇年及ビ(九四〇年カラ)四年ニ於テハ比率ハ  
ツシドツヌ(セ十三パーセント迄)一九四一年カラ四年ニ於シテハ再  
ビ相当ナ比率ナ上昇ガ表ハタ。

Def. Doc No 755

全軍事費豫算、比率ハ一九四二年カラ一九三九年及一九四三年カラ一九四年ニハ約七十五パーセント、一九四四年カラ一九四五年ニハ約八十パーセントニ上ウタ。一九四一年カラ一九四二年ニハ國家收入、四十パーセント以上ヲ吸收シタ民間消費ハ一九四四年カラ一九四五年ニハ二十パーセント以下ニナウタ。

68-2

四、一九三八年、國家總動員法①  
①最初一九三八年ニ公布サレ帝國議会ヨリ通過シタ法律第十九号ニヨリ一九四一年(三月)改正サレタ

(以下次頁譲フ)

6

Def. Doc. 755

國家總動員法ハ九三八年三月二十四日ノ第73帝國議會于可決サレタ。日本、戰時國家機構、脊骨アルソハ國防、爲全人的物的資源、統制ト利用トヲ規定スルモノアル。戰時ハソシハ、房庫、原料、土地設備、事業契約、投資及ビ資本、增加、追設及ビ出設、政府統制ヲ規定スルモノデアリ。平時ハソシハ、房庫、微用、技術家、養成、材料、貯藏及ビ保存、生産、戰時增强ニ對スル強制的計畫、研究及ヒ実驗ヲ規定スルモノアル。更ニ政府ハ補助金ヲ與ヘ、利潤、一定率合ヨ保証シ或ハ法ノ施行ニ基因スル損害ヲ賠償スル権限ヲ賦與サレタ。(更ニ適切ナル法)規定、原文ハ附錄1(参照コト)

ソノ法律ノ更ニ深刻ナ且先例トナツク而ハ第十六條及び第十八條ヲ夫等ノ種々ノ細別ト共ニ熟讀スル明テアル。例ヘバ工業設備ノ「轉用」ト「運用」ニ關スル第十六條、最初ノ二節ト、占取、合同委託經營、轉用、事業、廢止或ハ中止、又ハ事業目的の変更、或ハ會社合併又ハ解散ニ關スル第十六條、最後ノ節トハ、一九三九年六月十五日ノ工業調整法及ビ一九四三年十二月十七日ノ軍需會社法ニ付シ可成り適切ナル例ヲ夫作ツタモノアル。大ニ論議サンタ第十八條ハ政府強制的統制組織、構成(統制會或ハ統制會社)ヲ命スル法的權利ヲ與ヘル事ニヨリ「新經濟機構」及ビ一九四五年九月一日ノ重要產業組合法、先端トナツタモノ

アルシナ乍ラ後者ハ一九三一年ノ重要産業統制法於  
于更ニ早ク前兆ヲ現ヘシテキタ。

Def Doc 755  
或方面ニ於テハ國庫總動員法ノ規定ハ日本人ノ生活  
全個人產業ノ部面ノ軍事的統制ノ手初ト解説  
サレタ。元來ソノ法律ハ議會ノ牛續ヲ要セズニ勅令ニ  
ヨリ公布シ施行セル旨當トツタ。然ノ年テヨリ法令ノ適用  
サヘ政策ヲ検討スル為五十人ノ會員カラナル國家諮詢委  
員會議（廣ヲ議會ノ兩院カラ選ンシ）ヲ設立スルトイフ  
決定ハ國家產業ヲ保護スル為大ニ軍・部・武警トシ  
チノコノ法令、効力ヲ無效ニスル様十傾向ニ傾イタ。

陸海軍を司ニヨリ要求せしもの増大ニツアル軍事予  
算ニヨリ間接的而ハアルが更ニ大キモーラ作ロウト望ニシテ、然ニ財閥  
タク軍部指導者達ハ日本ノ產業組織ニコノ間接  
的統制アリモ更ニ大キモーラ作ロウト望ニシテ、然ニ財閥  
ハ彼等ノ支配シキル產業ニ於ケル彼等ノ所有權ト主  
要ナル支配權ヲ侵セレトスル凡ニ手段ニ計シテ頑固反  
対ヲ表シタ。

一九四一年九月ニナワニマワトアル日本ノ重要經濟雜  
誌ハノ時期ヲ次ノ如ク概説スル事ガ出来タ。日本ノ戰  
時統制經濟ハコレ迄三ツノ重要ナ法律ニ基ツイニキタ。  
即ナ輸出入臨時統制法、臨時資金調整法及ビ國  
家總動員法アリ、ソシ中ノ何レモが計畫經濟を暗示  
ヨ與ヘル構大條項ヲ含シテキナイ。  
ソレハ次ノ如ク結論スル、即テ

「全体トシテ一九四〇年カラ四年ニ前テサヘ、日本ノ經濟ハ個人企業ニヨリ經營且運営セし、政府ノ干涉モ比較的大ナク利益ト配当トヲ處分シテ、統制ハ産業ニ対入ル包括的國家政策ノ意味ニ於テハ未だ未發生ノ狀態ニアウタ」

Def. Doc 755

B. 一九四一年ヨリ一九四五ニ至ル日本ノ戰時産業統制  
一、「經濟新体制」ト重要産業組合法

一九四一年九月一日ノ重要産業組合法ニヨリ認可サレタ「經濟新体制」採用ハ法令（原文ハ附録16ヲ見ヨ）  
産業、國家統制及ビ個人ノ企業カルテルヲ政府官吏ニヨリ指導サセル公共機關ニ更セシムニ爲ニ強權的  
計畫ヲ実施ニシウタル軍部案、失敗ヲ示スモア  
アル。ソ代リニ、日本經濟聯盟及ビ日本商工會議所  
ヨリ提案サレタテノ選擇的ノ計畫ノ詳細ヲ結合スル  
「新体制」が採用サレタ。コノ計畫ハ東條内閣ガ一九四  
一年十月十八日成立ニタ時引継ガレタ。理論的ニハ勅令  
ノ規定下元、個人企業カルテルハ統制會ト呼ベル商工省  
管下ノ公共機關ニシウタ。然ニ乍ラ商工省ニ賦與セラ  
レタル權力ハ、統制會ノ理事トシテ自ラ選シテ人ヲ幹部  
トシテ任命スル權力が無イ事ニヨリ大イニ弱メラレタ。  
統制會、會長ハ、法令ノ條文ニヨリ當該大臣ニヨツテ任  
命セタル工業家ノ推薦委員會ニヨリ選出サルコトニ  
ナツテ平タ、順序トシテ會長ハ、産業ノ經驗アル人々  
中から地ノ役員や幹部ヲ選出スルノチアル。

19 Dec. 755

10

ノ委員會ハ既存ノ主要十企業カルテル、會長ヲ各種  
ノ統制會ノ會長ニ任命スル傾向ガアウタ。コノ事実ハ  
既ニ屢々述ベク如ク單獨制度ガ、新ラシイ名稱ノ下ニ  
實行セレタス。ヰナイトイフ事ヲ意ヘ味スルモノゾ人ナイ。

却リテ各種統制會ノ會長公ケノ役員トシテ、任命  
解雇、材料、資金及ビ局傳、復得並ニ完成品ノ賣  
捌ト々廣範囲、法的権限ヲ包括スル大キナ強権ミリ  
強メラセタ。(表一ヲ見ヨ)換言スル、以前ノ仕事、企業  
カルテルが今ヤ強制的ニテワクシテアル。小サイ又ハ中級ノ  
會社ヨルコノ改革レニ対スル反對ハアウタケレトモソレ  
ハ、經濟新体制レ、範囲内テ大キナ獨專會社ノ傘下  
デ彼等ノ勢力ヲ擴張シ又保護ヲ受ケル程度ノモ  
テアツク間モナク追加法令ガ統制會ヲ強化シタ。  
一九四二年二月十八日、行政措置法ノ轉用ニヨリ、彼等  
ハ政府、機關トシテノ地位ヲ與ヘラシク、ソシテ彼等ノ  
命令ニ違反スル事ハ法律違反ト見做セラ。

(本法令ノ原文ハ附錄16ヲミヨ)

### 三 戰時特別行政措置法

一九四三年三月十七日公ケニサレタ、戰時特別行政措置  
法ハ一九四二年一月カラ三月ニ至ル第八十一議會ノ期間中  
戰時經濟行政ニ付シテ新ラシク且ツ實際上獨裁力  
ヲ求メル東條首相ノ中心的要要求メケツテ企ニテラレタ  
苦闘ノ成果アロタ。此鬪爭ハ諸官廳、統制會及

70-2

Ref. Doc. 755

11

ビ綜合計畫局ノ様々ノ相異ニタ權限カラ起ツタモノ  
アルト一般ニ報ゼラシテキタ、一九三七年ニ軍ニヨリ設立カ  
タコ、綜合計畫局ハ經濟本部及ビ産業運動員  
機關トニテ働ク様ニ予定セラレタノデアル。ソノ勢力  
ハ増減スル陸軍ノ政治的勢力ニシテ変動シタ。  
(綜合計畫局ノ組織ト機能ニ關スル法令ハ附録10  
(ヨミヨ)東條ハ明ラカニ彼ノ主要目的ヲ遂行シタケ  
レドモ、彼ハソノ爲ニ七人ノ主要實業家ノ代表ヲ顧  
問トシテ内閣ニ附屬セシメルトイフ妥協ヲ受ケ入レ  
サセラレタ。(戰時特別措置法ノ原文ハ附録10(ヨミヨ)  
法令第一條ハ首相ニ「鐵、銅錢、石炭、輕金屬、船艦及  
ビ航空機、如キ主要戰爭資材、生產擴張、關稅等特  
別ナ必要ガ生ジタル場合ニハ必要ナルト首相ガ考ヘル様ナ命令權  
ヲ與ヘタモノニアル。第二條及ビ第三條ハ上記ノ「特別、  
必要」が要求スル時、更ニ首相ニ國務大臣或ハ他  
官吏、職務ヲ行フ事又他、大臣ヤ官吏ニ「資  
勸、資材、動力及ビ資本」ニ關スル職務ヲ行フ  
事ヲ指令スル權限ヲ與ヘタモノニアル。

上記五ワノ主要產業ニ對スル防衛、資材、能力及  
ビ資本、規定ニ關スル權限ヲ統一スル事ニヨリ該  
令ハ商工省、運輸省ト陸海軍、統制會トノ間  
既存權限ノ分割ニ眞正面ニ衝キ当ツタ。

東條ニヨリテ希望サレタ生産統制ノ完全  
サラ確保スルニハ未だ不充分デアツタトイフ事  
彼ガ、後向モナク軍需有製作ヲコトヨリ聯想セルノデアリ後

2

71-1

後ニヨリ國會生産全般行政ノ事等ニ希望シテ居タム。

### 三、内閣顧問會議

Def. Doc. 755

71-2

三月十七日、前法令、御議可ト共ニ行ハシタ内閣  
顧問會議、設定ハ東條ガ全日本、產業ノ上  
自ラ獲得セント努メテキタ力ヲ弱メタ。(顧  
問會議ヲ規定スル法令ハ附録17月3  
コノ會議ハ七人、產業或財政、主要人物  
カラ成ツテキタ。彼等、各々、主要統制會  
會長ナリ。彼等ハ國務大臣ニ匹敵スル  
身分ヲ有シ、國家、戰時生産、擴大及ビ戰  
時經濟行政ニ關シテ首相、行政ノ參加スル  
權限ヲ與ヘラレタ。首相ヲ議長トセし内閣  
閣僚ト、合同會議行。彼等ハ政府、戰時  
政策、遂行ト同様、戰時特別行政措置  
置法、施行、及ビ戰時經濟、實施、關シ  
テ首相、助言スル權限ヲ持リ、軍事、經濟資  
本組織シタ。最高經濟會議、幹事会  
内閣書記官長、企画院總裁、陸軍、軍務  
局長、及び海軍、軍務局長ナラ成ル、テ  
アリタ。(戰時經濟會議ヲ規定スル法令  
ハ附録17ヲ見ヨ)

12  
内閣顧問會議、七人、最初、會員ハ、  
鐵鋼統制會議會長、第二次近衛内閣商  
工大臣、第三次近衛内閣外務大臣、並田  
貞次郎、海軍大將、工業機械統制會議  
會長

Def. Doc 755

13

長、貴族院議員、理化學研究所所長、  
大河内正敏子爵。前商工大臣、工業設備  
管理協會會長。王子製紙株式會社社長  
・藤原銀次郎。日本銀行總裁。國家財政  
統制會會長。裕城豐太郎。牛下汽船株  
式會社社長。山下憲三郎。三菱重工業株式  
會社取締役会長。鈴木足次。アツタ。  
裁、御古潔。前古河電氣工業株式會社社  
長。金屬統制會會長。鈴木足次。アツタ。  
コノ會議ニヨリ大日本産業及び軍部、  
人事上機能、折合ハ行政的勢力ト責任  
新標準ニ影響ヲ及ボシ。内閣顧問  
別府ハ東條ヲ後継シテ首相ニヨリテ引退  
カレタ。最近ノ在職者表ハ附錄18ニアル。

#### 四、產業調整法

一九四三年六月十五日、第八十二議會開始直後  
日本產業、戰時生產へ、轉換ヲ完成スル  
急、法令ハ通過シタ。ソノ法律ハ三ツノ產  
業集團ヲ規定シタ。(1)織物、食糧、金屬  
及ビ化學製品、如キ工場勞務者々設備  
ヲ軍事産業ニ轉換スル事ニヨリ軍事產業  
擴張ニ著シテ貢獻シ得ル平和產業、  
(2)第一集團ノ産業カラ勞務者々設備ヲ  
轉換ナル事ニヨリソノ能率が增加スル戰爭

2

72-1

Def Doc 755

産業、統中重工業（五ソノ主要中一極産業等）  
(3)ソノ勞務者及び設備が軍事産業、擴張  
シ船シト貢献出来ナイ所、諸企業（即チ各種  
民間、消費産業）

一九四三年、甲項、第一、集團、轉換ト或  
程度、第三、集團ノソレトカ始メラレタ。一九  
四四年、三月迄ニテ、等産業、再組織ガ完成  
オレクトイワシタ。ソレカラ日本政府ハ第二、集團  
ヲ再組織シ始メタ。一九四四年二月、法令ヨリ  
機械工業、再組織ガ軍需省ヲヨリ設立サレ  
タ中央委員会及ビ地方副委員会、下ハ始シ  
タ。一九四四年五月迄ニ、第一及ビ第三集團、  
產業ガ、第三集團ノ産業ヘ轉換スル當  
ナアツタ勞務、訓練ト配置、及ビ第一集團  
カラ轉換サルベキ設備、變換ハ完成セレ  
ルヤクネ定セタ。コ、變換用ヒテナレタ半順  
ハ夫々產業ニヨリ異イツタ、然シ一般ニ最  
先生產的ナレ、諸企業ハ、一、持株會社、  
一下ヲ或ハ數個、地方持株會社、下ニ合併  
シレタ。第一及ビ第三集團、諸企業ヲ閉鎖  
スル事ヨリ用ヒ得ル様ニヤシ工場設備  
ハ庶民再建金庫及ビ產業設備營團  
ニヨリ購入サレル筈ニアツタ。ソレハコ、資材  
第ニ集團、產業ニシテ使用ヲ提供シタ。之

Def. Doc 755

等、購入及び各種、方面カラ、轉換等務者、  
訓練ニ要シタ費用ヲ償フ為ニ四、五十億圓、  
金ガ一九四三年、七月迄ニコノ計画ニ保證サレ  
オキタトイフ事ナアツタ。（個人的合併又ハ合同  
ヲ除ク）

立法的手段ヨリ東條が自身ヲ確保シタ中  
心的独裁勢力ハ戰爭產業、把握ヲ希  
望スル産業人ヘ、讓歩ニヨソテ破ラレタ。ソ  
レ故産業調整法、下ナハ勢力ハ小会社  
ヲ犠牲ニシテ大持株一會社ニ集申サレタ後  
者ハ凍結アレティフト致ハ預金ヲ保證サレ  
(利子ハ五年間、据置アル)一オ前者ハ  
借款及ビソ、他、政府、支援ヲ受ケタ。  
コノ轉換計画ニ基ス、經濟資源、完全動  
員ハ日本人ニヨソテ成就サレナカツケレトモ、ソ  
ノ結果が最も有効ニアラハレタ、ハ一九四四年  
デ新設軍需者内ニ強力ナ企業整備大  
部が出来テクラノコトニアツタ。(以下参照)  
五軍需省　(一九四三年/昭和十八年/十一月一日)

軍需會社法公布、數日後、軍需省が設  
立セラレタ。コノ省ハ廢止サレタ企畫院、仕  
事及ビ他者例ヘハ商工省算アコレ迄行使シ  
テ來タ軍需生産ニ關スル權能、大部分ヲ  
負継イタ、ナル。コノ處置ハ軍需產業

Def. Doc. 755

及び一般ニソレラニ寄與スル産業界、各方面ニ亘ソテノ統制ヲ一元化スル為ニ執ラレタモノアル。東條自ラ軍需大臣ヲ就任、コレ迄商工大臣ヲシタ岸信介ハ軍需次官ニ就任シテ(附錄工部一九四五年昭和十一年八月)、  
軍需省職員表参照。

一般ニ信ジラレ又解釋セラレテオタト達ソテコ  
「新軍需省ハ軍需生産、全方面ニ亘ソテ  
完全ナ管轄權ヲ附與セナカツ。造船工  
業(軍艦及ヒ商船)及び海軍兵器、行政  
上、統制ハ海軍省ニ殘置セレ、陸軍支  
部、統制ハ陸軍省ニ殘置セレタ。軍需  
省ハソノ他、軍需生産全部及ビ工、農之間  
ハソ軍需生産關係、原料ニ對スル總監  
督權ヲ與エラレタガシレハ價格調整、權  
限を含マレテキタ。コ、統制ハ優先及ビ効大約  
締結ニ關スル管轄權爭ヒ、問題ヲ解決  
スルニ役立ツタ。

軍需生産ノ為ニ新官廳ハ直接民間工  
業施設ヲ使用管理スル權限ヲ與エラ  
シカシフ、權限ハ數ヶ所、テ綿密ナ制限ヲ  
設ケタ。ソノ適用ハ軍需會社法ニ定メラ  
レテキル規定ニ從ツテ大々ク、指定企業ニ  
限定サレテキル。他、企業、勞務監督、資金

Def. Doc. 755

調整、資本、供給ニ就クハソレバ、權能ヲ  
有スル諸官廳即チ農林省、厚生省、大藏省  
、現行、法令ヲヨリ承認セラレバ、權限限  
定セラタ。シカシカク、如キ事項ニ於キ又價格  
統制ニオイテ、管轄權ニ疑問ヲ生ジタ、場合ニ  
何時モ軍需省が大體權限ヲモツタケル。  
軍需省ハ九局ヨリ成ツテキタ。ソノ總動員  
局ハ以前企畫院が行ツテイタ仕事、大部分  
ヲ莫特ツタコレテ、機能ヲハ動員計畫人  
為、資料、蒐集、管轄權及び統計、調  
査研究が合マシタ。更ニ總動員局ハ、指定企  
業ニ適用スルモノヲ含ム軍需省ノ一般的  
監督活動全部ヲ担当シタ。ノ他、局、  
航空兵器局、機械局、鐵鋼局、鑄金  
屬局、非鐵金屬局、化學局、燃料局、電  
力局カラ成ソテキタ。軍需省、主ナ仕事ハ  
航空機生産ヲ促進スル事ニアリ、同省ハ主  
シテ航空機用金屬（特ニ輕金屬）ヲ增産  
スル為鑛業、總監督權ヲ與ヘラレバ、電  
力、機械器具化學製品、燃料（石油及ビテ  
ルコール）及ビガス、コークスハ同目的ノ為同  
省ノ管理下ニ置カレルヲウニツク。指定企  
業、第一組が選擇セラテカラ軍需省ハ之  
達ニ事實上、航空機生産局トナツタ。尤

Def. Doc. 755

モコノ他三毛一般的ナ諸機能ヲ果シテキタノミアル。コレヲ、轉換、結果ヲ考ヘルト戰時特別行政措置法ニヨリ東條が誠ニタ軍需生產計画、統制及ビ集中、一元化ハ十分ニ實行サレテカツクコトガ分ル。旧組織、官廳、一部（陸軍省、海軍省）ハ以前カラ、權能ヲ持ツテオリ、統制團体ハ猶タルトコロカ却ツテ強化セラ。東條自身（一九四三年、昭和十九年、十一月七日）軍需大臣トシテ、彼、地位ヲ前王子製鐵會社社長（下長イ間、三井、三菱業ト關係、ナツク（註）藤原銀次郎ニ譲ツタ。（第一圖及ビ第ニ圖参照）（註）一九四四年十二月十九日吉田茂代ノ次テ一九四五年四月海軍大將豊田貞次節か之ニ代ツタ。

久、軍需會社法。軍需物資管理、強化、軍需物資統制機構、改善、及び勞働動員、強化ニ伴フ軍需生產、大規模増加ヲ予想シテ軍需會社法ハ一九四三年（昭和十九年）十月二十八日ニ公布サレ、同年十一月十七日施行サレタ。（附錄I-I・法律條文参照）

コノ法律ニ基イテ選定會社ハ武器製造ニ責任レーモソトイフ了解ヲ軍需省、管轄下ニ置カレタ。

Def. Doc. 755

一九四四年／昭和十九年／一月十七日ニ遷ハシタ  
第一組ニハ武器製造所謂第一線ニ産業ニ從事シテキル一五〇會社カ合マレタ。  
即ナ航空機、航空機用武器、一般武  
器、造船、鋼鐵、輕金屬、機械及機  
械器具、電氣設備、化學製品、燃料、  
車輛、及び自動車工業ナル。コノ中三十三  
會社ハ軍需省及ビ陸海軍省共同テ  
指定サレタ。ソノ中ニ三菱重工業カ入ツテ  
オル。十會社ハ軍需省ト陸軍省ニ依リ  
指定サレソノ中ニ日本ディーゼル會社カアル。  
七會社ハ軍需省ト海軍省トニ依リ指  
定サレ、ソノ中ニハ日本鋼管株式會社  
ガアツタ。コノホカ七八會社ハ軍需省ニ  
依リ指定サレコノ中ニハ中島飛行機、日本  
製鐵カアツタ。日立製作所、合ム八會社  
ハ陸軍省、海軍省、運輸省ニ依リ指定  
レ、播磨造船所、合ム十會社ハ海軍省  
及ビ運輸省ニ依リ指定サレ更ニ四會社  
ハ運輸省カテ指定サレタ。產業別ニ依  
ルコレラ一五〇會社、完全ナ表ニツイ  
テハ附錄 I ト參照。

二二  
19

194 1900 755

ソノ後四年四軍需令社が野々島に遷定され関係各令社ハ  
其旨一九四九年/昭和十九年/四月二十五日軍需省附轉局  
公式命令ヲ受テ、コノ野々島に遷定アシテ軍需令社ハ  
テ全部テ五七四社トナク、軍需令社請ハ遂ニ戰時の基礎  
上立ツクト之張テ軍需生產、急進ナシ増加モ予想ナシ  
新タナ組合六戰爭努力ニ直接関係持ツ基礎產業  
若キガ相ヘラレバ、即チ、飼業、ガス、電力工業等モアル、コレキノ  
完全ナ度モ獨創アリ。(附録工大参照)

軍需令社滿ハ又金融、開賀シテキル、コノ規定ニ依テ銀行

資金投資令ガ一九四九年/昭和十九年/一月ニ公布ナシ。

コノ法令ニ基イテ、(他)小銀行カラ長期借入ヨリ支持セヒキ立  
銀行若キガ還バヒテ軍需令社滿ハ依テ指定ナレタ五七四  
大軍需令社各ニ金融スルコトアリ、コノ法令ハ指定令社  
及銀行、双方ニ融通、余地ア若干残シテオトナシテル。令社ハ  
指定銀行カラ必ズ借入エルナリ、又カヤウテ銀行カラ得テ  
資金ヲ當ニ最毛生産的方溝ニ於テ使用スルトス限リテ  
指定諸銀行ハ普通、信用、貸借、基礎ニ於テ指定令社  
コヌスル資本金調達ニ莫同義。但シ政府が干入シテ損害ニ  
計スル政府補償附ノ特別(貸出ノ命ヌル)(一九四〇年法令ヲ)  
特別ノ權能ヲ行使スル場合ハ、限リテナリ。コノ法令ニ次イテ  
通達シ同溝ニ佈シ、関係令社、預金ヲ受ケ入レ今計検査ヲ  
大ルヨリナリナキノ特別、金融機関が各指定令社ノ金融上  
全額ホド賄ウタ。コノ計清需ハ一九三八年/昭和十三年ノ軍需

20

1755

Def. 19cc.

今社法及に一九四四年一月、滿令。基ツク金融ヲ優先權ヲ  
以テ軍需而今社トシテ指定サレオカワクタクノ中小工場ニ或種之  
均需給ナセ。軍需今社法ノ管理上ノ重要長、各指定今社が  
今社幹部ノ間カラ生産、工員強フル人ヲ選出キリバナラナイ  
ミテアル。生産責任者ガ選出ナシニ揚合天政府ガ之ヲ指名  
シテ毛尾支ヘナリ。生產責任者ヨリ、責任ヲ果セ又復全人  
政府ハ一定割剥課エルコトガ出来ル。一九四四年八月五日  
十月三日政府ハ軍需今社法ヲ朝鮮及ビ台灣ニ延長大  
ニスルトニ決定シタ。ソノ旨ノ勅令及ビ省令が十月二十八日公布セ  
リ。滿令、施行ノ朝鮮、大約四十今社、台灣テハ約三十今社ニ影響  
経るヲ及ベスト考ヘラレム。

つ) 满寧、結果ヲ綜合タルト指定軍需今社が享受シテ  
特權ハリ。國家的性格ニヨル責任上カ又ハ少トモ同等ヲワクト  
云フコトが出来ル。然ニテハ三更重工業、如キ政治的毛躁消  
極性を有ナ今社ガリ。中ニ入ワテギクトハ考ヘラレム。コレラ今社が  
事業者ヲ行ヘキ產業部面ハ拡大ニシテ約ツク。優先權  
原物料、機械器具、勞働力、動力、資本ハ何レモノ一部而  
吸收オシテ。法律ノ條項殊ニ第八十九節ニ據ベ大今社ハ  
中今社又ハ競争今社ヲ併合シ或ハ大今社役員一人ヲ  
委嘱アル。重役ニ据エリレラ。今社ヲ牛耳ル機會ヲ有リ  
持ツテナラ。軍需今社法、條文ハ大半ナ松的利益經營管  
理ノ要素ナリ。且ツ中今社合併ノ尚唐ノ機会ヲ  
与ヘウモ必要ナ管理支配ノ中央集権ヲ確保スルコト、慎重  
備ニ出サレタヒノヤツク。

22

Def. doc. 1755

七 地區別制 地方分權制へ動向

2.6  
1

内行政地區制、軍需省が軍需生産、分野三十个ル  
中央集權的政策及管理ヲ強調シ、又軍需令於請制定  
ニ依リ容易ニナツタ産業別中央集權が進行スル事シ  
政府、軍需生産地方分權制 地區別制へ動キ見テ  
一九四三年（昭和十八年）八月二十一日 特別閣議ニ讀イテ  
情報局へ戦時必要ニ付處スルノ如く 政府の行政方策ニ  
内滑々運用スルコトヲ目的トスルセハ、一ノ恩ビヲテテ段ト名ア  
ケタモナリ公表ミタ。七月一日カラ有効ノノ新計画ニ基奉  
行政上目的、為ニ日本ハ地区、官管轄区分、地方特別官理  
等種々、名ニ呼ハレテオル九地域三分ケラレルコトニナツタ。  
新行政区ハリ、ノゾリノゾリ地域内、現在、廳府縣ヲニ乃至  
六編入スルコトニナリテナク、ニレラ、行政区ハ次、官吏ヲ職員  
トシタ、即ナ中央政府ナリ仕セラシ之ニ附シテノニ其仕ナリ且  
是ツ又ソ中廳府一縣一長官ヲ兼職スル協議令長、  
中央政府ナリ仕命ナリ首相ニ付シテ委任ヲ持ナ、協議令長表、  
參謀格トシテ勤ク（地方協議令）地方參事官、廳府廳  
長官、各地方行政、團體及特別部局、長及副議長、  
顧問リ、他中央政府ヨリ直接ニ仕命セラ人々カラ成ル地方  
行政協議令、委員ノデアル。

// TN 官報ニナシ //

Dec 29th. 755

該地方、最も主要な都市ニモル地方行政協議会ノ長トシテ、會長  
「各地區ノ行政事務ヲ首相ノ代ツテ統制六官理簡素化スル  
職務ヲ遂行シテ。首相ガ「特別行政権置権」有ラムカラ、同  
モナクヨリ改革ハコレラノ権置権、強メコレラ地方ニ拡張スルニ  
役立ツタ。リハ又中央政府ト地方當局ト間ノ業務ト人事、  
重複ヲ減少スル結果トナリ。中央官廳ヲ地方行政ト密  
接ニ結ビケン。今キ地方行政ハ次第ニ中央官廳ヲ指揮管理下  
ニ入りキルニ至ロ。ヨレト同時ニ以苏中央政府ミテの官轄ニナツテ  
多約一九三ノ業務が地方官廳ニ移譲ナシ。東京ニ於ケル  
定例連絡會議ニ長官が集コレコトガ「制家」の完全ニス  
ル期待ナシ。能率的才軍需生産及ヒ軍事的的安全、  
實際上ノ必要ガコト改革ヲ齋シクト考ヘラレタ。九行政地方  
ハ一九三〇年以降軍需局が發展ヲ助成シテイテ大経済  
地区建設シテキタ。軍ノ計画ミルト各地區が完全に發展エルコト  
必要ダク。軍軍需品製造工場及ヒ未加工主要原料處  
理工場ハ密集地域ニ集中。避ケ、九經濟地帯各々が自足出来  
且ツ軍需品ヲ増産シ高トイフ見地クラ建ナレタ。理想  
トシテハコントラ地エハ種々ノ軍需品製取造工場ヲ持ツ許ウナク  
又十分ナ勞働力、動力未加工主要原料及ヒ食料ヲ持キタ  
クックナル。實際ハ軍需生産、地域化ハ限テイテ少數  
中心地が相變ニス日本ノ人口及ヒ産業ノ北員ツキナク。コレモ  
尚行政的ハニ組織ハ東條在職中二年目ノ主ナ事業蹟  
トシテ、產業轉換計画ト共ニ歡迎サレタ。一九四五年  
/昭和三十一年/一月十二日内閣ハ日本ノ防空ヲ強化シ、軍需

23

11

190c 755

品及び食糧ヲ増産する爲五種目計画ヲ可決シテ、ハルハ  
コレラ目的達成、爲シ先ツキニ各地方行政協議會長ト  
各地方陸海軍司令官トノ間、密接ト協力が必要テアリ。  
従ツテ地方行政地區及已軍管又ハ平野サセラシ。ニ軍管  
事務設ナレ地方行政協議會及ニ、管轄地域ハ九カ  
八、減ツク六軍管已ガ今ア別ニ表タル様。八地方行政地  
区平野シテ。

190f

(1) 應監府 一九四五年(昭和三十一年)六月八日應監府ハ

八地方行政地區ニ作ラレ、制度及ハ廢止ナタ地方行政  
協議會ト大差ナシ。應監ハ旧協議會長、位置ニツク  
應監府、管轄地域ハ新協議會ト同シテアリ。ノノ制本ハ  
東京都及北海道、四國、福島、仙キ應監、位置ヲ府  
縣知事ノ位置カラ引高シテ。シカシ、一九四五年(昭和三十一年)  
六月三〇日戰時特別措置法案示ルト、遂ニ右之範囲  
权限が中央政府カラ各地區附与セラセキタ。フ申ニハ  
國家運動資源及ヒ之ニ護テ全清令ノ條項ヲ特ニ軍需  
生産、管理及ヒ軍需監督局、閣ニニ場合ハ色、効  
率に权限が合セテアリ。(コレニ關シテハ日本於ケル生産計  
画民間事業ヲ参考明ニコト)

第三表

移軍管及地方行政

軍管又	地方行政	包輪廳府縣名
北部	北海道	北海道及ヒ樺太
東北	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形
		福島

24

Nof. 290c '755

東部 関東信越

茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨

東京、神奈川、山梨、駒飼長野

东海 东海北陸

岐阜、静岡、愛知、三重、石川、富山

中部 近畿

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良

和歌山、福井

中部 中國

鳥取、島根、岡山、広島、山口

中部 四国

徳島、香川、愛媛、高知

西部 九州

福岡、佐賀、長崎、熊本

大分、宮崎、鹿児島、沖縄

25  
78-1

6

八、小磯内閣中立委員會戰爭機構

(2) 最高戰爭指導會議

東條が内閣内に詰め集めセント試合二付組シテ  
元四年七月三日ニ龍田シテ小磯首相が政府内に權限ヲ  
分散セントスル方向ニ一連の政策ヲ採ル。彼ハ多く新軍事中央  
委員会及機関劇立シテ之等ハ日本ノ最高戰爭機構ヲ  
繪丁子午年新シ機関内ニ最重要イ八月五日ニ創設  
ナシタ最高戰爭指導會議ナリ軍事的並政治的事件  
ハ何とぞ機因ニ依リ調整サレ且組織サル事ニテナリ  
生産特ニ航空機ニ度シト事柄又指導會議、官報下  
ニテ筆者ニテ平名内閣ハ重要ナル戰時要和ニツイテ會議  
ト書ニ慎重再検討スル事ニテナリ。構成員ハ内閣閣員  
及陸海軍、高級將校等なり。

(3) 政務次官制

九月一日ニ小磯、政務次官制、及復活セタ。目的トハ所  
政附ト貴族兩院間ニ一層、調和、確保シ同時ニ政府施  
策ヨリ一層モル円滑化ヲ期シテ為ニ國民、協力を得ルニ。

(4) 所謂「小内閣」制

十月十三日「小内閣」ト稱セラル機構(各省次官ヨリ構成シ  
牛バチガ出来テ、今ニハ僅クテ權限シカ持ツテ井ナカツタ太倉  
ハ戰争最高指導會議、軍事並ニ國內討論、討議シテ責  
任ヲ負フタ同様方濟、國家、政治問題ヲ引受け事

Def. Doc. 755

十月三日新内閣企画院が出来た。想起スルモノ、企画院  
ハ一九四三年二月一日ニ、機能が軍需省に移譲せし解散セ  
ズ初代長官ハ工場大臣テニシテハ三ワ、局ト十三人、部長  
ヨリ構成サニキ、新企画院、目的ナル所ハ内閣ト最高戦争  
指導会議同ニ層強力ナル連絡、確立シ且國内戦争努力  
カノ層效果的ニ運行セラ事ニ心要ナム方策ニ立案スル事ニ  
アタ首相が主ニシテ、監督ニル事ニテ早年ナム(最近ノ職員一  
覽表ニイキハ附錄上レ参照)

(2) 重要政策共同推進會議

戰時内閣ヨリ一層強力シタル為ニ重寧政策共同推進會  
議が二月三日設立セラス、ソニハ广政府行政戦争対策及ニ生  
産目的、セラ方ニ調整セル事ニテ大政會議事ニテ最高  
戦争指導会議ト内閣ノ目的ニ相立、関連サヌ事ナドア  
企画院、總裁が会議ヲ統裁シ、ソニ他ノ構成員八名、専務局長  
チニシテ、戰時生産管理、發展ニ關スル詳細イル報道  
ハ小倣外就任シテ元四年末以後ハ以、研究大ニシテ合マシ  
キタク、然ニ最近、最も重要な裏面化ハオ一章ニ略述  
テアル、男爵海軍人將於不日夏太郎首相在任中引手演  
キ裏面化、ガニシテ大津ニ於テ大ニシテ重視化ハナカツテ

附錄 I ~ 國家活動負法 (N. 官報掲載ヨリ寔ス)

(出所東本日本高華通商社日重ニ於ル戰時立法  
一九四一)

27

1/6-1

最初ハ一九三八年發布、一九四一年二月ニ帝國議會ヲ開き  
三月一日發布シテ(法律第十九号)ニヨリ改正サレテ、

8

79-1

才一條

28 2500 755

本法於國家運動員十八點時（戰爭準備事務）場合合併  
更同之降之國防目的達成、全國一全力最有效發揮也  
云爾様人の及物的資源、流動運用云ル謂也

才二條

本法於國家運動員物資十八項（戰爭準備事務）場合合併

一、兵器、艦艇、彈藥、其他軍用物資

二、國家運動員上需要之被服、食糧、飲料、及之飼料

三、國家運動員工作需之醫藥品、醫療器械、器具、及衛生用物

資及之運動衛生用物資

四、國家運動員之需之船舶、航空機、車輛、馬、其他輸送  
用物資

五、國家運動員工作需之通信用物資

六、國家運動員工作需之車輛、土木建築用物資、及照明用物資

七、國家運動員工作需之燃料及電力

八、前各項之獨アル又之生產、修理、配洽又之保存、需之原料

料機械器具裝置、地、物資

九、前各項之獨アル又之外勤令、以及指定之國家運動員  
上之專門物資

才三條

本法於國家運動員業務十八項（戰爭準備事務）謂也

一、從運動員物資、生產修理配洽輸出輸入又之保管三項之  
業務

一、國家運動員工作需之運輸又之通信、圖文、業務。

28

Ref. Doc. 755.

三

國家流動員上必要ナル金融・開拓等務

四 國家流動員上必要ナル衛生・農業・衛生又ハ救援・開拓等務

五 國家流動員上必要ナル教育・訓練・開拓等務

六 國家流動員上必要ナル試驗研究・開拓等務

七 國家流動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳・開拓等務

八 國家流動員上必要ナル警備・開拓等務

九 前各事項ノ外勅令ヲ以テ指定スル國家流動員

上必要ナル業務

#### 第十八條

政府ハ戰時ニ際シ國家流動員上必要ナル時ニ勅令ノ定ムル所ニヨリ該動員物資・生產修理・配給讓渡其ノ他、外金使用消費所得及移動ニ因シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

#### 第十九條

政府ハ戰時ニ際シ國家流動員上必要ナル時ニ勅令ノ定ムル所ニヨリ該動員物資ヲ使用又ハ收用シ又ハ流動員業務・行方ヲシテ之ヲ使用若クハ收用シムコトヲ得

#### 第二十條

政府ハ戰時ニ際シ國家流動員上必要ナル時ニ勅令ノ定ムル所ニ依ム社・設立資本・增加合併目的更・社債・募集若クハ方回以テ株主・社員之行制限若クハ禁止ヲ除シ会社・利益全・处分賞罰基・地・逕理ニ關シ必要ナル命令ミヲ為シ又ハ銀行信託会社・保險会社其地財令ヲ以テ指定スル者ニ付レ資金・運用債務・利支若クハ債務・保証・開シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

29

1-08

1755

ナニ二條

ハーハ

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ニ官ニ会社ニ該事業ニ屬スル設備費用ニ充フル奉、社債、募集又ハ資本ノ増加付高法第ニ百條又ハ才三百十條規定拘束勅令ヲスア別段之ニ序スニトキ得

ナニ三條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ是ハ所ニ依リ總動員事業務凡事業業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ施設又ハ之、適用スコトキ得ル施設、全般又ハ一部ヲ管理、使用、又ハ收用スルニトキ得

政府ハ前項ニ掲タルエキハ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ是ハ所ニ依リ、從事者ニ使用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ実施スル特許證明若ハ登録實用計畫ヲ實施スルニトキ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ是ハ所ニ依リ總動員事業務必要ル土地若ハ家屋其ノ工作物ヲ管理使用若クハ收用シ又ハ總動員事業務ヲ行フ者ヲシテ之、使用若クハ收用セシムルコトヲ得

ナニ四條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ是ハ所ニ依リ該事業及水、使用ニ關スル権利ヲ使用又ハ收用シ又ハ總動員事業ヲ行フモトキ特許證明及登録實用計畫ヲ實質セシムハ該事業及水、使用ニ關スル権利ヲ使用セシムルコトヲ得

ナニ六條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ是ハ所ニ

ニ事業ニ属スル設備ノ新設、振張若クハ改良ノ制限若クハ奪  
止レヌハ總動員入事業務ヲ事業者ニ属スル設備、新設、振張若  
ハ改良ノ命スルコトヲ得

オ十六條ノ二

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上に要アルトキハ勅令ノ定ム所  
依ニ事業ニ属スル設備又ハ權利、讓渡其一也、处分出資使用又  
移動ニ因シ必要十命令スコトヲ得

オ十六條ノ三

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上に要アルトキハ勅令ノ定ム所  
ニヨリ事主ヲ同様委託共同經營、讓渡、停止若クハ併て文  
件人自四處更合併若クハ解散、開シ父再ル命令スコトヲ  
得

オ十八條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上に要アルトキハ勅令ノ定ム所  
ニヨリ同種若クハ異種事業者事業主間ニ於テ當該事業ニ  
關スル統制協定ノ設立裏更若クハ序上に何認可ヲ受ケシメ、統制  
協定ノ設立裏更若クハ取消ノ命シ又ハ統制協定ノ加盟者若クハ  
ノノ統制協定ノ加盟セシム事業者事業主ニ附レソノ統制協定ニ係ルベ事  
ヲ命スル事ヲ得

オ十八條

元三八年四月一日發布法律オ五百五号オ十八條

31 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上に要アルトキハ勅令ノ定ム所ニヨリ  
海軍軍事部若ク同種又ハ異種事業者事業主ニ付シ當該  
事業者ノ統制ノ目的トスル組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

1755

ス-18

前項、組合ハ法人トス

本項規定ニ依リ設立命令ヲ下す者ノ一設置事務オルトキハ政府  
ノ意欲ノ所成其ノ地設立開シ必要ル處分ヲ度スコトヲ得  
オ一項の組合ノニモトキハ政府ハ勅令一是ハル所ニヨリ並該組合、組  
合員タル実情ヲ有ヘン者ニテ其ノ組合ノ組合員ヲシムニコトヲ得  
政府ハ本項の組合ニ付シノ組合員、営業ニ關スル規制規程、  
設立審査若クハ齊ニ付認可ヲ受ケシメ統制規程、設定セ  
スハ改更ヲ命シ又ハリ、組合員ニ付シ組合ノ統制規程ニ存ルベキニ  
トヨリ命一付コトヲ得  
オ一項の組合ニ付シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(一次見・續り)

第十八條 改正

一九四二年三月一日發布 法律第十九号 第十八條

Def. Doc. 755  
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員ニ必要アルトキハ勅令、定ムル時ニヨリ  
同種若クハ異種一ア事業一ア業主又ハリノ團体ニ付シ當該事  
業、統制又ハ統制ノ為ニスル經營ヲ目的トスル團体又ハ會社  
設立ノ命ヌルコトヲ得テ、前項、命令ニ依リ、設立セラル、團体ハ法人  
トス。

第一項、規定ニヨリ設立ノ命モニテナル者ソ、設立ヲ為サシル時、政府  
ハ定款、作成其ノ他設立ニ關し必要アル处分ヲ為スコトヲ得  
オ一項、團体成立レタルトキハ、政府ハ勅令、定ムル所ニヨリ、當該團  
体、構成員及資格ヲ有スルモノヲレテノ、團体、構成員タラシムコトヲ得  
政府ハ、第一項ノ團体ニ付シソノ構成員(ソノ構成員ヲ含ム)以下同ビ  
、ヨリ來ニ國スル統制規程、設定、変更、若ハ廢止行認下、受  
ケシメ統制規程、設定、若ハ變更ヲ命ジ又ハノ構成員若ハ構  
成員ナル資格ヲ有スル者ニ付シ團体ノ統制規程ニ依ルベシコトヲ命  
バコトヲ得

オ一項、團体又ハ会社ニ關シ、必要ナルア項ハ、勅令ヲ以テニヲ定ム

オ十八條、二

オ十六條、二、規程ニ依リ、設備若クハ權利、讓渡若ハ去貨、  
命ジヌハ、オ十六條、三ノ規定ニ依リ、事業、讓渡ヲ命ジ  
ル場合ニ於テ讓渡者又ハ去貨者、負担スル債務、承継及  
其、担保、処理ニ關シ必西ナルヤ項ハ、勅令ヲ以テニヲ定ム

オ十八條、三

オ十六條、二、規定ニ依リ、設備若クハ權利、讓渡、若ハ去貨

四四一

33

Def. Doc. 755

二十六條ノニ、規定ニ依ル者、譲渡若ク法人、合併又ハ才ハ  
株オ一項若クハ三項、規定ニヨリ設立ナル團体若クハ會社ニ付  
テハ勅令ノ定ル所ニヨリ課税標準、計算ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ  
租税ノ減免ヲ為スコトヲ得

オ二十三條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資、生産若  
クハ修理ヲ業ナル者又ハ試驗研究機關、管理者ニ付シ試  
驗研究、命ナルコトヲ得

オ二十六條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ル所ニ依リ總動員  
物資、生産又ハ修理ヲ業ナル者ニ付レド一算、範圍内ニ於テ  
一定、利權ヲ保証シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得。此の場合於  
テ政府ハ其ノ者ニ付シ總動員物資、生産若クハ修理ヲ為  
サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ為シムルコトヲ得

オ二十六條

政府ハ勅令ノ定ル所ニ依リ才ハ條、才十條、才十二條、才十四條  
若クハ才十六條ノニ、規定ニ依ル处分、才九條、規定ニヨル輸入  
若クハ輸入ノ命令才十一條、規定ニヨル資金、融通有價証券  
、應募、引受、若クハ買入債務、引受若クハ債務、保証、  
命令才十六條、規定ニ依ル設備、新設、擴張若クハ改良  
、命令又ハ才十六條ノニ、規定ニ依ル事業、委託、譲渡、廢止の保  
止若クハ法人、目的の變更若クハ解散、命令ニ因リ生ジタル  
損失ヲ補償ス但シ才一項、場合ハ此ノ限ニ在ズ。

總動員業務ヲ行フ者ハ才十條、才十三條、才三項又ハ才十四

Def. Doc 755

條、規定ニ依リ使用、收回又ハ實施ヲ為ス場合ニ於テハ勅令  
之定ル所ニ依リ之ニ因リ生じタル損失ヲ補償スベシ

附錄一 b

統制令 標限ニ關スル基本規定

重要産業團体令

/ 出典 不ロイ 藏書 一九四二年 六二二一八二〇夏 /

一九三三年八月二十九日公布

一九三一年九月一日ヨリ実施

第一章 總則

第一條 國家運動賣偽(一九三八年勅令第317号ニ於テ依ル場合)合  
以下(同シ)サハ條、規定ニ基リ重要産業ニ於ケルモ事業、統  
制ヲ目的トスル團体ニ就テハ別ニ定ルモノヲ除クノ外本令ノ定  
ムル所ニシル

第二條 本令ヲ適用スベキ重要産業ハ團令ヲ以テ之ヲ定ム  
第三條 本令ニ依ル團体ハ統制令及統制組合トス

統制令又ハ院制組合ハリノ名稱ヰ統制令又ハ統制  
組合ナル文字ヲ用ヒ但シ國務大臣認可ヲ受ケタルト  
ハコノ限ヨニアラズ

第二章 統制令

第一條 統制令ハ國民經濟、總力ヲ最モ有効ニ發揮シタル久留  
該產業、綜合的統制運営ヲ圖リ、且當該產業ニ關スル  
國策、立業及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 統制令ハツノ目的ヲ達スルタメニ左ニカカルモ事業ヲ行フ

Def. Doc. 755

一當該産業ニ於ケル生産及配給並ニ當該産業ニ要スル

資材資金労務等，需給ニ関スル政府，計画ソノ他當該産業ニ關スル政府，計画ニ付スル参考

二當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導リ，他会員及会員タル團体ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル統制指導等

三當該産業，整備，確立

四技術，向上，能率，增進，規格，統一，經理，改善ソノ他

会員及会員タル團体ヲ組織スル者ノ當該産業ニ属スル事業，發達ニ關スル施設

五當該産業ニ關スル調査及研究

六会員及会員タル團体ヲ組織スル者，當該産業ニ属スル事業ニ關スル検査

七各号ニ掲タルモノ，外統制令，目的ヲ達スルノ要ナリ  
大臣，指定スル者トス

一當該産業ヲ營ム者

二當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團体

三至一号ニ掲ケル者及方子ニケル團体ヲ以テ組織スル團体  
又ハ子ニ掲タル團体ヲ以テ組織スル團体

第八條 国務大臣統制令ヲ認立セシムストルトキハ命令，定ム  
ル如ニヨリ，前條，規定ニヨリ会員タル資格ヲ有スル者ニ  
對し統制令，認立セシム命令ハベシ

36

Def. Doc. 755

本項、規定ニヨリ統制会、設立命令アリタルトキハ  
閣令、定ム所ニヨリ創立總会ヲ開キ、コシニハカリテ一定款ヲ  
他統制会ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ、國務大臣、認可ヲ受クヘシ

第九條、統制会、定款ハ左ニ掲ケルヲ項ヲ記載スヘン

一目的

二名稱

三事務所、所在地

四會員ニ關スル規定

五役員ニ關スル規定

六會議ニ關スル規定

七會計ニ關スル規定

第十條、統制会ハ才八條才二項、認可アリタルトキ又ハ國家  
總動員法才十八條才三項、規定ニヨリ定款、作成  
アリタル時成立ス

前項、場合ニ於テハ國務大臣ハ統制会設立旨及定款  
ヲ告示スベシ

第十一條、統制会成立レタルトキハノノ會員、タル資格ヲ有スル者ハス  
テノ統制会、會員トス

第十二條、統制会ハ左、役員ヲオクヘシ

会长

一人

理事

若干人

監事

若干人

評議員

若干人

Def. Doc. 755

統制令三八五項、役員、他定款、定款所ニ依、副会長二人以内又ハ理事長一人ヲオクコトヲ得

第三條、会長ハ統制会ヲ代表シ當該産業ノ統制指導リ、他会務ヲ總理ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ予メ会長、定ムル順位ヨリ、会長事故アリタルトキハソノ職務ヲ代理シ、会長欠員ノトキハソノ職務ヲ行フ。

理事長ハ会長及副会長ヲ輔佐シ全務ヲ掌理シ、会長又副会長共ニ事故アリタルトキハ会長、職務ヲ代理シ、会長又副会長共ニ欠員ノトキハ会長、職務ヲ行フ。

理事ハ会長、副会長、又理事長ヲ輔佐シ、会務ヲ分掌シ、予ノ会長、定ムル順位ニヨリ、会長、副会長及理事長共ニ事故アリ時ハ、会長、職務ヲ代理、会長、副会長及理事長共ニ欠員ノトキハ、会長、職務ヲ行フ。

監事ハ統制会、財産、状況ヲ監査ス

評議員ハ会長、諮詢ニ對シ答申シ又ハ会長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十四條、会長ハ、銓衡委員、推薦シタル者、中ヨリ國務大臣ミヲ命ス

第十五條、銓衡委員ハ、當該産業ニ關シ経験アル者、中ヨリ國務大臣ミヲ命ス

副会長、理事、及評議員ハ、當該産業ニ關スル経験アル者又ニ識アル者、中ヨリ会長ミヲ命ス

Def. Doc. 755

監事ハ園令一定ル所ニヨリ評議會コレヲ選任ス  
才三項、規定ニヨル副會長、理事長及理事ノ任命ハ  
國務大臣、認可ヲウムニ非ナレバノ効力ヲ生セズ。  
國務大臣す一項、規定ニヨル任命又ハ専項ノ認可ヲ  
爲シタルトキハ、旨ヲ告示スベシ。

才十五條、統制令、役員、任期ハ左、通りトス

會長	三年
副會長	三年
理事長	三年
理事	三年
監事	二年
評議員	二年

(次頁三葉)

39  
85-1

86

Def. Doc. 755

會長必要アリト、該ムリトモハ任期中トイヘトテ副會長理事長スハ理事ヲ解任スルコトヲ得。

前項解任ハ、主務大臣、認可ヲ受ケルニ非ガレバ、効力ナシヤズ。主務大臣前項、認可ヲナシタルトキハ、ソ旨ヲ告示スベシ。

第六條、會長、副會長、理事長、理事長及理事ハ他職務又ハ商業、從事スルコトヲ得ス。但シ主務大臣、認可ヲ受ケタルトキハ、コト限ニ非ス。

第七條、統制會ハ、當該產業ニ關スル事項ニキ各大臣ニ建議ニルコトヲ得。

第八條、統制會ハ、會員又會員ヲル團體ヲ組織スル者ニ對シ、當該產業ニ關スル事項、調査ヲ爲スヌ、ハ要ナル資料、提出コトヲコトヲ得。

前項規定ニヨリ資料、提出ヲホメラレタル者ハ、連帶ナフコレヲ提出スベシ。

第九條、統制會ハ、定款、定ル所ヨリ、ソノ會員ニ封シ、經費ヲ賦課スルコトヲ得。

第十條、統制會ハ、事業ヲ行フヌ時ニ心要アルトキハ、閣令、定所ニヨリ主務大臣、認可ヲ受ケ、ソノ會員、全部又ハ一部、

對シ前條、規定ニヨル賦課金外特別賦課金ヲ課ニルコトヲ得。

第十一條、統制會ハ、定款、定ル所ヨリ、定款又ハ統制規定ニ連文シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得。

第十二條、第十九條若三十條、規定ニヨル賦課金又ハ過怠金ヲ滞納シル者ナル場合ニ於テ、統制會、請求下ルトキハ、市町村

Def. Doc. 755

、市村税制ニヨリテ、處金又ニ場合、於テ統制會ハ、徵收金額、百今一四ニ市町村ニ交付スヘン。

前項中町村トアルハ町村制ヲ施行テガル地ニアリテハコニ準六  
ベキモノトス。

第一項、規定ニヨル徵收金ノ先取得權、順往ハ市町村、他  
コニ準ズベキモ、徵收金ニ及ギ、時効ニリテハ市町村税、  
例ニヨル。

第二項、規定ニヨル徵收金ノ先取得權、順往ハ市町村、他  
産業ニ屬スル事業ニ關スル統制規定ヲ設定スヘシ。

第三項、定款、變更並ニ統制規程、設立及變更ハ主務大臣、  
可ラ受クルニ非サヘバ、効力ヲ生ズ。

第五條、統制會ハ、會員又会員タル團体、組織、スル者ハ當該統制  
會、統制規程ニヨルヘン。

第六條、統制會对于ト認ムルトキハ、統制會、役員又ハ使用人  
ヲシテ會員又会員タル團体ヲ組織スル者、業務モニハ  
財產、狀況又ハ帳簿書類、設備之類、物件ヲ検査セシム  
事ヲ得。

統制會、會員又会員タル團体ヲ組織スル者ハ前項  
規定ニヨル検査ヲ拒ミ得テ又ハ、不逓ム。

統制會第一項、規定ニヨリ、役員又ハ使用人ヲシテ検査セ  
シム場合ニ於テハソ身今ヲ示ス證票ヲ携帯セニハシム。

第七條、會員當該統制會、會員タル法人又ハ會員タル團體  
ヲ組織スル法人、理事、取締役、他法人、業務ヲ執行  
エラ役員、行為ヲ左各號ニ該當シ當該產業不、統制

Def. Loc. 755

42

運營上特ニ支障アリト認ガルトキハ、主務大臣、認リテ後ア當該法人ニ對シ、役員、解任、命ズルコトヲ併組シ當該統制會・會員タル統制組合・理事長ニツイテハヨリ限リニ非ス。一法令又ハ法令ニ基キテ為ス行政官廳・處令ニ違反シタルト

二、公益ヲ害シタルトキ

三、統制規定ニ違反シタルトキ。

第十八條、通常總會ハ毎年一日會長コトヲ招集ス。

會長は西安トト認ムトキハ、何時ニテモ臨時總會ヲ招集エルコトヲ得。

第十九條、左ニ掲タル事項ハ總會ハカリ會長コトヲ決定ス。

一定款、更正

二、收支予算

三、第十九條又ハ第二十條、規定ラル賦課金、賦課徵收方法

第二十條、會長ハ毎年總會ニ統制會、事業、狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産、狀況ヲ報告セシムヘシ。

第二十一條、行政官廳必要アリト認ムトキハ、國家總動員法、規定ヨリ統制會又ハ、會員モシハ、會員タル團体ヲ組織スル者、事業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ、當該官吏ヨシテソノ工場ゾ、他場所ヲ臨檢シ業務、狀況モシハ帳簿書類ヲ他、物件ヲ検査セシムルコトヲ得。

前項規定ニヨリ、當該官吏ヨシテ臨檢ヲ查セシムル場合ニハ、身分證票ヲ携帶セシムヘシ。

審査條例係各大臣、統制會、對<sup>シ</sup>當該產業、閣<sup>スル</sup>事項調査

○命令スヨウトヨ呈上

據<sup>シテ</sup>主務大臣當該產業、統制運營上に要<sup>リ</sup>トの說<sup>ハシメト</sup>ハ統制會<sup>ニ</sup>對<sup>シ</sup>心<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>事業、施行。今<sup>ニ</sup>又<sup>ハ</sup>定款<sup>ニ</sup>変更<sup>リ</sup>他心<sup>ニ</sup>要<sup>ル</sup>事項<sup>ヲ</sup>命<sup>ズ</sup>ルコトヲ得<sup>ス</sup>。

審査條<sup>ニ</sup>主務大臣統制會<sup>ニ</sup>對<sup>シ</sup>業務及會計、問<sup>シ</sup>監督上に要<sup>リ</sup>トの命令<sup>ヲ</sup>貰<sup>シ</sup>送<sup>メ</sup>リ<sup>ハシメニト</sup>ヨリ得<sup>ス</sup>。

主務大臣心<sup>ニ</sup>是<sup>ト</sup>認<sup>ム</sup>ルトキハ、監事<sup>ヲシテ</sup>監查<sup>一結果</sup>報告<sup>ナシ</sup>ヨリ得<sup>ス</sup>。

審査條<sup>ニ</sup>主務大臣<sup>ハ</sup>會長、行<sup>鳥</sup>が吉<sup>ハ</sup>法令<sup>ニ</sup>基<sup>シ</sup>ニ<sup>ハシメ</sup>鳥又處全<sup>ニ</sup>違<sup>テ</sup>天<sup>ニ</sup>ヨル<sup>ト</sup>公<sup>ニ</sup>登<sup>カ</sup>與<sup>シ</sup>シタルトキハ、總當該產業、統制運營上會長<sup>ヲ</sup>不適<sup>ハシメ</sup>ト<sup>ク</sup>取<sup>ル</sup>トキハ、之<sup>ヲ</sup>解<sup>任</sup>リ<sup>ハシメ</sup>ト<sup>ク</sup>得<sup>ス</sup>。

主務大臣<sup>ハ</sup>副會長、理事長、理事、監事<sup>一又ハ</sup>評議員<sup>一</sup>行為<sup>ガ</sup>法令<sup>モ</sup>ハ<sup>シメ</sup>ハ<sup>シメ</sup>法令<sup>ニ</sup>基<sup>シ</sup>キ<sup>テ</sup>為<sup>ス</sup>處<sup>ハシメ</sup>ニ違<sup>テ</sup>又<sup>ハ</sup>ルト<sup>ク</sup>冬<sup>ニ</sup>益<sup>シ</sup>善<sup>シ</sup>タルトキハ、之<sup>ヲ</sup>解<sup>任</sup>エヌコトヲ得<sup>ス</sup>。

主務大臣前二項<sup>ニ</sup>規定<sup>ニヨリ</sup>、會長、副會長、理事長、又<sup>ハ</sup>理事<sup>ヲ</sup>解<sup>任</sup>シタルトキハ、之<sup>ヲ</sup>告<sup>ス</sup>ベシ。

審査條<sup>ニ</sup>統制會<sup>ハ</sup>主務大臣<sup>ハ</sup>命令<sup>ニヨリ</sup>解<sup>散</sup>ス。

4.3

審査條<sup>ニ</sup>統制組合<sup>ハ</sup>國民經濟、總力<sup>ヲ</sup>最<sup>モ</sup>有<sup>効</sup>、發揮<sup>セシム</sup>。

當該產業、統制運營<sup>ヲ</sup>固<sup>リ</sup>且<sup>シ</sup>該產業<sup>ニ</sup>關<sup>スル</sup>國策<sup>ニ</sup>遂<sup>行</sup>ニ<sup>ハシメ</sup>協力<sup>スル</sup>コトヲ目的<sup>ト</sup>ス。

Def. Doc. 755

第三條 統制組合、一定地に於て産業、種類別に設立ス。

前項地に特別場合、除く外道府縣、町道行縣、邑、村、  
集落、統制組合の目的達成を左に圖ス。

一、當該地内、當該產業、於生産及配給ニテ統制指導、之地  
組合員、當該產業、層才、事務、開設、統制指導

二、當該地内、於當該產業、整備確立

三、技術向上、能率増進、經理改善、之地組合員、當該產業、  
層才、事務、開設、統制

四、當該地内、於當該產業、層才、事務、開設、統制

五、組合員、當該產業、層才、事務、開設、統制

六、前各号、獨ナリモ、外、統制組合の目的達成に要する事業、  
第四條、統制組合組合員ヲ資格有スルモ、ハ太陽ガルモ、ニシテ主  
務大臣、指定期モトス。

一、當該地内、於當該產業、層才、事務、開設、統制

二、當該地内、於當該產業、層才、事務、開設、統制

三、<sup>又</sup>第一号ニ掲ガタル者及前半三項、タル團体、以テ組織スル團体、  
第五條、主務大臣、統制組合ヲ設立シメントスルトキハ、開令、一定  
所ヨリ地内ヲ定ム、前條規定ヨリ組合員ヲ資格有

ニス者ニ對ニ統制組合、設立コムベシ。

第六條、統制組合、是款ニハ、左ニ掲ガル事項ヲ記載スベシ。

一、目的、  
二、名稱

44

Def. Doc. 755

- 一 地  
二 事務所所在地  
三 組合員規定期定  
四 事業執行規定期定  
五 会員規定期定  
六 會議規定期定  
七 會計規定期定  
八 會計規定期定  
九 會計規定期定

(以下次頁)

45

80

第四十三條 統制組合ハ左ノ役員ヲオクベシ

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

統制組合ハ前項、役員外定款、定ル所ヨリ副理事長二人以内ヲオクコトテ得。

第四十四條 理事長ハ統制組合ヲ代表シ当該産業、統制指導シ他、組合事務ヲ總理ス。

理事長ハ当該産業ニ關シ経験工者及學識工者中ヨリ当該統制組合、所屬ニル統制會食之命ズ。当該統制組合、所屬スル統制會トキハ、当該産業ニ關シ経験工者及學識工者中ヨリ主務大臣コレヲ命ズ。

前項前段、規定ニヨル理事長、任命ハ主務大臣、認テ交ルニ非ザレハシ、効力ヲ生ゼズ。

第四十五條 第十三條第二項、第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項、規定ハ、統制組合、副理事長、理事、監事及評議員ニ准用ス。

第四十六條 統制組合、役員、任期ハ尤ニ通りよス。

理事長 三年

副理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

755

Def 1900.

理事長六社期中トイト又副理事長又、理事ヲ解任スルト御得、  
前項ニ時任、主務大臣、認可不受ルニ非サ、其、効力ヲ生ス  
第百八十九條、統制組合、團長、統制組合、理事長、行為不法今  
又、註今、基ナ為テ行政官廳、決議、達及シルト又ハ由  
該處不統制組合上不適ラリト認セキヤハ、之ヲ解任メドト御  
前項、解任、主務大臣、認可不受ルニ非サ、其、効力ヲ生セス  
第四十八條、統制組合之定款、定ム所、於、總會、代々可モ總代  
主務大臣集会シテ、解得ス。

第五十人條及第第三十九條、前項、總代表會ニテ集用ス  
第四十九條、統制組合、團今、是台所、依、會記、為、之、不登記  
前項規定、登記又可一書、頃、登記、後、非ガハ、之ヲ以  
第三者、對抗スルト得ス。

第五十條、第八條第二項、第十條第一項、第十七條乃至第二  
十六條、第三十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項、第二項  
及、之、第三十六條第一項、規定ハ、統制組合、之、準用ス  
但、ノ、則、獨、主務大臣及、團長、團長、主務大臣上、ハ、第十條第三項  
及、之、第三十六條第一項、規定、獨、陽合、除、行政官廳上、  
第十四章、

#### 雜則

第五十二條、第十二條第十一項、第三十一條第一項及第三十二條(各  
前項、於、准用ス)陽合、合、(註、第三十三條)(別條、於、  
準用ス場合、合、以下本條及第、五十二條、於、同、)ニ於、團  
長、主務大臣、行政官廳及、主務大臣ト、ハ、當該認問、報告、  
監督、審査及、命令、軍事上、為要、基、陽合、陸軍大臣又

59-1 27

90-2

Ref. Doc. 755

鮮又、台湾在りて總督府令擇不又、南洋歸島在、大廳令。第  
三十四條、主務大臣前條第三項、統制會二閑シ掲か決定ヲ  
為サントストキ、朝鮮總督、台湾總督、擇不廳長官又、南洋  
廳長官ト協議スヘシ。

(1) 第六條、規定依ル任命又、第十四條第一項及以第二項、規  
定依ル任命。

但シ第壹條、規定依ル任命ハ同様各号一、該官員スル有ミンテ  
外地在ルベシ、指定シ得場合、限ル。

(2) 第八條第一項、第三十三條及以第三十六條第一項、規定依  
命余但シ第三十三條、規定依ル命令、會員又、會員團  
体組織スル者、外地於テ行フ事業ニ關スル場合、限ル。

(3) 第八條第二項、第十四條第二項、第十五條第三項、第十六條、第二十條  
第三十四條第一項、及第三十七條、規定依ル認可、但シ第三十九條、規  
定依ル認可ハ等、會員會員シテ、外地不店又、主事務所、  
有スルオシナシテ賦課金ヲ課スル場合トス、第二十七條、規定  
依ル認可、統制組合、會員又、會員團體ヲ組織  
スル法人ニシテ、外地不店又、主事務所ヲ有スルモノ、役人、辦  
仕ヲ命スル場合トス。

(4) 第三十五條第一項及以第二項、規定依ル解任。

第五十五條、朝鮮總督、台灣總督、擇不廳長官及以南洋廳長官  
瓦、獨裁決定ヲ為サントストキ、主務大臣ト協議スヘシ。

(1) 第五十三條第二項、統制會二閑シ第三十三條、規定依ル命令  
(2) 第三十三條第二項、統制會二閑シ得場合、於テ第四一條、規定依  
テ為ス官該產事、閑シ統制組合、設立命令。

No. 755

Def No.

内 第二十三條第二項、統制會、會員の統制組合に對する算第十三條

第一項及第二十條、規定、依て命令。

第二十六條、本令規定による外統制會及統制組合の間シの與る事項、閣令予以て定ム

附 則

本令、昭和十六年九月一日より之施行ス

行政官廳權限移讓の法

昭和十六年八月一日 法律第二五号

(國家總動員法第六條、依て制定)

第一條 行政官廳權限、移讓

政府、鉄鋼統制會、石炭統制會及び其の他統制組合(重要資產書證持  
令基準設立之國策會社、官團及び其の他の機関)に対する  
政府、政策の権限を除き、國家總動員法輸入暫定処理法  
及く諸法規の間の授権並に認可する政府、權限を移讓ス

命令によつて生産及び分配、貿易、物貿易、供給の間の事項の諸  
統制機関に依りて之を行フ

第二條 權限執行、保證及び負貴責任、裁定

統制機関の権能を保護する為の等機関、政府、代理者と見做し之等の機  
関、命令違反の其の命令基準特別法規、違反し、統制機関、役  
員、政府、官吏と見做し天等從事如何の義務、怠慢と雖も政府  
官吏、怠慢と見做ス

第三條 統制機関は政府の權限行使閣又は事項、勅令予以て之を定ム  
第四條 本法執行、日時、勅令予以て之を定ム

重要生産事業組織法改正勅令

(昭和二十年六月二十六日改正、昭和二十一年七月四日發布)

Def. Doc. 755  
第一條中「統制」次に「及て夫と之をスル必要ナシ處理」文言ヲ加フ  
二第四條中「總括セル統制」実行ヲ計劃スルニシテ、次に「夫レ  
ト対スルは要ナル處理ヲ遂行スルヲ」ヲ加フ

三其目的ヲ達成シムル為ノ統制組合ハ左記、業務ヲ行可  
レ)當該生産事業ニ於ケル生産分配及び材料、資本並ニ夫等の產  
業ニ使用セラル可キ消費、需要供給ニ關スル政府、計画及  
ビ其他委該生産事業團體の政府、計劃ニ參予シルコト  
(二)當該生産事業並産及分配ニ關スル統制、相應す迄ニ會員  
(統制會)又ハ斯ニの會員、團體ニ依リ運営スルガ如キ產業  
ニ屬スル事業統制、指道ス

(三)當該產業、確實ナル建設ト調整

(四)當該產業ニ屬スル事業集中、會員又ハ其、會員タル團体ニ  
一併要ナル資本、協力的購入

(五)当該產業ニ屬スル事業集中、會員又ハ其、會員タル團体ニ  
依リ製造セル物資、協力的販賣

(六)各該事業損益、會計ニ協力スベキ事

(七)当該產業ニ屬スル事業保護、為メテ勞務者、安寧  
、為メテ規則、又は当該產業、運営ニ關スル生産ナシ規則  
、作制

51

以當該產業ニ屬スル事業、監督及其、會計、監查

(九)技術、進歩、能率、増進組織、統一處理、改制等、依リ

其、屬する事項、開発方針

755

(1) 本該産業ニ關スル調査及々研究

(2) 富該産業、統制中統制會、目的ヲ遂行スルニ付要ナリト見做サシタル前項以外、計画ヲ為スコト

四、市十四條中、市六項及ヒ市十五條中、市四項ハ削除ス

五、市二十二條中二項、一組合ニ於スル條文ニ明示スルトヨロニ依リ統制會之長ハ統制會事務所、業務ニ關スル同法上、事項ト否上論無シノ、會長ニ代ワニ執行權限ヲ有ス可キ代理人選任スコトヲ得

六、前項中代理人、權限ニ依リ、裁定已テレラン制限、適用ハ善意、市三者ニ对抗スルヲ得ズ

七、市二十七條中二項、十一會長が本該産業、統制會、法人會員ニ依リ又ハ會員タル國件ヲ為ス法人、主事者シハ監督役ニ依リ又ハ資產状態ヲ監査スル会員ニ依リ、公益ニ有害之行為、行為ルヲ認ムに場合若シハ其ノ行為が統制、執行上特ニ障害アル可ナコトヲ發見シタル場合關係大臣、權能ヲ以テ本該法人ヲ通ジテ其ノ理事者、解任フ命令スルコトヲ得

八、市三十五條中二項、市三十六條中二項ハ削除ス

九、市二十九條中二項、一統制組合ハ之等條規、明示スルトヨロニ依リ登記ヲ為スヲ要ス

52 十、前項、規定ニ依リ登記セラル可キ事項ハ登記後非レハ之ヲ以テ善意、市三者ニ对抗スルヲ得ズ

十一、市三十八條中二項、市二十七條、市二項ハ加フ

Def. Doc. 755

十二、第41條第3項、主文中又ハ第27條ヲ「第27條又ハ第  
27條第2項」ニ変更ス。同條復設司於同様變更ス。  
附則一本令ハ發布ノ日ヨリ執行ス。統制組合が本人に宣ムル  
トヨリ依リ行フ可キ登記國ニテハ閣令ヲ以テ之明示ス。

附 錄

企畫廳官制及企畫院官制

典據

一九四五年一月太平洋問題調査會

T.A.C.I.者日本ニ於ケル戰時經

濟統制、橫相

勅(マテ)一九三〇年一九三七年昭和十二年五月十四日公布

第一條企畫廳及內閣總理大臣、管理ニ属シ左、事務の掌る  
内閣總理大臣、命ニ依リ重要政令不其、統合調査。

國會ヨリ起草する理由ヲ具ヘテ上申ス。

二、各省大臣ヨリ閣議に提出スル重要政策案等ヲ審直シ意見

ト推奨フ且ハテ内閣ニ申入ルコト

三、重要政策不其、統合調査を國ニ調査スルコト

四、重要政策ニ關スル陳述、統制ニ至る意見、且ハテ内閣

ニ上申スルコト

前項、事務、圓滑、實行スル付付要アリトナ、企畫廳、  
關係各廳、對し資料、提出又ハ説明ヲ申シコトヲ得  
第二條企畫廳ニ左、職員ヲ置

總裁一人 (親任)

次長一人 勅任

總裁附書官一人 委任

53

92-1

Def. Doc 755

調査官 二十人 委任内五人ヲ勅任ト為スコトヲ得ル  
書記官 三人 委任

副調査官 十五人 委任  
理事官 二人 委任

属 四十人 判任

總裁ハ各省大臣・中ヨリ之ヲ勅命ス

社書官ハ企畫廳委任官—T.N.高等官—一中ヨリ之ヲ

兼ネシム

第3條前條、調査官、外閣係各廳高等官(勅任又ハ委任)中ヨリ内閣ニ於テ調査官ヲ命ズルコトヲ得但シ之等審査官ノ任命ハ勅許ニ依フランミ之ヲ行コトヲ得  
第4條企畫廳ニ常任ハ其ノ與ヲ置キナリ要、際—TN常時廳務ニ參り置ケン

常任ハ其ノ與ハ各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス  
但シ參與官ノ任命ハ勅許ヲ至ルモノトス

(常任參與ハ任命ヲ財其ノ屬スル各省ニ於ケル從事官職ヲ繼續ス TN括弧内ハ第4條ニ規定ナン。但シ括弧ハ翻訳者ニ於テ附シラルモノトス)

第5條企畫廳ニ參り置キ廳務ニ參り置ケンムニシテハ厚生識経験アル者、中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ該參與官ノ任命ハ勅許ヲ以テス

參與ハ勅任官、待遇又は本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クヘ待遇トス

參與、任期二年十メ但シ特別、事由アリ場合ニ於テハ任

期中之ヲ解任入ルヲ妨ゲス

第ニ條企畫廳ニ時別事項ヲ調査シムル為委員ヲ置  
ニトヨ得委員ハ勅許ヲ經テ字識経験有者、中ヨリ内  
閣ニ於テ之ヨリ命ス

委員ハ當該特別事項ニ關ス調査終アシタルトキハ退

任ス

第ニ條總裁ハ廳務ヲ統理シ所轄職員ヲ指揮監督シ判  
任官、進退ヲ專行ス

第ハ條次長ハ總裁ヲ佐テ廳務ヲ管理ス（次長ハ金廳務  
ヲ直接指揮スルモノト考ヘラル）

TN括弧内ハ第ハ條ニ規定シ但シ括弧ハ議決者ニ於テ  
附シタシニトス

第九條秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條調查官ハ其ノ上官ニ依リ指示ヲ受ル事項、調査ニ對ニ事責  
任ヲ有シ且つ上官ノ命ニ從ヒテ同僚ニアヌル事項ニ就キ計画

ヲ作成シ又調査討究ヲナスヲ要ス

第十條書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第十二條係理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル  
第十三條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第十四條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル  
第十五條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第十六條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第十七條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第十八條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第十九條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十一條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十二條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十三條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十四條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十五條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十六條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十七條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十八條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第二十九條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十一條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十二條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十三條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十四條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十五條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十六條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十七條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十八條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第三十九條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十一條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十二條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十三條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十四條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十五條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十六條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十七條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十八條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第四十九條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十一條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十二條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十三條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十四條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十五條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十六條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十七條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十八條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第五十九條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十一條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十二條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十三條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十四條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十五條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十六條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十七條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十八條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第六十九條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十一條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十二條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十三條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十四條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十五條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十六條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十七條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十八條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第七十九條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第八十條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第八十一條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第八十二條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第八十三條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第八十四條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第八十五條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第八十六條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

第八十七條副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査審

直及立安ヲ令承ス

ハ 132

Doc. 755

Def.

- 一、第一條企畫院内閣總理大臣、管理ニ属シ左、事務ヲ處手ル  
二、平戦時ニ於ケル総合國力、拡充運用ニ關シ案ヲ記草シ  
理由ヲ具ハテ内閣總理大臣ニ上申スルコト  
三、各省大臣ヨリ商議ニ提出スル案件ニシテ平戦時ニ於ケル総  
合國力、拡充運用ニ關シ重要ナルモノ、大綱ヲ審直シ意  
見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ経テ内閣ニ上申スルコト  
四、平戦時ニ於ケル総合國力、拡充運用ニ關スル重要事項  
、豫算、統制ニ關シ意見ヲ備ヘテ内閣總理大臣ヲ経テ内  
閣ニ上申スルコト

（次頁）

- 四、國家總動員計画、設立及遂行ニ關スル各廳事務、  
調整統一ノ因ルコト  
前項、事務ヲ行フニ付シ要アルトキハ企畫院ハ國体各  
廳ニ付シ資料、提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得テ

56



経験高君、中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命下、委員ハ専讀特  
別事項ニ關心調査終ニシタルトキ退任ス。

第6條 総裁ハ院務ヲ統理シ所ニ附、職員ヲ指揮監  
督前仕官ノ進退ヲ專行ス

第7條 人手、總裁ヲ併ク院務ヲ掌理ス。

第8條 部長ハ上官ノ命ヲ承テ、部務ヲ掌理ス。

第9條 収書官ハ總裁、命ヲ承テ、機密ニ關スルヲ一務、  
掌理ス。

第10條 書記官ハ上官ノ命ヲ用テ、事務ヲ掌理ス。

第11條 第第十一條、調査官ハ上官ノ命ヲ受ケ、  
定ムレシ度ノ調査、(カワノ如キニ一塊、國籍又許可書)  
立案(研究ノクテ報等ニ照、合セラシ見計画ニ付ス)審  
査(ナシ)ヲ當司ル、即不條款外内ハ勅令ハナシ、但シ指張  
報記、証焉ニ於テ付シタルモノトス)

第十二條 第至第十六條(コレラノ各條ハ同院下級職員、  
本務、因スルモニ、省略シテアル)

附則

(1) 本令ハ公布ノ日ヨリ乙フ施行ス(一九三〇年十月十日)

(2) 金廳官制及資源局官制ハ之ヲ廢止ス。

附錄(二)

戰時行政職權特例

一九四三年三月十七日

典  
張

一九四五年一月  
太平洋問題調査会



Def. L90c 755

轉下二七  
重六條 本邦ノ施行ニ國聯瓦風ノ問題ノ總理大臣  
ヨリ決定ス。本邦ハソノ公布ノ日ヨリ施行セアル。  
附屋書

## 内閣顧問會議規則

一九四五、三月十七日

## 典據

F.C.O. 神東二園名ラガホ報告 W.0.73.特報、日  
本人名鑑、一九四五、五月二十五日

第一條 入東亞戰爭ヲ完成モ決要ナル國家ノ戰時  
生産強張及戰時經濟、遂行ニ國聯瓦總理大臣  
及行政手務施行ニ參照瓦目的ヲ以テ一定  
數内内閣顧問ヲ當時ニ任命ス。

内閣顧問ハ優秀元軍内家甲ヨリ勅命ヨリ任命人  
事二條 内閣顧問ハ親仕官或ノ初仕官、待遇ヲ受ク  
事三條 総理大臣ハ本條ニヨリ内閣顧問ヲ補助スル多  
内閣内ノ官吏及特別戰時行政授權法第四  
條、効力ニヨリ内閣内ニ執務セル官吏ノ命令又  
ル權限ヲ與ヘアル。

1-96  
61

Def. 190c. 755

1950

内閣顧問會議員  
(親任顧問)

點川義助

繒方竹虎

陸軍大將

小野寅造

信

淺野良造

水田彰造

信

井上八條一郎

仙石孝太郎

信

子爵八條隆房

村島壽一

信

八田吉次郎

八角三郎(退役海軍中將)

信

岩田忠造

附錄

14

96-2

## 戰時經濟會議規則

12  
典據

Def. Doc. 755

第二條 戰時經濟會議人會長一人及二  
宣教、會計員以三組成總理大臣  
臣八會長之於戰時經濟會議  
一會長八副手各在大臣之內  
間ヨリ成立、戰時經濟會議、會  
員タニ各省大臣八總理大臣ニシテ

一九四五年一月

第三條 本會議二書記官<sup>監督</sup>、本會議  
一書記官八內閣書記官長企議  
院總裁<sup>議事官</sup>、議事官長及二海軍軍  
務局長より成り、

第六條 (一) 大東亜戦争中の行政、満洲の機能  
の運営ならびに行政の時々觀察各と監督せらるゝトス

(二) 観察各と監督制度、主たる目的ハ  
行政、施行せらるる實狀を以て條件諸生  
産、擴張並ニ政府ノ重要な政策、  
國民事項、觀察各と監督トス。

(二) 視察記

新編卷二

卷之三

卷之三

卷之三

受託人	書記	理事長	顧問	顧部長	機械局	電力局
東北地區 所長 (仙台)		團長	戰時建設團	全般整備本部	航室兵器總局	群馬石炭部
北海道地區 所長 (札幌)		團長	時建談團	企畫部	陸軍中特	海軍力隊
丸山鶴吉	熊谷健一	鹿島吉	島田清	近藤正泰	橋山伊太	皆川毛木
		島原守	水井高次	藤井正助	新造	吉助鑑三郎
		高次助	末井七助	溫雄	三郎	安雄
						雄

(下)

佐藤長  
田四郎  
正之助  
新造  
三郎

972

Ref. Doc. 755

關東信越地(東京)

所長

陸軍大將

副所長

海軍中將

監督

-

東海北陸地(名古屋)

所長

陸軍中將

副所長

陸軍中將

近畿

所長

陸軍中將

副所長

陸軍中將

中國地(廣島)

所長

陸軍中將

四國地(高松)

陸軍中將

副所長

陸軍中將

九州地(福岡)

陸軍中將

副所長

陸軍中將

65

1-386

66

附属書目 I<sup>h</sup>

2-86

(軍需會社法) (一九四三年十月二十八日) / 主要な箇條(次)

セレ

一、本法ニヨル軍需會社トハ、武器、航空機、軍艦等ヒ  
ソノ他、戦争に實績ヲ有給スルニ付する企事業ニ從事スル會  
社ヲ云ヒ、政府ニヨリ指名セラレタモノトス。前項ニオカル企事業、  
範囲ハ命令ニヨリニシテ規定シズ。

二、軍需會社ハ、戰力強化、又メ、國家、軍需等之應  
召ハ、仰請シ、政府、計畫(從、軍需品ノ充實ノ開  
スル企業ヲ実施スル責任ヲ有ス。

三、政府、命令ニヨリ定マシタル軍需會社ニ用シテハ法  
律ニヨリ譯セラル禁止及ヒ制限ハ取消シ、義務ハ解  
除シ、ナキ又許可ニ因スル手續ニ付スル特例ノ如既ナト  
ハ制限セラルヤン。

四、政府ハニシラ、主要ナル規定ニ從ヒ命令ヲ出シスハ其責  
策スルニ付、實ト思ヒキニ付合ハ、命令、規定ニ從ヒ軍  
需會社ニ制限ト共ニ補助ヲ得シスルコトヲ得

五、軍需會社ハ、國家ノ官吏中ヨリ生産責任者ヲ選  
任スルヒトス、生産責任者ヲ選任セサル場合ハ、政  
府ニシテ選任ス。この場合は、選任セサル者ハ、一會  
社、役員十人、生産責任者ハ、軍需會社ヲ代表  
シ戰力強化、義務ヲ実行スルタリ、職務ニ往命  
カルモノトス。

六、軍需會社ハ、政府、承認ナクシテ、政府ニヨリ選任セラレ  
、

Def. Doc 755

タル生産ニ實行者ニ完備アル事ト判明。政府ニ國會會社ニ  
二時期、計画ノ分量リノ他ノ併存ナ、事體ヲ抱持シ、戰爭  
實務、之實ニ附帶ナル既往ノ教訓、是ヒ修善テ乞を招  
スル命令ヲ發行スニトテ得

七、政府ノ命令、修理ニ從ヒ軍需會社ニ命令ヲ發し  
得ヌ新設防衛兵ニ一一一一一、軍事的設備、設置道又  
ハコトコノ設備、擴張及ヒ改善、且全體之資材、舊有物  
貯藏各々運行、技術、改良（取引）及ヒ勞勵、監督  
督ソ、他企畫、實施ニ附帶ナキ事項ニ付スル手段ヲ  
諸スルニトテ得

八、政府ノ軍需會社ト協力工場及ヒ補助工場並ニ海軍  
軍需會社、經營タル他ノ企業トノ協力を實行スルニ  
關係不者トノ間ニテル協力を附帶ナル命令ヲ發行ス  
ルニトテ得

九、政府ノ命令、條項ニ從ヒ企業、別處又ノ保管、  
信託修理、開徵、  
信託修理、開徵。

（次頁・續）

1-66

67

99-2

Def. Doc 755

- 又ハ法人組織、経営、運営、作業、代理、譲渡、  
中止或ハ停止設備、讓渡或ハ企業ニ属スル(特許  
権)二閑聯シテ必零丁ル命令ヲ軍需会社ニ下スコトヲ得  
十政府ハ軍需会社ニ付シ該ニ付ニシテ指定セラルル以外  
作業ニ從事スルコトヲ制限シテハ禁止スルコトヲ得  
十一、政府ハ命令ノ條項ニ從ヒ軍需会社ニ合同又ハ  
解散ニ關ハ必零十九命令ヲ發動スルコトヲ得  
十二、政府ハ命令ノ規定ニ従ヒ資金ノ調整及ヒ取扱ヲ  
遂ケルニ必要ナル命令ヲ軍需会社ニ下スコトヲ得  
十三、生産責任者或ハ命令ノ條項ニ従ヒ生産担任者ハ  
國家総動員法ニヨリ定ムラレタル通り職工ヲ暮集スル權  
利ヲ有ス。  
十四、軍需会社ノ職員及ヒ雇人ハ生産責任者或ハ生産相會  
若ヒ命令下ニフルモノトス。  
十五、政府ハ軍需会社ニ命令ヲ發シテハシノ監督ニアリテ必要ナル  
手段ヲ講ヘシコトヲ得  
十六、政府ハ軍需会社ノ營業上ノ事項ニツイテ、ソノ観察或  
検査ト其ニ報告ヲ集メルコトヲ得  
十七、生産責任者或ヒ生産担任者ナシノ責任ヲ承タサナイカ  
又ハ軍需会社ノ職員及ヒ雇人ハ生産責任者或ハ生産担任  
者、命令ニ従ハサル時ハ政府ハ命令ノ條項ニ従ヒ必要  
ナル刑罰ヲ課スベシ  
十八、必要ナル罰法規ハ制定セラルベシ  
十九、ミラー主要工修復公第一項ニ記述セラル企業ニ從事シ居ラサル  
他、企社ニモ適用スル  
板革一一七、一一七八頁ヲ合ヒ

68

E 32-16  
Def. Doc. No. 1950 A

辯護側文書 一九三〇年 A

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對 貞 夫 其他

書 候 選 書

私は午場友彦であります。私は小田原市入宇田七拾九番地に住んでゐます。私は是迄この裁判で、私が私的秘書官を勤めた近衛公の手記に關して二度の機會に於て證言した事があります、

私は「經濟問題に關する内閣理員の更迭」を題する辯護側文書等一九三〇時を見ました。この文書が近衛公の秘書官荒谷茂樹の自筆になるもので公は日々の政務上の出来事を彼に口授するのを常とした事を、私は承認致します。

證護側文書 一九三〇年A

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

宣誓供述

私は午場友彦であります。私は小田原市入宇田七丁目九番地に住んでゐます。私は是迄この裁判で、私が私的秘書官を勤めた近衛公の手記に關して二度の機會に於て二言した事があります、私は「經濟問題に關する内閣閣員の更迭」を題する證護側文書等一九三〇年を見ました。この文書が近衛公の秘書官荒谷茂樹の自筆になるもので公は日々の政務上の出来事を彼に口授するのを常とした事を、私は承認致します。

これは近衛公が荒谷に口授した此の種の多數の文書と、同様のものであります。

午 場 実 彦

右は一九四七年七月廿四日余の面前に於て宣誓署名せしものなり。

行政人事將校

陸軍歩兵中尉

バーナード・エー・ハーフマン 2

立憲政

検察側文書翻譯寫

一九四六年一月三十日 L.H.ペーナード少將、B.E.B.サケツト  
中佐、一九四六年十二月十六日在東京、近衛首相ヨリ入手セル文書

五九一三六 番本

經濟閣僚の更迭

Exh NO

E 3216 A  
Def. Doc. #1930

内閣改  
事実、經濟閣僚會議を開いても、之を認め得るものが無いといふ實情で  
スル。内閣改  
内閣改  
内閣改

議會後、内閣改造は常識的にまでなつた。經濟閣僚が弱點と言はれ、  
事實、經濟閣僚會議を開いても、之を認め得るものが無いといふ實情で  
内相も、經濟方面のことは不得手であるし、外部に  
仕方が無いので、内相と相談の上、さて誰にしよう  
、當然考へられたのは池田成彬氏であるが、氏に對  
しては、革新方面に猛烈な反対があるので、同氏を引張り出す譯にも行  
かず、次に話題に上つたのが大阪の小倉正臣氏であつた。

小倉氏が上京した時、自分からも、亦、平沼内相からも話したのであ  
るが、なかなか承知しなかつたのであつた。

結局、小倉氏は承知はしたのであるが、外の經濟閣僚更迭のことをも  
相談したところが、それは自分の入閣と一緒にしても貰ひたいとのことで  
あつた。つまり、自分が先に入閣すれば、首斬役を勤めなければなら

檢察側文書翻譯寫

一九四六年一月三十日 L.H. バーナード少將、B.E. サケット  
中佐、一九四六年十二月十六日在東京、近衛首相ヨリ入手セル文書

五九一三六 稿本

Exh NO

Def. Doc. #1930

經濟閣僚の更迭

議會後、内閣改造は常識的にまでなつた。經濟閣僚が弱點と言はれ、  
事實、經濟閣僚會議を開いても、之を躊躇得るもののが無いといふ實情で  
さりとて自分も平沼内相も、經濟方面のことは不得手であるし、外部に  
通任者を求めるより仕方が無いので、内相と相談の上、さて誰にしよう  
かといふ段になつて、當然考へられたのは池田成彬氏であるが、氏に對  
しては、革新方面に猛烈な反対があるので、同氏を引張り出す譯にも行  
かず、次に話頭に上つたのが大阪の小倉正但氏であつた。

小倉氏が上京した時、自分からも、亦、平沼内相からも話したのであ  
るが、なかなか承知しなかつたのであつた。

結局、小倉氏は承知はしたのであるが、外の經濟閣僚更迭のことをも  
相談したところが、それは自分の入閣と一緒にして貰ひたぬとのことで  
あつた。つまり、自分が先に入閣すれば、首斬役を勤めなければなら

ぬのが厭なのだつたが、こちらは又た、あべこべで、小倉氏にその一役をやつて貰ひたかつた譯だ。

外の經濟閣僚の更迭について、池田氏の意見を徵したところ、同氏は大蔵大臣も代へなくてはならぬといふ意見で、候補者として中島彌園次の名を擧げてあつた。小倉氏は、大蔵大臣は更迭の必要が無いと言ひ、殊に中島などは不可といふことだつた。商工大臣の候補者として、小倉氏は八回、村田を擧げ、止むを得なければ藤原といふことで、企諭院總裁には鈴木貞一、山田龍雄、賀屋、青木、井野などの名前が話題に上つたのであつた。

それで小倉氏は一旦歸阪したのだつたが、三月三十日の東京日日新聞に、小倉、平沼會談、小倉入閣といふ記事が出るし、翌三十一日には住友本社の異動で、小倉氏の總理事引退が発表されるといふ次第で、至急發表を必要とする状態とつたので、三十一日夜八時、陸海兩相に狹窪邸に來て貰つて小倉氏入閣のことを話して賛成を得、兩相辭去後、大阪の小倉氏に電話して、單獨入閣の話をしたところが、その時にもまだ、外の人達と一緒にで無ければ困ると言ひ、結局明朝出發上京、お目にかゝ

裏面白紙

つて申上げることだつた。

然るに此の日、山下龜三郎氏が來訪したが、同氏は、小倉氏に對して發言権を持つて居るので知つて居たから、是迄の小倉氏との交渉經過を話しこちらは單獨で無ければ困ると、いふことで、小倉氏を説得して吳れる様に依頼したところ、同氏は大賛成で、小倉氏に取つても、一段、格を高めるのだから、勧説して承知させますといふことだつた、それでその夜、小倉氏と長距離電話で交渉した後で、山下氏にも電話して置いたのだつた。

四月一日朝大阪を發つた小倉氏は、五時二十分東京驛に着いたのであるが、一旦大久保の目邸へ入つたところへ、山下氏が訪問してこちらの意図を傳へたことである。

夜八時、小倉氏來訪、こちらの意図通り單獨入閣を承諾して、同九時辭去した。小倉氏は、汽車中で心機一轉したと言つておつたが、山下氏の勧説も効果があつたやうだ。

「小倉氏辭去後、新聞記者圓と會見し、此改造は獨立的のものだといふ様な話をしたところが、新聞は所謂經濟關係更迭問題も一段落

裏面白紙

といふ風に解したものゝやうで、續いて行はれた商相・企畫院總裁の更迭は、全く寢耳に水の驚き方だつた。

四月二日内奏御許しを得て、同日午後二時半小倉國務大臣の親任式を行はれ、小倉氏は同夜出發、親任奉告參拜のため横濱したのであつたが、小倉氏に、企畫院總裁は物動計画に就て、支那の内情に通じ、また押しも利く人間が必要なのだが、それには鈴木貞一が何うだらうと相談したところ、小倉氏は賛成を表明したのであつた。

そこで小倉氏の親任式のあつた二日の夜八時半、鈴木中將を秋窓邸に呼んで企畫院總裁の話をして見たところが、鈴木中將の云ふには、自分はやつてもいいのですが、海軍が八釜しいでしよう、陸海軍の均衡といふことが、必ず問題になるだらうと思ふから、自分ではどうも、と稍難色があつた、まことに尤な話である。

さう聞いてヒヨツト考へついたのであるが、それなら海軍から商相を採らう、豊田次官を商工大臣にしよう

是は鈴木中將の話に依る全くの思ひ付きではあつたが、豊田次官の適格者たることについては、諒備資料があつたのである。

Def. Doc. 1930

Def. Doc. #1930

一、豊田次官は、曾て次官會議の際、鐵、石炭の問題で商工次官をやりこめた話

一、伊藤文吉郎の話に、平生鉄三郎氏が、製鐵會社の後任に豊田次官を嘱目してゐること、即ち商工行政に全然素人では無いことである上に、豊田商相の實現に依つて

一、商工省の軍需省的性格が明かになり、鈴木總裁の企畫院と共に國防國家体制の完成に一段階を齎すること

一、陸海軍の均衡が取れること

一、小林商相としては、財界人又は若手官僚と代ることは、面目丸滾れとなる次第なるも、（事實財界、官僚に適任者が無い）軍部より後任者が出るとすれば、軍需省化の要請より見るも面目問題は解消となること

等々、いろいろのことが數へられるのである。それを鈴木中將に話したら、同中將は、それは一つの名案です、陸相にも話しましよう、といふ次第で同夜十一時辭去した。

同中將は辭去に當つて、此の話の洩れることを歎れ、今夜の會見

裏面白紙

Def. Doc. #1930  
に就て新聞記者の質問を受けたら、興賛會東亞局のことで、いろ  
いろ相談したいといふことにして置きますといふことであつた。  
四月三日、神武天皇察に賢所參集所で及川海相に會つたので、その話をす  
ると、海相は、結構ですと賛成し、恰度、東條陸相が見えなかつたので、  
いづれ陸相とも相談の上、また申上げますといふことであつた。

それから、同じ賢所參集所で木戸内大臣に話したところ、是も賛成だ  
つた。

その日、午後二時二十分頃、海軍大臣秘書官から電話あり、陸、海兩  
相が是から荻外莊にお伺ひ致しますとのことであつた。同二時四十分兩  
相來邸、こちらの話に賛成といふ返事だつた。此時、東條陸相より、鈴  
木中將を諫備役にすること、企畫院總裁だけでなく、無任所相兼任とし  
たきことの申出があつたので承諾した。及川海相も、豊田中將を諫備役  
にすることを話してあつた。

陸、海兩相が、同三時三十分、辭去した後、大阪の小倉無任所相のと  
ころへ電話すると、御陵參拜からまだ歸らぬといふことで留守であつた  
が、暫らくして、同六時四十五分、小倉氏から電話あり、鈴木、豊田兩

Def. Doc. #1930

中將起用のことを話して、その意見を求めたところ、小倉氏も亦大賛成といふ次第であつた。そこで木戸内府、平沼内相、及川海相、東條陸相に電話でそれぞれ小倉氏の賛成意見と共に経過を報告したのであつた。

その夜十一時十分、及川海相に電話して聞いて見ると、同夜八時、海相が豊田次官と會つて話したところ、次官は相當難色あり、熟考さして呉れといふことで別れたとのことであつた。

四月四日朝、岡海軍省軍務局長が中間報告に見えたが、依然として難かしいといふことだつたので、海相に、も一度説得して貰ふことにしたのであつた。

ところが、閣議の前に及川海相が来ての報告では、もう大抵大丈夫だが、總理が直接會つて話して貰ひたいとのことだつたので、同十一時半、豊田次官に首相官邸に来て貰つて直接話したのであつたが、自信が無いと言つてなかなかウンと言はず、もう一日考へさせていただきたいとのことだつたから、もう一日など言つてゐては洩れる虞もあるし、今夕六時迄と時間を限つて返事を貰うことにして別れたのであつた。

その後で陸、海兩相が見え、豊田の返事は何うだつたかといふことだ

つたので、以上の次第を話したところ、陸相は、六時では遅過る、三時にして貰ひたい、陸軍は、鈴木中將が承諾して既にその手續を始めてゐるのだから、遅れる處もあり、是非海軍の方も早くして貰ひたいと主張するし、勿論こちらも早い方がいいのだから、もう一度海相から託いて貰うことにして別れ、一方また平沼内相を招き、内相からも豊田次官と會見勧説することを依頼した次第であつた。

其の結果、同日午後三時、及川海相と豊田次官とが連れだつて官邸に來訪、いよいよ承諾の返事が得られたのであつた。その時に海相が、豊田次官を大將に推薦するといふ話であつた。同次官は、今秋は大將に昇進する順序になつて居るといふことを聞いてゐたが、思ふに豊田氏は現役に餘程未練があつたので、大將昇進と交換に現役を退いてもらうことにしたものと思はれる。

行つて貰つたのであつた。然るに小林氏は、後任が海軍の豊田次官だと聞いて、それなら問題はない、藤原などが出て来るのだと承知は出来ないのだがと快く辭表を風見氏に託したそうで、二十分位で話が済んで風見氏が歸つて來た。

そこで、宮中の御都合を伺つて午後五時半、内奏申上げて御許しを得たので直ちに之を發表し、同八時半、豊田商工大臣、鈴木企監院總裁の親任式が執り行はせられたのであつた。

## 余 閱

Def. Doc. #1930  
この改造は全く極秘裡に行はれたので、發表を聞いて世間はアツと驚いた。

極めて短時日の間に實現されたためではあるが、一つは、小倉無任所相の出現に依つて、商工大臣、企監院總裁等の更迭は、小倉國務相の意見を容れて徐ろに實行されるのだらうといふ観測が強くなつたこと、四月三日の、新聞休刊日のために、新聞通信方面の注意が平生と非常に違

裏面白紙

つてゐたことをも書いてゐる。

首相の内奏が済んで表された時に、新聞記者連中は「やられた！」と言つた。そうだが、全くその通りであつたらう。

企画院の調査官で、鈴木新總裁の下に、第一部長になつた陸軍の秋永月三少將が、四日朝、稻田内閣總務課長のところへ来て、星野總裁は辭めていいと言つてるし、小林などをあの檜にして櫛櫛々々してゐたとは何たることだ、この上は、首のさし替へより仕方が無いと憤慨してゐた。そうだが、午後にはどんな顔をしてゐたことやら。高村秘書官が病氣で寝てゐると、三日の午後、海相秘書官から陸、海兩相が總理を御訪ねしたいんだがといふ電話があり、私邸へ問合せる様にと返事して置いたところ、翌四日夕、矢張、病床中、號外の鈴の音を聞き、何だらうと思つてゐるところへ、牛場秘書官から電話で、この改造を聞かされて驚き、前の日の電話のことを思ひ出した。

全新聞、水の滴るとか、天才的とか、改造振りの鮮やかさに驚嘆するところに、この改造に何れも贅意を表し、將來に期待して居る。

E 3217

DEF 1904 2522

EXHIBIT

112

極東國際軍事裁判所

亞米利加占領國 其他

對

糸木 貞夫 其他

供述書

大

島

弘

夫

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓テ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

111

112

裏面白紐

萬勝

EXHIBIT

板東國際軍事裁判所

亞米利加名樂國 其他

對

莊木貞夫

其他

宣誓供述書

供述書

大

島

弘

夫

自分僕我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

E 32/7  
DEF 306 4 2522

川

昭和 同 昭和 昭和 同  
 和和和和和和  
 二十一年二十一年二十一年二十一年  
 二十二年十八年十五年九月十一月十一月  
 三十年七月十月十一月十一月  
 三四年四月七月十月十一月十一月

私、大島弘夫ノ認証ハ左記ノ通りアサマス

帝國大學法學部卒業

内務省ニ採用、新潟縣勤務、爾後鳥根縣、福岡  
 縣、警視廳勤務

滿洲國民政府勤務  
 内務省警保局勤務、富山縣勤務ヲ終再ビ内務省  
 警察司事官  
 内務省警保局勤務  
 退官

DEF DOC 2522

EXH 3

一、昭和十五年九月ノ中頃、私ガ内務省ノ課長デアツタ時、同省人等當局ヨリ間モナク設立セラルコトニナツテオル總力研究所ノ所員トシテ行カヌカトノ内交渉ガアリマシタノデ私ハ承諾シマシタ。

二、研究所ノ目的トスル事業ハ昭和十五年十月一日ニ公布施行セラレタ總力戰研究所官側ニ示サレタ通りデアリマスガ、私ノ當時承知シタトコロニヨレバ、寧ロ各官廳ヤ民間團體間ノ創據主義ヲ廢除スル様ニ若イ人達ヲ教育スルコトヲ主眼トシテオリマシタ。又此ノ總力戰研究所ト云フモノハ、近衛第1次内閣ヤ米内内閣ノ時ニ設立ノ發案ガアリマシタガ、其當時ハ實現ニ至ラス、第二次近衛内閣ニ於テ具體化シタモノト聞キマシタ。

三、研究所ガ開所セラレタノハ昭和十五年十月一日カラデスガ、私ガ庶務ヲ擔當シタ關係上、開所前其ノ事務所トナルベキ場所ニ行ツテ開所ノ準備ヲシマシタ。其ノ事務所ト云フノハ衆議院ノ一室（約二十坪）チ一時借りタモノデ執務ノ準備ハ全くなカツタノデ、他カラ机ヤ椅子ヲ借りテ來テ漸ク準備ヲ整ヘマシタ。

四、開廳ノ日、即チ十月一日、我々ハ當時ノ所長事務取扱デアツク。星野直樹氏ニ始メテ會ヒマシタガ星野氏カラ唯万事宜敷ク頼ムト云フ言葉ノ外、何モアリマセンデシタ。其ノ時ノ所員ハ私ヲ加ヘテ七人デシタガ、之ニ

裏面白紙

EX H X N O 110

書記、タイピスト、電話交換手各一人宛ヲ加ヘテ、此借臺デ仕事ヲ始メ  
ルコトニテリヤシタ。併シ管理者デアル近衛総理大臣カラモ、所長亭務  
取扱デアカ星野氏カラモ、其ノ後何ノ命令セ達示モナイノア如何ナル仕  
事ヲ具體的ニナスベキヤハ所員相瓦子研究セホバナリマセンデシタ  
四十月未ニ亭務所ハ衆議院カラ内閣所屬ノ建物ニ移リマシタガ既處モ暫クハ  
ハ他ノ亭務所ト共同ニ使用シマシタ。昭和十六年四月一日カラ研究室三  
十五名ガ入所シマシタノザ、此建物内ニ教場ヲ設ケ教育ヲ始メマシタガ  
餘リ手狭エナツタノデ約三百坪ノ分館ヲ新築シマシタ  
六研究所ノ初年度ノ豫算ヘ年約十六萬圓デアツタト記憶シマス。コレハ主  
トシテ人件費ト亭務費ヲ事業費ハ例セアリマセンデシタ  
や星野氏ハ開所以來昭和十六年一月十一日飯村中將ガ所長トナル迄、所長  
ノ亭務ヲ取扱ヒマシタ  
併シ、研究所ハ前賢上昭和十六年一月飯村中將ノ着任迄具體的ニ其ノ亭  
業ヲ開始シナカツタノザ、所トシテハ星野氏ニ何ノ報告スヘキ事項セア  
リマセンデシタガ星野氏モ亦英國一同モ所ヲ訪レタコトモナケレバ、所  
ノコトニシテ何等ノ命令ヤ指示ヲ與ヘタコトモナク又其ノ亭業ニシテ  
テ何等ノ口心ヲ示サレマセンデシタ。

裏面白紙

EXHIBIT 1.

斯クノ如キ状態ニハ我々所員トシテモ甚ダ因惑致シマシタガデ我々ノ方カラ星野氏ヲ二回モ訪問シテ正式ノ所長ガ何時頃決定スルカワカリマセンカト尋ねタ位デス

八、星野氏ハ昭和十六年五、六月頃研究所ノ參與トナラレマシタガ此ノ參與ト云フノハ研究所五十五、六月アリマシタガ實際上ハ名目上ノ名譽職ニ全然仕事ハアリマセンアシタ 徒ツテ參與トシテモ何ノ意見ヲ示サレタツト

セアリマゼン

九、飯村中將ハ昭和十六年一月正式ニ所長トナラレマシタガ昭和十五年十一月將來ノ所長ヨナルト云フ内命ヲ受ケテ着京セラレ所員ノ懲罰ニヨリ十二月勤メヨリ未だ正式ニ發令ハアリマセンデシクガ所員ノ相談ニ應じ事實上ノ指導ニ當ラレマシタ。所ノ事務が稍具體的ニナリ始メタノハ此ノ時カラデアリマス即チ教育ニ關スル色々ノ計画及準備ヲ始メマシタ、教育ニ机上演習ノ方法ヲ採用スルト云フコトナドモソノ一つニアツダノデアリマス同中將ガ所長ニ選擇セラレ、諸潤カラ赴任シテ來ラレタノハ、研究所ノ主ナル目的ガ若イ官吏ノ教育模範デアル關係上、教育ニ適シタ人材調査ナ人トシテ選バレタト聞キ及ヒマシタ。事實中將ハ來所後我々ノ期待通り立派ナ教育者デアリマシタ。ソシテ私ニ對シ「大臣貧弱ナトコロニ來タモノト冗談ニ云ハレマシタ。

一〇所ノ研究生ト云フノハ、各省ノ官吏ノ數ニ按分シテ各省カラ一人乃至四人強弱也。實力ハ大體六、七名採用シマシタ。後者ノ中ニハ新舊歎カラ達シタ記者モナリマシタ。

+ 一一所ハ大學院學生中ノ昭和十七年ノ幕行政會議化ニヨリ人員ヲ削減セラレ、其ノ翌十八年ノ末第三四ノ研究生ノ教育ヲ終ヘント云々。終上記鎮ト同様ノ狀態ニナリマシタ。

昭和二十二年（一九四七年）九月三日

於市ヶ谷

國際報事裁判所  
二百六十五號室

供述者 大島弘夫

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於

立會人

右田政夫

117

118

DEF DOC 2522

EXH NO

宣 誓 書

署名捺印

大島弘夫

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ歎秘セス又何事ヲモ耐加セサルコトヲ誓フ

118

7

119

裏面白紙

E 32-18  
Def. Doc. #2598

Exh No

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 村上一

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル  
上次ノ如ク供述致シマス

東京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫美體

宣誓供述書

供述者 村上一

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル  
上次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

Def. Doc. #2598

私は昭和十二年三月東京帝大を卒業し直ちに大阪省に奉職しました。昭和十五年七月、星野直樹氏が企画院總裁に就任すると私は總裁秘書官を命ぜられ、翌十六年四月、同氏が企画院總裁を辞任する迄その最も側近に勤務し、其の後大阪省に復歸し現在は主計局に勤務して居ります。私は秘書官を辞任して後も星野氏の依頼を受けて殆んど同氏の私宅に起居し、同氏の身邊難事の處理、説演、座談會の資料集め原稿の整理等に田耕作氏及長瀬邦雄氏にこれらの方をお手伝い下さいました。以下私は星野氏が昭和十六年四月近衛内閣の企画院總裁辞任後、同年十一月東條内閣の書記官長就任迄の間の動静について直接熟知して居る事を申述べます。星野氏は企画院總裁辞職後は専ら讀書と運動と地方旅行を事として居りました。其の頃最も多く往來した人としては同氏の學生時代からの親友である石井太郎氏、入岡武雄氏、小畠忠良氏が雑談や娛樂の相手として、また河合良成氏、竹内徳治氏、書家の井出宣通氏等がテニス仲間として見えてゐただけで、所謂政客の往來連絡等は全然なく文字通りの「浪人生」活であります。星野氏には辭職直後陸相官邸へ退任の挨拶に立寄つただけで、其の後東條氏を訪問したこととは一度もなく、また出先で顔を合せたり電話で詣したことも全然ありませんでした。

東條氏を訪問したことは一度もなく、また出先で顔を合せたり電話で話したことも全然ありませんでした。地方旅行については同氏は企画院總裁辞任の當時「自分はよく滿洲國に行つてゐたので今後は國內各方面の實情をもつとよく見て廻る必要がある」との所感をもらしてゐた位で、十六年四月の關西旅行を始めとして、北陸旅行、天橋立、福知山方面への旅行、四國及岡山への旅行、北海道旅行、東北旅行、神戸、名古屋、京都への旅行等の相當永い旅行の間、大島、郡馬縣等への小旅行が屢々あり、殆んど東京の自宅に落着いたが、他は概ね同氏の令嬢その他の家族が同伴しました。旅行には最初の關西旅行は私が同行しましたが、十月份には、東洋經濟新報社の主催する座談會に出席する爲神戸、京都、名古屋方面に旅行して、十五日に歸京し、更に同月十九日からは、北九、九州、朝鮮方面に出かける豫定があり、途中迄同行を約束してゐた伊達宗彰氏(當時大蔵省に在職)とは既に出发の日時等の打合せを済ませました。その間儘か數日の在京期間を利用して十月十七日には同氏の新居を見て尾野氏は初めてその事實を知つたのである。

而して同氏は「東條氏も御苦勞だな」と言つたよりでその直一同と穢劇を續けて居つた所、午後八時前に思ひ掛けなく「ラウドスピーカー」で呼出され、東條氏の許へ赴くことになつたのであります。十九日からの旅行の約束はその後もわてて取消しを餘儀なくせられました。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月十三日 於東京

供述者 村上

一一

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立會人 松田令

七三

123

124

裏面白細

裏面白紙

125

宣書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ欺瞞セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
審フ

村山義信

上

Def, Doc, 2598

124

八書房

532/9  
Det Don 2144 Err No

内閣所屬部局及職員官制（昭和十六年十月一日現在）

大正十三年十二月二十日

勅令 第三〇七號

内閣所屬、職員官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

内閣所屬部局及職員官制

及左ノ所屬三局ヲ置ク

内閣所屬  
職員官制

印 制 局

第一條 内閣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
議事、勅令、法律、命令等ノ公布ニ關スル事項  
大日本帝國憲法、詔書、勅令、法律、命令等ノ原本ノ保存ニ關スル事項  
公文書類ノ整理、起草及接受發送ニ關スル事項  
官吏ノ進退、身分ニ關スル事項  
各廳高等官ノ昇降ニ關スル事項  
官印ノ管守ニ關スル事項

裏面白紙

六書院

内閣所屬部局及職員官制（昭和十六年十月一日現在）

大正十三年十二月二十日

勅令 第三〇七號

内閣所屬職員官制改正ノ件ヲ許可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
内閣所屬部局及職員官制

第一條 内閣及内閣官房及左ノ所屬三局ヲ置ク

第一 恩給局

第二 印刷局

第三 二、六、三、五、四、三、二、一、

第二條 内閣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
誥書、勅書、法律、命令等ノ公布ニ關スル事項  
大日本帝國憲法、詔書、勅書、法律、命令等ノ原本ノ保存ニ關スル事項  
公文書類ノ整理、起草及捺受發送ニ關スル事項  
官吏ノ進退、身分ニ關スル事項  
各廳高等官ノ昇降ニ關スル事項  
官印ノ保管ニ關スル事項

裏面白紙

七 公文書類ノ管理及保存ニ關スル事項  
内閣ノ會計ニ關スル事項  
大政翼賛會其他大政翼賛運動ニ關スル一般事項  
第三條恩給局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一、恩給ヲ受クルノ権利ノ裁定ニ關スル事項  
二、恩給ニ關スル具申ノ裁定ニ關スル事項  
三、恩給ノ支給及負擔ニ關スル事項  
四、恩給金庫ニ關スル事項

第四條（削除）

第五條統計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一、行政各部統計ノ統一ニ關スル事項  
二、國際統計事務ニ關スル統轄事項  
三、人口統計、勞働統計其他財勢ノ基本ニ關スル統計ニシテ行政各部ニ關スル事項  
四、統計ニ關スル圖書ノ刊行及内外統計書ノ交換ニ關スル事項  
五、統計職員ノ養成並ニ各官廳統計主任者ノ招集及會議ニ關スル事項  
統計局ニ於テハ前項ノ外各廳、公共團體、又ハ公益ノ目的トスル祐國若ク  
ハ財團ノ委託ヲ受ケ其ノ統計ノ變表ヲ爲スコトヲ得

Def Don # 2144 Err No

任四人  
任二人  
任一人  
任二人  
任三人

奏 奏 奏 奏 奏 勅 勅 勅 勅  
任 任 任 任 任 任 任 任 任

第六條 印刷局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一 官報、法令全書、職員錄其ノ他ノ刑行物ノ編輯及發行ニ關スル事項  
二 官報其ノ他ノ印刷ニ關スル事項  
三 印刷、郵便切手、諸證券類及諸印刷物ノ製造ニ關スル事項  
四 抄紙ニ關スル事項  
五 七條内開ニ左ノ所屬職員ヲ置ク

裏面白語

裏面白紙

印刷局現事官  
印刷局技官  
統計局統計官補  
技術局職員  
手  
常任職同様トス  
第八條前條職員ノ外恩給局  
頤同様ハ内閣總理大臣ノ奏請ニヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
頤同様ハ勅任官又ハ奉任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スルモノニ付テハ  
本官ノ受クル待遇ニ依ル  
第九條書記官長ハ内閣總理大臣ヲ佐ケ機密文書ヲ管掌シ内閣ノ庶務ヲ統  
轄十條各局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ受ケ局務ヲ掌理ス  
第十一条書記官及現事官ハ上官ノ命ヲ受ケ内閣官房ノ事務ヲ掌ル  
第十二条内閣總理大臣秘書官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ機密ニ司スル事務  
ヲ掌ル  
第十三条各局ノ書記官、事務官及現事官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル

裏面白紙

Def. Doc. # 2164 Err. NO

第十四條恩給局顧問官ハ恩給局長ノ次官ニ應じ恩給事務スル監督上ノ事項  
ヲ掌立ス  
第十五條統計局統計官ハ上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル  
第十六條印刷局技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル  
第十七條統計局統計官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ統計ヲ從事ス  
第十八條屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ從事ス  
第十九條技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ヲ從事ス  
第二十條内閣官制第十條ノ内務大臣ニ附屬スル職員ヲシテ内閣ニ内務大臣  
秘書官専任三人以内及属専任一人以内ヲ置クコトヲ得  
内務大臣秘書官ハ委任トス、内務大臣ノ命ヲ承ケ機密ヲ内スル事務ヲ掌  
ル  
第一項ノ属ハ其ノ職務並用シテハ内務大臣及内務大臣秘書官ノ指揮監督  
ヲ承ク

附  
記

本令ハ公布ノ日ヨリカフ施行ス

拓殖事務局官制、外務局官制、印刷局官制及明治廿七年勅令第四十九號

ハ之ヲ廢止ス

附

則 (昭和十五年勅令第八百四十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
高等官等俸給令第十四條中「總力農業研究所員」ノ次ニ「農務大臣  
秘書官」ヲ加フ

裏面白紙

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書  
自分佐藤朝生内閣事務官職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語  
本政府ヘ内閣同一ノ保管ニ係ル公文書ノ抜粋ノ正確シテ真實ナル寫シ  
ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月二十一日於東京

佐藤

朝生

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立

成

人

時

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

高橋

Exh No

板東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

審供述書

供述者 稲田一

自分體我身ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上文

ノ如ク供述致シマス

E 3220  
D: 2590  
Exhibit

132

133

E 3220  
Dok. No. 2590  
Exhibit No

高橋

板東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

稻田周

一

自分は我身ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上文

ノ如ク供述致シマス

供述者

132

133

裏面白紙

私ハ一九三七年ヨリ一九四五年迄内閣官房總務課長ノ職ニ在リマシタ。ツタ一九四〇年ニモ此地位ニアリ、其後一九四一年十月同氏ガ東條内閣總裁兼無任所大臣ニアリ。内閣官房ニ提出サル、香頬ノ取扱ヒヲ爲スコトデアリマシタ。私ノ任期ノ一ツヘ各知事受ケルノガ慣例デアリマシタ。私ハ内閣官房ニ出席スル經緯ニ付テ申述ベマス。私ハ内閣官房長トシテ権密院會議ニ出席スル經緯院會議ガアル毎ニ、ソレニ出席スル様打合ハセラシテ貰ヒ度イト云フ報紙各省大臣ハ其教誨定メ、説明員トシテ誰ヲ派遣スルニ付テ申述ベマス。私ハ内閣官房長トシテ東條首相ニ大命ガ降下シタ。其處ニハ後ニ東條首相秘書官ニナツタ赤松大臣官房長トシテ又ハ其下コ仕フルベキ者送内閣官長ヲ選任スル。

若ノ忌憚ノナイ意見ヲ聞キ度イト申サレマシタ。私が返事ニ躊躇シテオ  
リマスト、側ノ赤松大佐カラモ是非遠慮ナク意見ヲ述べテクレト申サレ  
マスノデ、私ハ書記官長タルベキ人ハ先づ有能ニアツテモ専斷的デナク  
且文官トシテ立派ナ經歴ヲ有ツタ人物デアルベキコト等ノ一般的ナ所見  
ヲ述べマスト東條大將ハ私ニ封シ二、三人ノ名前ヲ示シマシタガ星野直  
樹氏ハ其ノ一人デアリマシタ。其ノ時東條大將ハ私ニ星野氏ナラバ君達  
官房事務官局ハ其ノ下デ園崎ニ仕事ガヤツテユケルカトタヅネラレマシ  
タ。  
ソコデ、私ハ星野氏ナラバ官房事務ノ經歴モアルカラ適任ト思フシ且自  
分等事務官局トシテ仕ヘルノニモヨカラウト思フト申シマシタ。  
東條大將ハ更ニ内閣組織ノ事務的手續ニ付テ尋ねテ後御苦勞ダツタト云  
ハレ私ハ辭去シマシタ。其翌日私ハ星野氏ガ内閣書記官長ニ任命サレタ  
ノヲ知リマシタ。就任後星野氏ハ私ニ一九四一年四月第二次近衛内閣ヨ  
リ辭任ノ後書記官長ニ任命ヲ受クル直前迄ハ日本各地ノ旅行ニ終始シテ  
オツタト云フ詰ヲシマシタ。  
内閣書記官長ノ所定ノ任期ノ一ツハ内閣官房ニ於テ詔書ノ準備ヲナスコ  
トデアリマス。コレニ從ツテ一九四一年ノ十一月ノ末頃星野氏ハ私ニ對  
米交渉ガ成功シタ際ニ發セラルベキ詔書ト米英ニ對スル開報ヲ布告スル  
謹仁ノ草稿ヲ命ジマシタ。前者ハ覺悟ノ中ノ一項ニアリ星野氏ハ「コレ  
モ必要トナルカモワカラナイカラニ手渡シテ置ク様エ」ト云ツテ  
ニ手渡

裏面白紙

シマシタ。其覺書の鉛筆書ノ星野氏ノ手記チアリ對米交渉成功ノ際ニナサルベキ數事項ヲ列記シタモノテ、臥薪嘗膽ノ際ニ對處スベキ措置要項トシテ其一項ニ詔書喚發ノ奏請——民心ノ安定ト國力ノ保持——ト書イテアリマシタ。讀ンデ私ノ記憶ニ残ツテオルノハコレダケデス。

此ノ覺書ハヨリブニシ、星野氏ニ渡シマシタ。ソシテコレハ官房ノ舊類綴ニ入レラレマシタガ私ノ聞イタトコロニヨレバ一九四五年ノ爆擊ニヨツテ燒カレタソウデス。

星野氏ヨリ覺書ヲ渡サレタ後、詔書ノ起草ニカリマシタ、ソシテ催促セラル、マニ十二月早々和平詔書案ヲ星野氏ニ示シマシタガ、星野氏ハ一讀ノ後コレニ滿足セズ再考スル様私ニ戻シマシタ。當時私ハ再修正ノ後更ニ提示スル心算デシタガ、他ノ事務が多忙ノ爲太平洋戰爭開始後迄ソノマ、トナツテオリマシタ。若シ實際此詔書ガ用ヒラレタトシタナラバ此草案ガ完全ナモノトナル迄數度ニ至リ改訂セラレテオツタノデアリマセウ。

私ハ現在和平詔書案ノ内容ヲ正確ニハ記憶シテオリマセン。併シ、其全体的趣旨ヘ、日本ハ極メテ困難ナ地位ニ置カル、デアラウガ日本ハ國力ノ維持ニ努力シ、世界ノ他ノ國々ト友好關係ヲ保ツベキデアルト云フコトヲ示スモノデアリマス。此草案ハ勿論使用セラレマセんデシタ。開戰後、此ノ詔書ノ唯二ツノコピー、即チ私ノ自筆ノモノト星野氏ニ田シ

135

2

6

裏面白紙

テ 戻 サ レ タ モ ノ ヲ 破 毀 シ マ シ タ。  
其 理 由 ハ 最 早 コ ノ 草 簄 ヲ 必 要 ト シ ナ イ ト 云 フ コ ノ ガ 認 メ ラ レ タ ノ ト、 内  
閣 官 房 ノ 漢 例 ト シ テ ハ、 詔 命 呼 発 後 ハ 其 雜 個 ノ 爲 メ ノ 草 簄 ハ 全 部 破 毀 ス  
ル コ ト ニ ナ ツ テ オ ツ タ カ ラ デ ア リ マ ス。

昭 和 二 十 二 年 一 九 四 七 年 一 九 月 十 六 日 於 東 京

供 述 者

稻 田 周 一

右 ハ 立 會 人 ノ 面 前 ニ テ 宣 言 シ 且 ツ 署 名 摺 印 シ タ ル コ ト フ 證 明 シ マ ス

同 日 於

立 會 人 右 田 政 夫

裏面白紙

138

宣誓書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ試秘セズ又何事ヲモ附加セザルコト  
ヲ誓フ

署名捺印

稻田周一

5

Def. DOC. #2590

137

Der, Doo, 52725

Enh, 30

昭和十四年一月五日東京朝日新聞よりの抜粋

稍新鮮味を缺く

平沼内閣の成立經過

近衛公から平沼男へ——近満内閣によつて建立された内外非常時に對する國策の根本方針を踏襲するとの原則に立つて平沼近衛交流内閣を作り上げようとの方針の下に昨年暮から下草論に着手されたとげに打拂つた新内閣の面倒を見るとそれ丈に大した苦り難えがしないさて平沼男が右の根本方針に従つて同僚全員に譲んだので近衛内閣の七名を新内閣に留めてゐる。——

舊稿

E 322-1  
Dof Doc. #2422

Exhibit #

賞勳會議規程

明治二十六年勅令第百十七號

第一條

勳位、勳章及年金ノ發給又ハシ等ノ賞否テ認定スル爲賞勳局ニ

賞勳會議テ設ク

第二條

賞勳會議ハ賞勳局總裁及認定官ヲ以テ組織ス

長ハ賞勳局總裁テ以テ之ニ充ツ總裁奏故アルトキ

之ヲ代理ス

人以內トシ勳任官ニシテ勳一等以上ノ者ノ中ヨリ

之ニ就ス

第五條

前條ノ外等ニ皇族ヲ以テ認定官ニ補セラルコトアルヘシ

第六條

勳位、勳章及年金ノ發給又ハシ等ハ認定官八人以上ノ議テ巡ル

第七條

ニアラサレハ之ヲ上奏スルコトテ尋ス

第八條

認定官ノ議ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同様ナルトキハ認長ノ決

スル所ニ就ル

第九條

賞勳會議ノ事務ハ賞勳局總裁之ヲ管掌ス

舊稿

## 賞勵會議規程

明治二十六年勅令第百十七號

第一條 勳章、勳章及年金ノ報馬又ハシ等ノ賞否ヲ認定スル爲賞勵局ニ  
賞勵會議テ設ク

第二條 賞勵會議ハ賞勵局の長及議定官ヲ以テ組成ス

第三條 賞勵會議ノ議長ハ賞勵局の長ヲ以テ之ニ充ツ議事奉公アルトキ  
ハ上席議定官之ヲ代司ス

第四條 議定官ハ十五人以内トシ勳任官ニシテ第一等以上ノ者ノ中ヨリ  
之ニ就ス

第五條 前條ノ外等ニ皇族ヲ以テ議定官ニ就セラルコトアルヘシ

第六條 勳章、勳章及年金ノ報馬又ハシ等ハ議定官八人以上ノ議テ認ル  
ニアラサレハ之ヲ上奏スルコトヲ得ス

第七條 議定官ノ議ハ多數ニ致リ之ヲ決ス可否同様ナルトキハ議長ノ決  
スル所ニ就ル

第八條 賞勵會議ノ事務ハ賞勵局の長之ヲ督率ス

第九條 本令ハ明治二十六年十一月十日ヨリ施行ス

文書ノ出所並ニ設立ニ關スル證明書

(三號)

自分村田八千穂ハ當勳局庶務課長ノ職ニ居ル者ナル處、故ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成ル賞勳會議規程ト題スル書類ハ日本政府(賞勳局)ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月廿五日 於東京

賞勳局庶務課長 村田八千穂

乙

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 湯

邦

夫

140

翻譯側文書

受領電報

バールハーバー アタツク二〇卷

4165  
58

一九三九年五月十八日附  
東京  
ダレイ發

午前七時十分  
受信

フシグトン

五時 二三四號

トノ會議ニ於テ有田氏ハ次ノメツセ！ジラ渡シタ。  
コレハ首相ガ自分ニ對シテ最近ヲシワシントンニ赴クニ際シ密書卿ニ自ラ手  
交シテ要請シテ居ル由ニテ更ニコノメツセージハ大統領ノ生産ヲ引クヨウ  
ニナルコトヲ希ムトイフコトデアツタ  
「現在歐洲國民ノ間ニ重大ナ争ガアツテ近キ將來ニ於テ衝突ガ起キナイ  
トイコトハ何人モ保證出來ナイ、萬一不幸ニシテ戰爭ガ起キタナラバ其  
ト結果ハ實際上吾々ノ想像外デアリ文化ノ全滅ハ勿論、數億ノ人民ノ鐘紙ニ  
壽シ難キ苦難ヲ招來スルデアロウ、其故ニ左機ナ破局ノ發生ヲ防止スル  
吾々ガ努力スルコトガ絶對的ニ必要デアル、又私ノ信ズル處ニ  
ト日本ノ兩國ハ歐洲ノ争奪的ニ必要デアルカラ右ノ義務ハ主トシヨレバ此  
ノ兩合國衆

裏面白紙

傍護側文書  
受領電報  
バルハーバー アタツク二〇巻 4135  
36

Exh, No

ワシントン

國務長官殿

五月十八日午後五時 二三四號

午前七時十分 受信

本日、私ト外務大臣トノ會談ニ於テ有田氏ハ次ノアツセノヲ渡シタ。  
コレハ首相ガ自分ニ對シテ最近ノ私アワシントンニ赴ケニ際シ御駕ニ自ラ手  
交シテ要請シテ居ル由ニテ更ニコノメツセージハ大統領ノ御意ヲ引クヨウ  
ニナルコトヲ希ムトイフコトデアツタ  
「現在歐洲國民ノ間ニ重大ナ爭ガアツテ近キ將來ニ於テ衝突ガ起キナイ  
トイコトハ何人モ保證出來ナイ、萬一不幸ニシテ戰爭ガ起キタナラバ其  
ト日本ノ兩國ハ實際上吾々ノ想像外デアリ文化ノ全滅ハ勿論、數億ノ人民ノ難<sup>1</sup>紙ニ  
シ難キ苦難ヲ招來スルデアロウ、其故ニ左様ナ被局ノ發生ヲ防止スル  
ト日本ノ兩國ハ歐洲ノ爭ノ闇外ニ必要デアル、又私ノ信ズル處ニヨレバ合衆國  
カラ右ノ義務ハ主トシテ此ノ兩合衆國

裏面白紙

ノ肩ニカカツテ居ル

然ラバ歐洲ノ此争ノ原因ハ何デアルカ、双方ニ主張ハアルデアロウ  
然シ世界戦爭以來歐洲ノ情勢ヲ冷静ニ検討シテ吾々ハ次ノ機ナ結論ニ達シ

タ卽チ獨乙伊太利ハ尙忍耐スヘシト言ハレテモヨイカモ知レナイガ大英帝

國ト佛蘭西モ大ニ考慮スペキモノガアル

合衆國政府ノ意思ハ斯機ナ破局ノ發生ヲ防止シヨツテ歐洲ヲ戰禍カラ救  
ウトイフニアルコトハ疑ナイ、コレト同機ニ各國民ニ世界ヲ於テ名義得失  
ヲヨリ得世界平和ヲ確立奉手ナラシ得今本アル事ナリ方日本ノ熱望デアル。自分下シテハ  
ノ思想ノ眞面目ニ最善ヲ盡シテ居ル、自分ハ此點ニ於テ日米間ノ今日以上ノ親密

ナル協力及兩國民間ノ更ニ深キ諒解ノ確立ノ可能性ガ發見出來ルト信ズル

グル一

萬代

機密文書 假珠海政報告 二十卷四一七〇一四一七四

一九三九年七月八日

機密一一 審部用ニ限ル

一七六七號

東京臨時亞米利加代理大使

ユージン・エイチ・ドゥマン殿

拜啓、五月十八日午後五時第二三四號大使館電報ヲ以テ曰分ニ封シタル  
氏自ラ手交スル様ニトイフ要求ヲ以テ外務大臣ヨリグル一大使ニ概サレタ  
百相ノ出シタメツセージノ本文ヲ打瓦シタガ其電報ニ付申上ル、政ニ此メ  
ツセージニ封スル因谷ヲ同封スル  
1500-B-7 Exh. 70  
希望スル、故ニ百相ニ因付スル局メ外務大臣ニ本因谷ラ手交スル目的ヲ以  
テ外務大臣ヘノ訪問ヲ取極メル前ニ本因谷ヲ従示スル好儀カ到來シタカド  
テ貢ヒ尙コノ因谷本文ニ付貢官ノ思ヒ付ク示駆覲見  
1500-B-7 Exh. 70  
(手口蓋一文)  
ヘルトキハ本省ハ貢官カ外務大臣ニ封シ本因谷ハ極  
ニ并サルコトヲ通告スルコトヲ右此  
同封書類、目相ニ封スル因谷文

敬具

裏面白紙

萬代

播設圖文書 真珠海攻撃報告 二十卷四一七〇一四一七四

一九三九年七月八日

機密 一一一 寶部用ニ限ル

一七六七號

東京臨時亞米利加代理大使

ユージン・エイチー・ドゥマン殿

E 3223  
Def Doc, 1500-B-7 Exh. No  
拜啓、五月十八日午後五時第二三四號大使館電報ヲ以テ曰分ニ封シタル  
氏自ラ手交スル様ニトイフ要求ヲ以テ外務大臣ヨリグル一大使ニ派サレタ  
百相ノ出シタメツセージノ本文ヲ打電シタガ其電報ニ付甲上ル、茲ニ此メ  
ツセージニ封スル回答ヲ同封スル  
希望スル、故ニ目相ニ回付スル局外務大臣ニ本回答ヲ手父スル目的ヲ以  
テ外務大臣ヘノ回付スル前ニ本回答ヲ從示スル好便カ到來シタカド  
トウカニ付貢見ヲ打電シテ貢ヒ尚コノ回答本文ニ付貢官ノ思ヒ付ク示候  
トシ表示シテ貢ヒタイ  
トシ公表セラルハキニ并サルコトヲ通告スルコトヲ祐ムス  
同封書類、百相ニ封スル回答文

卷之二

提議書文書  
Def. Doc. 1500-B-7 Exh. NO  
I グル大使ハワシントンニ歸着ニ際シ國下力日本外務大臣ヲ通シテグル  
便ニ御手交相成ツタメツセジヲ目ラ自分ニ手父シタ、自分ハ歐洲國家  
間ニ公然タル争ニ成リ得ヘキ利害衝突ノ存スルコトニ關スル國下ノ關心並  
ニ若シ其ノ衝突カ開駁ニ至ラバ多數ノ人民ト文化ニ及ボ斯結果如何ニ付キ  
テノ論下ノ關心ノ御發表ニ異常ナ異昧ヲ以テ拜讀シタ、此兩勢ニ於テ國下  
ハ歐洲ノ爭ノ國外ニアル地位ニ依リ貴國兩國ノ政府カ諒見サルル災害ノ發  
生ヲ防止スル爲メ努力スルコトハ其義務ナリト考ヘラレル  
自分ハ又歐洲情勢ノ緊迫セル關係ノ原因、我國政府ノ平和經持ニ付有ス  
ル利害關係ニ關スル御說ヲ注焉深ク拜讀シ、最後ニ眞ノ世界平和力確立維  
持サルル様各國ノ關係力取極メラルニ關スル日本ノ熱望ニ付キテノ御言  
葉ヲ注焉深ク拜讀シタ  
大統領及自分カ公表シタ言說ニ照シ又我々力支持シテ來タ王侯ニ照シ、  
合衆國政府ハ各國間ニ與ノ世界平和ノ狀態ガ公正ナル處置及公平ノ基盤ノ  
上ニ確立、総督セラルコトヲ全幅的ニ希望スルコトニ付國下ハ何等號ヲ行  
タレナイダロウ特ニ歐洲ノ情勢ニ付テハ國下ハ我國政府ノ眞誠日ナ最近ノ  
努力ヲ御承知ノコトト志フ又一九三八年九月二十六日付相互ノ關係力而ル  
ヘキ危機ニ達シテ居タ歐洲諸國政府ニ宛テタ大統領ノ右ト同様ノ逕旨ノ

裏面白紙

146

Doc. No. 1500-B-7

メツセージ、一九三九年四月十四日付大抵及自ヨリ各々御乙相、  
伊太利首相ニ宛テタ紙面載事起ルトイフ一枚ノ心致ヲ取云ル可託任ニ  
スル前同題旨ノメツセージモ御承知ノコトト忍フ  
若シ、貴國政府ノ努力ヲ以て各國政府特ニ貴國政府力特殊關係ヲ有スル  
カモシレ又政府ニ對シ一報平和ヲ庇クスル様ナ行期又ハ政策ノ實行ヲ阻止  
スル意ニ用フル過力爰民困寒ルナラバソレハ私ニトツテ又大敵領ノコトモ  
言ヘルガ大敵領ニトツテモ非常ニ喜ハシイコトデアル、私ハ其様ナ功績ハ  
戰爭ノ荒廢ヲ念テ懇シテ居ル人頃ノ大部分ノ為ニ大ナル奉仕ナルコト  
ヲ確信スル、  
ヲ見狀テ安寧ニ顧シテ更ニ私ハ取テ次ノ様ニ甲上ル、即チ誤解サレナイト活ジテ何事モ  
直ニイフ精神ニ上ルガ、極東ニ今日武力ニヨル争コレニ至ク政治的不  
戰守ノ荒廢ヲ念テ懇シテ居ルコトハ右ニイフ目的ヲ以テイモノニシ  
スル様ナツテ凡ルはニ見エル、未だノ御方ニ御シテ助  
居定ノ狀態カ現存シ、繼續シテ居ルコトハ右ニイフ目的ヲ以テイモノニシ  
居ル欲済方面ノ事忙ノ展開カ極東ニ反彩スルト同様ニ極東ニ於ケル共  
感ジテ后ル、ダカラ近ノ事忙ノ傾向ニヨヅテ株ニ日本ノ貿易方策ニ御シテ助  
其故ニ若シ歐洲地方ニ起ツテ后ル間題ノ安寧ニ對シ今度ニ有效ナ考賦ヲ

145

2

爲スコトカ由來ナイトカ不便ダトカイフコトニナツテモ天ニ拘ラゼ他ノ場  
域ニ於ケル不妥ナ紙懸ニシテ努力ヲスルコトハ非常ニ必妥デアロウ様更今  
不幸ニシテ武力衝突ニ從事シテ居ル國家ニヨツテ其勢力ガナサレルコトハ  
私ハ何レノ地域ニ於ケル平和的妥結デモ一轟世の雨粉ノ改善ニ致シテ安定期  
的要素テアリ又大切ナ手シデアルト考ヘル  
合衆國政府ノ外交關係ニ諸顧シテ大説演及私ガ屢々發表シタ主張及希望  
ヲ實際的テ結果ニ變形サセル爲メ我々ノ力ノ及ブ限リノコトヲシタイトイ  
フ純真ナ希望ヲ大誠意モ私モ持テ居ルコトニツイテハ現下ハ御安心ナサツ  
テヨロシイ、我國ノ政府ハ今ノ處既ニ執ツタ手段ニ加ヘテ更ニ有奴ニ執ル  
ヘキ實際的手段ヲ認メテハ居ラヌガ現下ノメツセージニ包マルル示報ニハ  
謀ク興味ヲ持テ居ル又其示報ニ對シ更ニ考感ヲ加ヘル時メ以例ノ雨粉ヲ被  
和スル機ニ有效ニ執リ得ヘキ手段ニ兩シテノ現下ノ仰考ヘヲ極大シ具体的  
ニスルタメニ聞下ガ仰提示セラレヨウト考ヘラル雨報ラ更ニ接文シタイ  
モノデアル

高橋

外國書文書

電 話 記

一九三九年八月八日東京登

午前九時三十八分受信

八月八日午後四時三八三號  
機密

八月五日午後九時  
三八九號關係

1

E 3274  
Doc. #1500-0-7 EXH

一、總理大臣ノ私設秘書ヘ本朝九時來訪シタ。彼ハ一寸前ニ百相ニ會ツ  
ガ百相ハ國務卿ノ返事ヲ出來ル丈ケ速カニ受收リタイトイフ益ヨラ表明シタ  
タトノコトアル、私ハ藤井氏ニ昨日以來外務省ニ返事ヲ予交シ侍ル立場  
ニアツタガ日本國內ノ政局情勢ノ展開ニ鑑ミ當時手父スルコトヲ遠雷ヘタ  
イ裕デアルト國務省ニ通知シタトイフコトヲ告ケタ私ハ更ニ詔ヲツイデ然ヒタイト  
乍ラ百相ガ返事ヲ出來ル丈ケ速カニ貢ヒタイト裕ヨラ表明シテ后ルノデアツタ  
レハ私ハ直チニコレヲ外務省ニ手父ショウトイフタ、私ハ藤井ニ正午又來  
訪スル様ニ頼ンダ上ヨシザワニ對シ目分デ返事ヲ手父シタヨシザワハ  
何モイワズニ又收ツタ外務省カラ歸ツタラ藤井ハ又來助シタ私ハ飯ニ  
返事

147-1

148

53274

Def. Doc. #1500-0-7 EXHIBIT

一、總理大臣ノ私設秘書ハ本朝九時來訪シタ。彼ハ一寸前ニ百相ニ曾ツタ  
ガ百相ハ國務卿ノ返事ヲ出來ル丈ヶ速カニ受收リタイトイフ名屋ヲ表明シ  
タトノコトデアル、私ハ藤井氏ニ昨日以來外務省ニ返事ヲ予交シ侍ル立場  
ニアツタガ日本國內ノ政治情勢ノ展開ニ鑑ミ當時手父スルコトヲ是相ヘタ  
イオデアルト國傍省ニ通知シタトイフコトヲ告ケタ私ハ史ニ詣ラツイデ然  
乍ラ百相ガ返事ヲ出來ル丈ヶ速カニ眞ヒタイト祐里ヲ表明シテ后ルノデア  
レハ私ハ直チニコレヲ外傍省ニ手父シヨウトイフタ、私ハ藤井ニ正午又來  
勤スル様ニ頼ンダ上ヨシザワニ對シ自分デ返事ヲ手父シタヨシザワハ晉類  
ヲ何モイワズニ又收ツタ外傍省カラ助ツタラ藤井ハ又來ルノ事ム、及

ワシントン

國務長官殿

一九三九年八月八日東京  
午前九時三十八分受信

八月八日午後四時三八三號  
八月五日午後九時  
三八九號關係

卷之六

卷之三

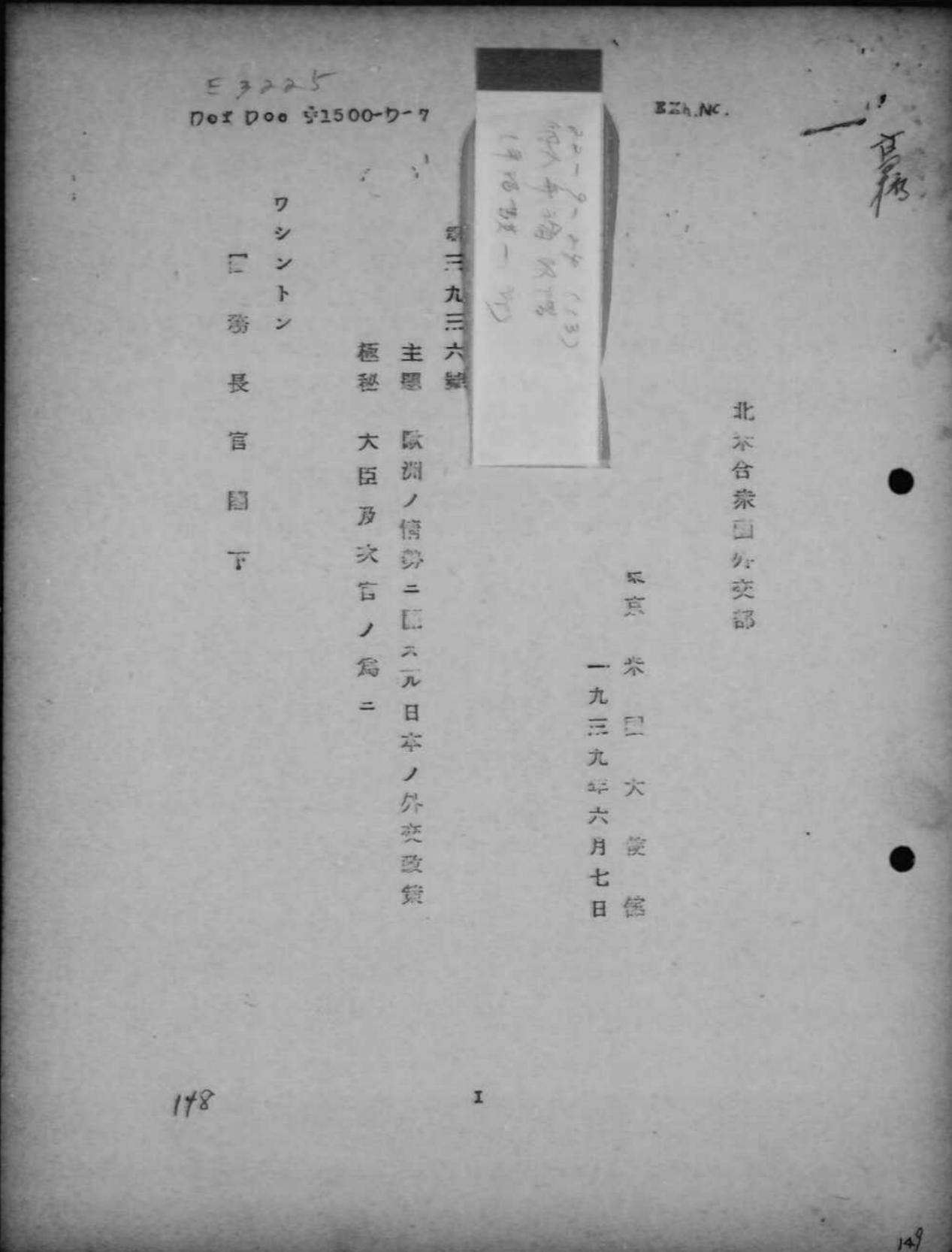
148

Def. Doc. #1800-0-7 EXHIBIT

争ノ局ヲ改シ且右返事ニハ國務省八月四日午後三時第二回二號（註電信）  
第一節ニ明記セラレタ垣田ニヨリ目相ノ誠密ナ兄解ニ對スル國務卿ノ反  
ヲ示シテ居ルコトヲ告ゲタ  
二、藤井ノイフ處ニヨレバ、右返事ハ目相ノ書面ニヨルメツセージニ對ス  
ルモノノ様ニ見エル、ソウ見レバコレハ坂ノ主人ニ歎迎サレルダロウトノ  
コトデアル、攸ハ今晚再び五相會議ノ後ヘ獨伊トノ同監ヲ設スル爲旨策セ  
公三ラコトヲ明示シ、ヨシザワニモ藤井ニハ  
表スベキデナイト舌ゲタ

ドウマン

147-2



53225  
Der Doo 51500-W-7

EXh.NC.

一  
萬

第三九三六號  
主題 歐洲ノ情勢ニ關スル日本ノ外交政策  
極秘 大臣及次官ノ爲ニ  
ワシントン  
署 長 官 國 下

北不倉衆國外交部

北京

參 二 大 論 傅  
一九三九年六月七日

裏面白紙

裏面白紙

警上

五月二十六日午後八時描寫三四五號ラ以テ  
歐洲ニ今辰開シ后ル情勢ニ關しセル外交政費ニ就キテノ日本人ノ考ヘ

方ノ意向ノ解剖ヲ具申スル榮譽ヲ有シタリ

自分ノ見ル處ニヨレバ水外國ニテ教育セラレタ我々ト氣ハ合フガ  
形一力ナキ人々即チ日本ノ對支那政策ニ對スル反對ハスグ其職ニ見エ  
テ居ルトイフ様ナコトライフ人々ト混同シテハナラヌ——一派ノ人ガ  
日本ニ居ツテ此人々ハ歐洲ニ就學ガニツタニ日本ガ民主國體ト全體  
主體國體トノ中立ヲ保ツトイフコト自が人志セシムルコト望ミナク日本

民族ノ健全ハ結局文部トノ講學ヲ清算スルコトニヨリテノミニ成セラ

ルルダロウトイフコトヲ自發シテ后ル

自分ハ此電ノ目的ハ相當ニ確証タル根據ニ逐ク必要ヲ知ツテ居タ。

本書ノ目的ハ自分ノ見解ノ述説ヲ論ス自分ノ實見セル又ハ演説到達  
セル事體ヲ發顯ノ前ニ辰示スルコトニアル

日本ガ獨乙母太利ト歩調ヲ一ニスペキヤ否ヤトイフ問題ハ新聞多ニ  
如何ナル公開御候デモ吾セラレナイカラ實際コノ問題ニ何斯四ガ點及

スルコトハ政務デ禁止シテ后ルノデ考へ方ノ傾向ニシスル情報ハ主ト

シテ言葉デ聞クコトニヨリ入手シタノデアル。

右一ニ記述セラレネバナラヌ會話ハ大使及グルウ夫人ノ事メニ三月十

199 1500-7-7

裏面白紙

151

十六日儀サレタ午宴ノ席上テ行ハレタモノナアリ、其席ハ宣勵ニハナ  
イガ皇室ノ高官無任所大臣近衛公爵内ニ大臣木戸侯爵ノ親友デ瓦信任ヲ  
蒙クルニヨリア設ケラレタ。コノ主トハ櫛々ノ所ヨリ政府ニ大ナ  
ル所ニ右スル地位ニアル人デアル宴席ヲ極ルヤ此主人ハ大使トニ  
曲分ヲオ室ニ招シ入レ大要下ノ如ク語ツル。

日本政府ハ義理及停太利ト軍事局長ヲ越ハナイコトニ決定シタケレド  
モ義伊ノミナラス日本ノ反動派カラ民主主義日本ニヨリ反對セラル  
如キ政情ヲ有スル國國ノ由ノ因縁ラ善ヒ故國ニスル何カノ理由ヲ有ス  
ル昔ニ即力ナ延返ヲ受ケテ后ル、主人公ノ尾スル派ハ臣民ノ摂議ヲ  
ルコトニ成功シ今ヤ「反共協定ノ一強化」ヲ漢スカ少クトモ是ガ猶遠  
及伊太利ト政治的連鎖ニナルコトヲ阻止スル様全力ヲ達シテ后ル然シ  
乍ラ同僚ヲ提唱スル人々、獨伊トノ提議ヲ唱フル人、日本ハ孤立スル  
コトハ出來ヌトイフ人々ノ誤認ニ易抗スルコトハ六ヶ致イ場達トモ大  
和ハ日本ニ「此方ニ來イ」ト促シテ后ルノニ民主主義日本ハ日本ヲ詳  
當ニ冷感視シテ后ルダカラ若ダ民主主義日本ガ特ニ米國方日本ニ對シ  
テ日本トノ友好關係ノ回復ガ望マシトイフコト又日本ガ全体主張  
家ニ反対セシテ民主主義日本ト參議院ニスル邊ガ議ケテ后ルノダ  
トイコトヲ示シテ矣レルコトが出來ルからバ、正ニコノ日印ノ事ニ

ワニカ100. 1500-ワウ

150

3

裏面白紙

152

イテタル日本人をハ示常ニ方シスデアロウ。  
大使ハ只今ノ御見ハ興味深クテ秘シタガ日本ノ友好及平定ノ  
圖策トイフコトガ答樂極及獎勵ノ底生主義國家日本本邦ノ友好  
商務ノ前提條件ナケル承けラスにはハ勿リ切ツカセダバ書ヲヨ。

タタラ日本ノ考ヘテ后ル對友和半音ガ文部ノ和平使ヤト折合ハセル  
コトガ出来且米國政府ノ贊同スルモノデアルトイフコトガ先ツシテ  
サル限リ大安ハ自國政府ニ對シテ日本ニ友好的意思ヲ示ス旨ニ鑑テハ

出來ヌヘトイフタ

主人ハ眞誠デ非常ニ漠然ト日本カ日、言、文ヨリ軍兵スル外意アル  
コトヲ言ツタガ、具体的に足智ラムハレタ語ガ主人ハ日本和平使ヤノ元  
金ナ言フハ外相大臣カラ言フノガ吾カロウト心ヘコノ會談ノコトヲ有  
田氏ニ告シ有田氏ヨリ大安ニ、大使ガ既ニ取組テ居タ三月十八日ノ  
トヲ約真シタ。有田氏午後二時半秋水トニナツテ局タノデ「グルー一氏ハ午後ノ  
席上私カラ有田氏ニ前日ノ主人ガヘ招宴ノ主人一有田氏ト面識シタカ  
ドウカラ有田氏ニ縁メル事ニ私ト打合ラシタ。私ハ眞ニヨリ好意ラ

151

4

裏面白紙

153

照シテ有田氏ニ話シテ見タ是有田氏ハ前日ノ會談ノコトヲヨク承知シテ居ルコトガ分ツタ  
有田氏ハ「グル」氏ガ壽晴ニ歸り旨政局ト日本ニ對シ友好的態示スコトノ可能性ニ付此該スル遂日本ハ時共撫定強化ノ行氣ヲ差地ヘルトイア保謹ヲ與ヘテハドウカトイフ示段ノアツタコトヲ話シテクレタ。

有田氏ハ共進主義的指揮下統等スル事ニ拂面セラレタ方策ニ對シテ日本國内ニ重視スヘキ長崎意見ハナイコト故ニ御通ト日本制トノ間ニ答應中ノ新規組織ノ候熱スレバ日本政府ハコレヲ進行サセル意圖ニアルトイフコトヲ述べタ。尤モ有田氏ハ「グル」氏ニ賛シ此意圖ハ良都ニ及ば、經濟ニ最もスル要項ハ合マザルベキコトヲ保謹スル。但シ次ノヨウナ組合ハ入ルタロウ、即チ此指揮ハ共進主義的「カ」「ソ」即政治ニヨリ侵蝕セラレテ居ルコトガ判明シタトキニハ此が反對に伴ハ「ソ」唐寧寺ニ向ケラルコトハ止ムヲ得サルコト

1500-ワ-7

裏面白紙

154

ト臥室ニ於ケル出來事トガ相互ニ影響シ合フ滲り難ヲ造ルコトニナルト  
イフコトヲ無視スルワケニ行カヌト吉ツタ。有田氏ハ又英國大使ガ英、  
總理閣下ニ影響中ノ取扱ハ眞体的ニ過度ナキヘ福東ニ「コトニセラル  
ダロウトイフ判然タル保證ヲ與ヘタガ有田氏ハ臥室ニ於ケル英、華、日  
ノ共利害ニ關シテ考慮セラルル緊密ナシ力ノ差異トナル取扱ナラバ  
福東ニ於ケル此等ノ間々ノ政策ノ施行ニ付テモ圓滑ノ極力ヲ生ミ出ス  
ニ適ナイト答へタト言ツタ。

有田氏ハ長々ト演ヘ、「サ一、ロバート、クレーギー」ガ有田氏ニ與ヘ  
タ保険ハ商業中ノ取扱ノ有致範囲ニ「スル日本ノ臺」ベキデアルト  
イフクレーギーノ所設ニシテハ非常ナ點ヲ示シテ説イカ。有田氏ハ  
歐洲ニ發展シツツアル情勢ニ就テノ日本ノ態度ノ決定トイフミハ英  
ソ交渉ノ結果ガ既カニサルルマデ保留セザルフ得ナイダロウトイフ  
洞テ暫ラ終ンダ。

五月十八日ノ大便會談ノ時節ナ記述ハ五月十八日午後七時大便ノ電  
報二三五號ニ出テ后ル

五月十七日十八日ノ會談ナ後次サレタ有田氏所領ニ就テノ大便ノ受

悉々ノ見ル所テハ有田氏ハ長主主義曰家ニ近ヅク造ラ家メル熱愛ヲ

裏面白紙

155

Ref. No. 1500-2-7

示スコト全然ナク「反侵略」形威ノ江東ニ及ホス形勢ニ心ヲ傾ハシ  
松浦的ナ心焼テハナイ大使ハソレダカラ私ノ間諜ノ次ノ耗ニ達シタ即  
日本ヲ全体主義國家ニ對抗セシメ民主主義國家ト相應セサルトイフ希望  
ハ日本政府ヘ其自供トシテ「カテ出テ后ルト信スル理由ハナイ  
偶然カ計画ニヨルカ分ラヌガ全シ五月十八日私ニハ今日マテ未知ニア  
言<sup>ハ</sup>ル「茶話」ヲシテハドウカトイフコトヲ言ハレタ  
一席考ヘテ元ルカラ今一度察シテ資ヒタイト其人ニ致テ恭賀訪ノコ  
ト並ニ私カ總理大臣ト駕籠シテハドウカトイフ思忖ノコトフ大使ニ報告<sup>7</sup>  
シタゲル氏ハ私ヲ訪ネテ來タ入處チ恭賀矣ニ聲<sup>ハ</sup>シテ御歎美ニナルノハ事パンイフタ  
ヒ、又私カ好意アル返答ヲシナイトイア理由ハナイダロナカセラカ。  
西井氏カ再來訪ノ際取ハ被延大臣ト御会見ニナルノハ事パンイフタ  
彼ヲ尋ヌモノカドウお詫びテ居ルト言ヌタ。  
ガ政局が變ルカモシンストイフ専ブ候オクガ真贋ナ等ニ御訪ホスルノハ  
来訪シタ。其ノ義理ニ男爵ハガルトモラニシ大臣ハ米國外務卿ニヨリ書面  
イフ部ハナイトイフコトヲ候ヘテキタ。私ハ招待ヲ御禮シタ、其誠デ

154

裏面白紙

156

163 Doc. #1500-P-9

井氏ハコノ會談ヲ嚴重ニ秘密ニスルコトガ重張ダト張論シタ。西井氏ハ平沼男ノ政治的地位ハ相當安固ダガ歐洲政局ニ關スル内閣内閣列懇親ハ非常ニ微妙ナノテ總理ハ非常ニ懷意ニ動カネバナラヌトキフコトヲ言ツタ。西井氏ハ五月二十三日ノ夕方來訪シ私ノ自動車テ出向ヒタノダガ私ノ直カ大使總裁許標義村ナノテ西井氏ハ總理大臣ノ私邸ヨリ可成リ手前デ下リテ歩イテ行カウト言ヒ私達ハ其通り歩イテ行ツタ鶴ノ門ニ數名警官ガ立ツテ后タ外國人ヲ見テ驚イタニハ相違ナイガ私ヲ止メヨウトハシナカツタ、召使達ハ來訪ノ爲ニ用意ハサレテ后タガ召<sup>セ</sup>モ知ニ曉<sup>セ</sup>リ<sup>8</sup>壁ノ餘仕ラシタ總理大臣ノ親戚ノ婦人二名モ私ノ詣デアルカ<sup>アマ</sup>ナカツタト信スル理由ガアル序ニ申添フベキコトハ此邸ハ郊外ニアリ小サイ外見ヲ張ラヌ家テ小商人カ持テ后テモ名譽ニナラヌ總庭ノモノデアルコトレダ、コンナ些事ハ無臣係ナコトガ其時ノ私ノ印象ニ廣影シテ來ルカモ知ニ晓<sup>セ</sup>リ<sup>8</sup>平沼男爵ハ私ヲ頗ル懇意ニ迎ヘ男爵ハ不幸ニシテ外國人ト會フを會少<sup>セ</sup>ク矣ニ世界各方面ノ情勢ニ付外國人ノ印象ヲ直接ニ多ク之會ニ成マレナカツタトイフタ、彼ノ見ル感テハ歐洲ノ情勢ハ微妙ナ情勢テ米國人カラハ歐洲人カラ皆ラルル以上ニ其情勢ニ對スル容口的ナ批判ヲ得ラルル日上ヨ蘇吉ホルトノコソテ坊ツタ。

155

裏面白紙

157

DaiDo 1500-4-7

私ハ極ニ難テモ知ツテ居ルコト以外何ノ情報モ申上ル地位テナイコトヲ遺憾ニ思フトイツタ。其處デスグ歐洲諸國ノ勢力が甚ダガ其説デ平賀沼男爵ハ眞實ニ勝スル知識許リテハナク以國ノ政治動向ニツイテノ知識ラ有スルコトヲ示シテ私ラ驚カシタ男爵ノ見解ニヨレバ説ニ出タコトノ内テ一つ以獨ヲ危険ニスル問題ハヒトラー總統ト彼ガ邊境ノ事ニ達成セントスル目的デアル、ヒットラー總統ムーノ季點ヲ產生シ其爭論點父ヲ義元英國ニ於ケル凡テノ長素ガ締合サレ得ル——英國政府並ヘヨウトスル獨逸等ハ我慢ガ西來ストイフ英國ノ帝國主義者——碧逸ノ源商競争ヲ恐レル英國ノ産業家——是後ニユダヤ人改革派、更ニ親獨者流マテモ此等ノ若共ニヒットラー體ヒテハ互ニ競争シテ居ルモノデアルガ——スペテ拝合サレ得ル  
平沼男爵ハ次テ駆逐ニ戰争ノ起ル可能性ノアルコトヲ察ニ悉ロシイココトダト考ヘテ后ルトイツタ。文明ガ悉ク破滅セラルコトハ必至デアル。戰場カラ遠ク幸ニモ直ラ接戰争ニ迄キ込マレルコトヲ達ケ得タトシテモ何カノ影響ヲ免ルコトヲ望ミ得ル國ハアルマイ。

男爵ハ義元公會ノ席テ日本ハ民主主義ニモ益体主張ニモナリ得ナテナイ、二ツノ國家ノ群ヲ前指シタ平和ナ國係デ結合サセルコトニヨツクテ日本ハ最大ノ功業ヲ爲シ得ルデアラウト述べタ。

156

裏面白紙

Ref. No. 91500-ク-7

勇者ハロ本ノアル人達ハ日本ハ孤立狀態ヲ維持シテ行クワケニハ行カヌ日本ノ生々ノ事ニハ勿通、倭太尉ト倭侯ノ御體ニ入ラネバナラヌト云ヘテ居ルト易ツタ然乍ラ勇者ハ次所謂通義外交ノ道ニ従ハネバナラヌ國家ノ存在八十年二十年デ計ルコトハ出来ス、如カラ日本ノ場合ヲ有ツテ居ル政治家ハ所見一時的ナル貿易的外交ヲ想ントルヨリモ事無ノ用也ニ目ヲ注クコトガ所要デアル。其目的中デ最モ大切ナコトハ六ノ戰勝ヘノ準備ヲ完スノ事也ノ有リニ守定シタ平和ヲ得ルコトデアル。

日本ハ今來國ト同後歐洲ノ諸侯ニ直接通キ込マレテ居ラヌ、勇者ノ考ヘテハ歎詞以外ニアル唯二ツノ大國デアルコノ爾日本ハ歐洲ニ於シ統治的影響ヲ與フルコトノ出來ル地位ニアルコノ影響ヲ與フルコトハ自國國民ニ譽スル所ノ美遊アル。歐洲ノ影響ハ世界ノ他ノ部分ノ邊境ヲ察タスカラデアル。勇者ノ考ヘデハ最初ニ以ルベキ手段ハ既發動要旨のニ於ツクスル二種營ニ分ルルコトヲ已止スルニアル。勇者ハ其國遊長官ニ之ニメツセン一ジニ表明シタ意見ニ對シテ本國政府ノ意見が其場スルカドウカ知タイソノダト思テ居ル。

私ハ平四男ニ告ケタ、アメリカ候爵ハ次ノコトヲ御初カラ且ク音唱シテ亦々。諸侯家ハ今日テハ相互通商シテ居ル英國政府ノ不一者ハ也ニ全

10

157

158

裏面白紙

リガ、ワ。ド。手1500-b-7

都ノ「心靈」アル。  
國參長官ニ藝スル括下ノメツセージハ歐洲ニ於ケル戰爭ヲ遡ケル爲合衆  
國ト日本ト力進ムベキコトニ付キ具体的ナ示唆ハ少チ舍デ居テイ。私ノ考  
テハ共同ノ歩兵テ進ム爲メ主タル曰蟲トナルコトハ支那ニ於ケル日本  
ノ政策ト行動テアル現在ヨリモツト惡マレタ報情ノ下デハ米國政府ハ歐  
洲ニ於ケル平和ノ勢或ソ緩和スル毎日本ノ權力ヲ歛迎スルニ相違ナイト  
感スル、既カ米國人ノ大多數ノ信スル所ニヨルト歐洲ニ於ケル平和ノ脅  
威ハ猶如、伊太利ノ政策ト行動キニ起因シテ居ル。故ニ此以御ニ於ケル  
紛糾ノ原因ナリト考ヘラル政政策ト行動トヲ其後東洋デ略襲シテ居ルト  
米國人ガ信シテ居ル國家トノ協力ハ示體人カ實成スルカドウカハ撝闇デ  
アル。  
私ハ更ニ曰ツタ米國民ハ支那ニ於ケル米國民ノ財産ノ保護ノ報告支那ニ  
於ケル米國利益ノ侵害ノ他ノ實例ノ報告ニ接シナイ日ハ殆ドナイト者フ  
テヨイ、日本外務省省軍事上ノ必要又ハ過誤ナリト聲シテ日本宣嘗局ノ罪  
罪ノ懲戒ヲセントシテ居ルカ無ニ日本官吏ガ少クトモ支那ニ於テハ江  
ルコトハ理由ガアルズル元分ナ出来都方起テ居ル本國民ノ此點ニ「スル  
意見

I

裏面白紙

ハ頗ル至國ニ形成セラレテ后ル、ダカラ凡テノ臣様者ノ滿足スル様ナ件  
件デ古事記ニ於ケル説明ヲ圖藝スルトイフコトガ以御ニ於テ所期ノ勢果ヲ  
見ケタルト合乎的ニ御期シ得ル日本向ノ也力ノ許多候件トセラレネバナ  
ラモヤ。

大臣ハ述べタ、即チ彼ハ示国内ニテ日本ニシテ選ク抱カルル情  
力如何ナルモノカハヨク判ツテ后ル。米國民ハ日本ガ文部ノモット人口ノ密  
有スル事メニ故意ニ疑フヘタモノト庭長シタガ北支ニ於ケル判ツテ后ル  
設スル以上ノ事ラ爲スノハ日本ノ官物ノ意見デモし望テモナカツタコト  
ニ無付タニ遺憾士卒ト感スル又示日本ハ文部ノ門戸開放ヲ開特ス  
ル意印テアルト遺憾シテ后ル成迄支那ニ於ケル日本官憲ノ行動ハ在文部外國ノも益々尊重シヨウトス  
ル日本政界ノ希望ト悉ク一致シ難イノハ遺憾テアル。然乍テ米國政局ハ  
日本人ガ西洋列強ワケテモ英口ニ對シ非遺イ日ニアツタトイフ非常ニ現  
實的ナ展シヲ持テ苦シンテ居ルコトガ判ツテ后ルダロウカ。  
大陸ノ治マツル時ハ日本ハ英口ノ同上にテアツタ。

日本ニハ同盟國ヲ援助スペキ法的義理ハカツタ、ダガ遠參上ノ事ニア

裏面白紙

Doe-Doo 1500-W-7

ルト信シタ夫レ故ニ日本ハ獨逸ニ宣戰ヲ布告シタ日本ノ海軍ハ太平洋ニ  
於ケル獨逸ノ艦隊ニシスル作戦ヲ引受ケタ。船隊ハ色々ナ方面テ權力シ  
タ遂ニ莫ニ宣ハ山東省カラの邊ヲ進ヒ出シタ、平野奥爵ハ等ヲツイテ「  
勝カラ得タ唯一ノ御恩ハ矣」ヲ支持スペク日本ヲ鼓舞シタ同盟條約其行  
者ノ廢棄テアツタ「更ニ日露戰爭ノ結果後ニ支那トノ關係ニ依テ獲得シ  
タ本利ハ日本ニ不可決ノモノデアツタニ」拉斯此モノに至ニ害セントス  
ル支那ノ努力ハ英國及米國ニヨリ好意ハ持タレヌトシテモ難足ソウニ眺  
メラレタ支那ハ反抗スル勇氣ヲ得其結果日本ハ昭和六年其領利ヲ保護ス  
ル爲メ武力ニ訴ヘサルヲ得ナイコトニナツタ。

ルク日本ガ支那ニ於ケル權益ヲ保護スルコトガ出來ナクナルモニ日本ヲ縛  
トルモノデアルト結託スルニ至ツタ日本ノ民力其不滿ノ正體ナル原因存ス  
ト心スル限り平沼ノ内閣テアロウト其公ニ來ル内閣テアロウト世界各國ニ  
ニ對シ支那ニ於テ完全ナル機會ノ均等ヲ實現スルコトハ政治上ノ不可能  
シテアル。

要ハ尙語ヲ續キテイフタ日本國民ハ獨逸ト伊太利トガ多クノ重  
シテ后ル。

平沼男爵ハ尙語ヲ續キテイフタ日本國民ハ獨逸ト伊太利トガ多クノ重  
シテ后ル。於テ日本ト同一ノ地位ニ立ツト考ヘ獨逸ニ對シ餘程餘意同信

裏面白紙

162

Def. 000-1500-0-7

猶逸ハヴエルサイユ優範ノ極若下ニ於テノミ存有ヲ許サルト志ヘテハ歩ラタ。伊太利ノ原科ノ供給ヲ他國ニ依託スルコトデ不足スベシト考ヘテハナラヌ。同時ニ猶伊ガコノ不滿ヲ實力行使ニヨリ匡正セントスル努力ト民主國家カコノ不公平ヲ是正スペキ義業ヲスルコトヲ頃國ニ指進スルコトニ因テ牛スル結果ハ歐洲諸國ノ主役ヲヤツテ居ル國ニノミ限ラス他ノ國々ヨツテモ分擔セラレネバナラヌ。平沼易ハ私ノ趣言——支那ニ於ケル制禁ノ解法ハ歐洲ニ於ル情勢緩和ニ寄スル日米協同努力ノ先決問題テアルト言フ。——想言ニ當及シタ、夫レガ未□政局ノ見解トナルモノナラバ平沼易ノ抱能アル

口題議等ニ對スル布打ノ開墾原料資源ノ割占ノ行ハルル世ノ中ニ於テハ左様<sup>14</sup>能アル

然乍ラ全體三密書並其下價格モ悉漢本署内全世界商事市場ヲ保證シ並ニ實物スル原科供給ヲ保證スル款應力現出セラルルナラバ、日本ニトリテ支那ニ於ケル市場及原料資源確保ノ重要性ハ皆シク甚少スルテアロウコレト獨ジヲヒソメルテアロウ。平沼易ハ言フ道系及歐洲テ生シタ原因ノ原因ハ局的ノニテナク、更に實質ニ於テ普通的ノモノデアル。貿易勢ヲ察シタ原因

カ是正セラレナケレバ何万ノ機勢セ定的平和ヲ招來スル様ナ事ニ改ざサ  
レルコトハナイダロウ。

平沼男ハ語ル、日本ハ御伊トノ宣示同様ヲおシテ居ルトイフ種信ガ延  
外ニ行キ延ツテ后ル、勇ハ猶存ニ有スル日本ノ機情ノ謂也ラ卒西ニ説叶ス  
ルコトニ努力シタ。ソシ一全ク決定的ニ次ノ如ク言フコトガ出來ル。  
日本ノ政變ト密伊ノ政變トガ同一ノ謂ノ如ク見エル種母ハ此三國力氣演成  
上同一ノ立場ニアルコトニ有スル、勇ノ個人的志見トシテハ將來共星空  
ノ神聖ノ上ニ根柢ヲ置ク政府ヲ持ツ日本ハ其安定ガ一個人ノ政治的手段ノ  
事ニ有ク微ナ外無政局トキ別干條ニ無合スルコトハ出來ヌ

勇於ノ見ルトコロテハ獨也共ニ表面ノ底ニ流レテ凡ル政治的底流ガアツ  
テコノ底流ハ日本ガ獨伊ト結フカモシレナイトイフ接ナ政治的取扱ニ  
號スル信也ラ非當ニ志スルモノテアル、此ノ標レタ反対計画ガ頓時ニ於テ  
其存在ヲ示スコトハ辟カテアロウダカラ後臺ハ獨伊と歐メ成功ニ致スル膏  
勇トシテ神定ニ入レオカネバナラヌ

此度テ既養ガ出意テキベトイフ想ラセノ鷹中サレタ。日實中ノ公務ハ  
少シモ此ノ通信ノ主題ニ觸スルモノデハナカツタ。支那西寧ノ問題ニツイ  
テノド、個人的回顧且他ニ限ラレタ勇情ノ參照ニ及ツテカラ總理大臣ハ我  
我ノ會議ノ種々ノ糸ヲ一マトメニヘルコトヲ欲スルトイヒ次ノ如ク語ツタ

裏面白紙

ト日本トハ「朝」ガニツノ事務障營ニ岐レケ行ク頂向ノ結晶スルコト  
ト日本トハ「朝」スルコトニテアル、ダガ歐洲ト打東ニ不安ヲカモシテ居ル世  
界的ナ政治的經濟的狀況力是正セラル迄ハ永久平和方略セラゾウナ確  
カナ希望ハナイ若シ不安ヲカモセル問題ヲ解決スル鉢メ國際會議カ招集サ  
ルル運ビト為ルナラバ日本ハ幹事セラル問題ノ中ニ新東ノ情勢ヲ含メルコ  
トニ信意スル用意ガアル、斯ル會議ガ招集サレル前ニ英佛、獨伊ノ打聽ガ  
サレネバナラヌ。

若シ大統領カ歐洲ノ民王義國家ニ秘密ニ近付テミル用意ガアルナラバ私  
ハ喜ンデ獨伊ニ富ツテミルデアロウ云シ此義國家カラ參照ノ回答力來レ  
バ正規ノ外交關係ヲ遮スル打合ニヨリ穩定出來ル諒旨ノ下ニ大統領ニ會議  
ヲ召集シテ貿フコトヲ希望スル

私ハ此年ノ會談カラ引出ス取ル結果ヲ述ヘル前ニ民主主義國家ト友好關係  
回復ノ希望ヲ抱懷スル此年ノ日本ハ——彼等カ非常ナ要人デアリ、勢力ア  
ル人デアロウトモ——其意ハ必シモ

意見ナリトシテ其申スルノテハナイトイフコトアリ其意ニシテ置キタイ。然  
乍ラコレハ政府都内ニ於ケル有力ナル分子ノ意見ガ勝リ占メルニシテモ又  
勝タナイトシテモ無視ハ出来ナイ。其西ニハレナイ事象ニ兎角敏感ナ人  
ガニシ今日東京ニ住ムナラバ歐洲ニ移設シテニル風ニシテ安全ヲ求ム

裏面白話

ル暗中漢索ヲ感想スルデアロウ、私ハ還入句トシテ附加スルガ歐洲ノ情勢  
ハ今日デハ第一ノ重大サヲ持テ后ル。日本ノ進ムヘキ途ニ誠スル今日ノ混  
亂ガ支那ニ於ケル表見上無益ニ見ユル敵對行爲ニシテスル失望ニ起因スルト  
モヘルコトハ空想的ニアロウ日本ノ軍事政氣ヲコレ迄支那シテ來タ時至ヤ  
モ他ノ意メ人々ハ蘇東ノ紛争ハ他カラノ反攻ニ變シテ久且完全ニ隔離シ  
都ルト考ヘテ居タ  
蓋シ此無ハ世ノ紛争ニ參シ西洋諸國ナアメリカガ武力的ニ干渉シテ來ルト  
ハ思ハナカツタカラデアル。  
大統領カラヒツトラー宛ノメツセーデノ影報ニ編シテハ大使館ノ電報ニ  
於テ言及シタガ私力更ニコレニ言及シテアル日本人力私ニ言フタ如ク「直  
接太平洋ヲ通シテデハナクトモ歐洲ヲ通シテ」合衆國トノ間ニ紛争ノ生ス  
ル非常ナ危険ガアルトイフコトヲ日本政府ニ氣附カセル機ニシタ衝動ヲ通  
天ニ言フコトニハナリ神ナイト信ズル、ダガ私ハ其視察ヲ適當ナ途景ニ入  
レコマネバナラヌ、支那カラ日本ヲ退出スト合衆國力有カセバ反抗セラル  
ルダロウト私ハ信ズル、然シ歐洲ニ侵奪力有リ合衆國力英佛荷ニ參加シタ  
ラバ、合衆國ニ沿ツテ考ヘル日本入ノ見辰ニヨレバ耳結果如何ハ疑ノ余  
地ハナリ。猶伊渡波多ノ勝利者ニ抵抗スルトイフ誠然ハ日本ニトリテ氣味  
ノヨイモノテハナイダロウ。

裏面白紙

裏面白紙

カイ. 100. 1500-カ-7

夫始今妙屋中ナリト思ハルル機男下ニ於テ日本ノ送ムベキ道ハ二ツニ通  
ギナイ無帳任ニ全体王様ノ便ニ立ツカソレ共日本文所ノ取ル入々メ見ニ  
依レバ勝利者トナルデアロウ國民トノ友好請候ヲ同發スルカ執レカデアル  
獨伊トノ間接參新ノ申込ラ退クルコトニヨリ日本ハ一時三ノ途、中立ノ  
道ヲ選ダコトハ嘉賞デアル、ダガ私ハ漫ヒ度クナル、中立ハ日本ラ安全ニ  
スルト御信スル多サノ日本ガ厄ルカドウカ獨伊ノ優勢ヲ信スル人ノ議對  
ハ簡留日賢デアル日本ノ發伊ト同證シテ歐洲駆逐ヲ持チ、支那ヲ熟シタ  
ノ如クモギ吸ラウト然シ獨伊ノ力ニ對シテガタ見解ラ持ツ入ハ日ニノ安全ニ  
ラ守ル爲ニハ唯一ツ途シカナイ。即チ相宣ノ改件デ支那トノ紛争ニケリヲ  
ノ希朢ハ道舊的ナ心キ一朝カラ示テルノコトヲ明カニシタイ。支那ヲ熟シタ  
ツケルコトデアル。ココデ私ハ再ビ次ノコトヲ明カニシタイ。支那暮暮  
ノ希望ハ道舊的ナ心キ一朝カラ來ルノデアル。

大臣ノ嘆度トノ體ニハ一氣スルコトハデキナイ、コノ二ツノ點ノ見解ガ相示

勞サ 実決ツカズ不甚事ニ長クナツタ比通信ヲ結ブニ至り弘ハ守候ニ於テ示  
歐洲（及新東）ノ平和ラモタラスニツイテ米國トノモ調ラ求メル總大  
レタ總理大臣ノ嘆度ト外務大臣ノ嘆度ト英ソ交渉ニ就スル旨ノ取起苦

ハ軒ニ述ベタトノ間ノ予盾ヲ皆草ニ言及シ度イ

裏面白紙

矛盾スル政局ラ反影スルコノニツノ政局ノ歴レカ等ラ古メルカハ次ノ日  
中ノ出来事ガ決定スルテアロウ

板白

臨時代理大使  
ユージン・エイチ・ドーマン

カセ カセ、ヨリ1500ルカーラ

鳥羽

一九四七年一月十日

コネクチカツト リツチファイルドニ於テ

一九三七年五月二十二日ヨリ一九四一年十二月八日迄  
 東京米國大使館參事官タリシ自分ヒューリジン・エツチ・ドウマンハ次ノ  
 コトヲ證明スル即チ一九三九年五月二十三日自分ガ臨時代理大使デアツ  
 タ時ニ嘗時ノ日本總理大臣デアツタ平沼勇爵ニ面會シタ眞ノ際勇爵ハ自  
 分ニ對シ歐洲ニ於テ當時切遠シテ戦時競争ヲ圖避スルコトニ努ムル爲メ  
 大統領ニヨリ列施會議召集セラルベシトイフ提案ヲ米國大統領ニ傳達方  
 ヲ長崎シタ。

戰爭ガ起レバ米國モ日本モ引き込マルコトハ  
 爭ハ文明ノ破壞ヲ完成スルノミデプロウト言ヒ  
 ラルル會議ヲ開クトガ出来レバ日本ハ此  
 步スルコトヲ拒絕スル政策デアツタガ夫レニ拘  
 緊要問題ヲ議題ニスルコトニ同意スルダロウト  
 聖東京ヨリ議務長官ニ對スル自分ノ書信中ニ當テ后ル。  
 自分ハ平沼勇爵ガ天皇及皇室ノ犯ノ有力ナ皇族ト特別ニ密接ナ個人的  
 關係ヲ持テ居ルコトヲ古クカラ知ツテ居タ。日本ノ陸軍ハ屢々日文間ニ  
 第三國ノ介入スルコトヲ許サヌト言明シテ居ルカラ陸軍ハ日支紛争ヲ西

高橋

一九四七年一月十日

コネクテカツト リツチフィールドニ於テ

一九三七年五月二十二日ヨリ一九四一年十二月八日迄  
 東京米國大使館參事官タリシ自分ニユージン・エツチ、ドウマンハ次ノ  
 コトヲ證明スル節チ一九三九年五月二十三日自分ガ臨時代理大使デアツ  
 タ時ニ當時ノ日本總理大臣デアツタ平沼男爵ニ面會シタ眞ノ際男爵ハ自  
 分ニ對シ歐洲ニ於テ當時切迫シテ后タ戰爭ヲ同避スルコトニ努ムル爲メ  
 六統領ニヨリ列邊會議召集セラルベシトイフ提案ヲ米國六統領ニ傳達方  
 ヲ要旨シタ。  
 平沼男爵ハ若シ歐加デ戰爭ガ起レバ米國モ日本モ引き込マルコトハ  
 達ケ難イダロウ又世界戰爭ハ文明ノ破壞ヲ完成スルノミテヨウカト言ヒ  
 更ニ附言シテ若シ米英セラル會議ヲ開クトガ出來レバ  
 來日文開係ニ第三國ガ干涉スルコトヲ拒絕スル政策デアツタガ夫ニ拘  
 ラズ日本ハ其會議ニ日支紛爭問題ヲ議題ニスルコトニ同意スルダロウト  
 第三國ノ介入スルコトヲ許サスト言明シテ居ルカラ陸軍ハ日支紛争ヲ西  
 關係ヲ持テ居ルコトヲ古クカラ知ツテ居タ。日本ノ陸軍ハ屢々日支間ニ  
 167

裏面白紙

洋列施ノ會議ニカケルコトニハ必ず反對スペク總理大臣ハ草ノ反對ヲ排除スル爲ニ天皇ノ御決定ヲ奉陪スル爲めガナイ限り上達ノ使命ヲスル旨他ノ間延ト共ニ日文問題ノ解決ヲ求ムル國際會議ヲ開會ガ義務スルトイフコトハ日本國內デハ何人モ聽見出來ナイ結果ヲ生ズベキ極端ナキ方法ニ取ルコトニ賛成デアルトイフコトヲ前提トスルワケデアルカラ私ハ平沼男爵ハ其ノ當時遠東ノ平和ヲ永續性アル根柢ノ上ニ求メ又西洋列強ノ何トモ機争ヲ避ケヤウト熱心ニ勇敢ニ努メテ居ルコトヲ深ク信ジタノデアル。

其ノ確信ハ其ノ後平沼男爵ガエス・橋本氏ヲ一九四一年一月米國ニ派遣スルコトヲ支持シタトイフコトヲ知リ更ニ英國ニセラレタ。橋本氏ハ米國國務省官吏及米國ノ指導階級ノ人ニ就キ大平洋ニ於ケル危機解決ヲ目指ス日米間ノ會議ノ可能性ヲ探求スル爲ニ派遣サレタノデアル。私ハ平沼男爵ハ機争ヲ推進シタコトナク職爭推進ノ共同議論等ニハ加ツテ居ラストイフ私ノ懇意セシ判断ヲ發表ノ上ニ信ズルモノデアル

ユージン・エイチ・ドウマン

鳥居

平沼謙一郎男爵（註記係）

在東京英國大使館付武官（一九二一年一一九二六年及一九三六年一一九三九年）

エフ、エス、ジー、ビゴット少將ノ陳述書

自分ハ職務上日本ニ赴任中東京ニ於テ屢々男爵ニ社交上或ハ公ノ職務上  
ノコトニ關シ面會シタガ一九三九年迄ハ男爵ト個人的ナ親交ハナカツタ  
一九三九年ノ六月「天津危機」ガ切迫シタ時ニ當ツテ米國代理大使ド  
ウマン氏ノ勞ニヨリ（當時總理大臣タル）男爵ノ密使ガ來テ天津問題及  
掌中ノ難件ヲ平和ニ解決スルコトヲ目的トシタ  
ノ示唆ヲ傳ヘテ來タ其ノ使者ノ名ハ藤井寅トイ  
戰爭ノ時新嘉坡デ總領事ワシタ退職外交官ニア  
語ト英語ヲ交互ニ話シタ。

此ノ異常ナ接近ガアツタ理由ハ東京ニ於ケル陸軍省カラ事實上獨立シ  
テ居ツタ北支ニ於ケル日本陸軍ノ司令部ガ天津ニ於ケル英國官憲ノ所謂  
非中立的態度ニ激昂セル餘り事件ヲ現地ニ解決スルト決意シタトイ  
コトニ因ルノデアル。

之ニ反シ平沼男爵ハ東京ニ於テ靜謐ナル芬園氣ノ下ニ會議ヲ催スコトヲ  
希望シタノデアル。外務大臣有田氏ニトツテハ北支ニ於ケル宣營局ノ同  
ナイコトデアツタロウ。

169

裏面白紙

舊稿

平沼騏一郎男爵（註關係）

在東京英國大使館付武官（一九二一年一一九二六年及一九三六年一一九三九年）

エフ、エス、ジー、ビゴット少將ノ原述書  
自分ハ職務上日本ニ赴任中東京ニ於テ屢々男爵ニ社交上或ハ公ノ職務上  
ノコトニ關シ面會シタガ一九三九年迄ハ男爵ト個人的ナ親交ハナカツタ  
一九三九年ノ六月「天津危機」ガ切迫シタ時ニ當ツテ米國代理大使ド  
ウマン氏ノ勞ニヨリヘ當時總理大臣タルノ男爵ノ密使ガ來テ天津問題及  
コレト關係アル多クノ係掌中ノ難件ヲ平和ニ解決スルコトヲ目的トシタ  
平沼男爵カラ英國大使ヘノ示唆ヲ傳ヘテ來タ其ノ使者ノ名ハ藤井實トイ  
ヒ一九一四年一一八年ノ戰爭ノ時新嘉坡デ總領事ヲシタ退職外交官デア  
ル。自分ト藤井トハ日本語ト英語ヲ交互ニ話シタ。  
意希之トニニ因ルノデアル。此ノ異常ナ接近ガアツタ理由ハ東京ニ於ケル陸軍省カラ事實上獨立シ  
テ后ツタ北支ニ於ケル日本陸軍ノ司令部ガ天津ニ於ケル英國官憲ノ所謂  
非中立的態度ニ激昂セル餘り事許ヲ現地ニ解決スルト決意シタトイフコ  
ナクシテサ一、ロバート、クレギーニ斯様ナ提案ヲ爲スコトハ出來  
コトデアツタロウ。

男爵ハ天津ニハ軍司令部ニ等シキ權力ト權威ヲ有スル英國ノ代表者ガ  
居ル。英國大使が會議ニ列席スルコトハ無益ダロウト感ジタノデア  
ル。英國ノ相互ノ利益ニナル様此ノ重大問題ヲ解決スル爲メ男爵ハ東京ニ於  
テ會議ヲスルコトニ對シ出來得レバ英國ノ承諾ヲ得ル爲メニ自分ノ内閣  
ノ外務大臣ノ背後デ行動ヲシテ居タノデアル。即チ英國ノ同意アルコト  
ガ男爵ニ判リ陸軍大臣、外務大臣、更ニ亦北支ニ於ケル軍トノ間ニ事件  
ヲ滿足ニ調整スルコトガ出來ルダロウト確信シタノデアル。  
前述ノ仲介者ヲ通ジテ英國大使ト總理大臣トノ間ノ交渉ヲ取運ビ成功  
シタコトハ自分ノ特権デアツタガ有田氏ハ六月廿三日夜サ一、ローバー  
シタ。クレーギーニ對シ日本政府ハ東京ニ於テ會議ヲスル用意アリト通告  
シタコトハ自分ノ特権デアツタガ有田氏ハ六月廿三日夜サ一、ローバー  
シタ。此ノ仕合セナ結果ヲ賢シタ主ナル功績ハ勿論總理大臣自身並ニ其  
信任ヲ受ケテ居タ使者藤井氏ノ奸意ニ諦スベキデアル。同年十一月日本  
ヲ去ル前ニ自分ハ平沼男爵ト其ノ私邸デ「平沼氏ハ最早總理大臣デハナ  
カツタ一晩食シ一夜ヲ男爵ト過シ、英國及米國トノ確固タル友好關係ヲナ  
基碇トスル男爵ノ若來ニ對スル希望ヲ聞知ツタ。其ノ時我等ハ日本語デ  
話シタ。男爵ハ其ノ夏ヨ英ノ衝突ヲ防止シタノミナラズ獨乙並ニ日本ニ於ケル  
力ヲ用ヒタノデアル。海軍大臣（米内大尉）ガ男爵ヲ支持シタ。

裏面白紙

天津問題ニ對シテ自分ノ爲シタ仕事ノ關係デ自分ハ獨乙トノ間ニ行ハレ  
流產シタ交渉ノ進行ニ付テ知ツテ居ルノデアル。平沼男爵ガ英國及米國ニ對シ侵略戰爭ヲ計畫シタ等トイフ者ハ飛デモナ

イコトダ。正ニ其ノ反對が直相ナノデアル。

エフ・エス・シー・ビゴツト少將

署名

一九四六年十二月廿六日

裏面白紙

173

Dof. Doc. 2420  
Exh. No.  
英國、サレー縣内ユウハースト、ラブレイ居住  
ロイヤル、エンデニヤー、副司令、「シー、ビー」「ディー、エス、オ  
ー」陸軍少將フランシス、スチュワート、ギルデロー、ビゴットデアル  
私ハ宣誓ノ上、左ノ通り誓ヒ陳述スル。即チコ、ニ附締スル「エツキス」  
印ノ寫眞版ハ、私ガ東京ニ開廷セル檉東國際軍事法廷ニ於ケル、A級戰  
爭犯罪人ノ裁判ニ用フル爲メ、一九四六年十二月二十六日付ヲ以テ作ツ  
トイフコトヲ。  
タ陳述書ノ真正ナ寫デアルコト及其陳述ハスペテノ點ニ於テ眞實デアル

一九四七年七月二十四日

英國サレー縣、クランレイニ於テ小官ノ面前ニテ宣誓署名セリ

宣誓主任官

ベシル、シー、ダブルユー、ハート  
署名

エフ、エス、ディ、ビゴット  
署名

172

高橋

海軍機文卷二四六七

Exh 9

東京檢察軍事裁判所

亞米利加合衆國反共犯

荒木良夫反共犯

供述

Dof Doc 2467  
R  
私、ジョセフ・シー、グルーは先づ宣誓をしたる上次の如く供述す  
より昭和十六年迄で此日米朝大使としての十ヶ  
争辯罪人として起訴された三名の日本人即ち平  
井章光彦と公私に亘り寺新吾とに接觸しました  
其場に於き又私が尋問し尋る立場にありました  
本人の政黨行動係に日本を合衆國及び他の蘇聯聯合艦隊との競争に  
突入せしめた陸海軍の領導階層の政黨行動には根本的に反対してゐた  
こ云ふ事を確信致します  
のみならず私は時折之等三名が日本の武力等に於ける領土擴張運動を  
阻止しようと努力してゐたのを認めるのであります

高橋

海軍文書二四六七

Exh. 9

三九五九、軍事裁判所

亞米利加合衆國及其他

元木良夫及眞地

供述書

私、ジョセフ・シー、グリーは先づ宣誓をしたる上次の如く供述致します。私は昭和七年より昭和十六年迄で陸日本國大佐としての十ヶ年に亘る勵務期間中、軍事犯罪人として起訴された三名の日本人朝ち平尾、一郎、森田弘漫及び重光謙と公私に亘り尋問等常に接觸しました。その如く公私に亘る接觸に藉き又私が評價し得る立場にありました。その結果、行動において私の知る所があり得るすれば之等三名は他の日本人の政黨行動共に日本を合衆國及び其の他の國際聯合諸國との連絡に突入せしめた陸海軍の反撫陰着の政黨行動には根本的に反対してゐたと云ふ事を確信致します。

Dof Doc. # 2467

裏面白紙

Exh. 9

Dot Doc 52467

當時私が朝香宮に提出した多くの報告書中の記事又それと同じ頃私が附けてゐた日記で「居日十年」を三して出版した書籍中の記事に従つても前邊の尾等は翻訳されます。開幕五〇八及び五〇九頁に逐句ではせても昭和十六年十二月三十日附私宛の一通の郵便は眞理院政院參議官光氏が乗る船を警いたもので所かる書信が私に届くことを阻止しようとしてゐた日本軍兵の娘を終んで東京の米門大正館に滞留中の私へ傍かに渡されたものであります。眞光氏が既に形式上彼の親朋の敵列入となつた者に新規言葉を警いたのは非常に過酷な立場に置るかも知れないと云ふ大きい危険を冒したわけであります

前記三名は全く競爭には反對であります之を勝けようと努力したものと私共思つて居ります之等三名の内いづれかが本等の指揮を示す前記の見解とするが如違するご恩恵される方策を取つたと云ふ幾な證據があるかも知れまいと云ふ事は勿論考へうれるのであります。もしその點を證據が現れた場合上その如きに、自前の立場及び問題を確立する必要上そんな方策をとつた

174

2

陸軍省 西第二十一師十月三十日

(手名) ジョセフ・シーリー、グルー

原 本 不 明 瞭

裏 面 白 紙

マヒテヌウセワツ別

昭和二十二年八月六日

ジョセフ・シリー・ダルーは前述の署類を署名せし其後陳述が彼の如き見聞及ひ信念に相違むき御の前前に於いて宣誓致しました。

公 誓 入

○名 ニドワード・モーレイ

公證人任事項成績ノ日昭和二十八年八月二十六日

マセテュウセツツ州

イースタン・エセツクス地方裁判所

署名接受者 各位

イースタン・エセツクス郡内所在記録裁判所にして法定の印章を有する  
イースタン・エセツクス地方裁判所の署記である私ハロルド・エル・アーヴィングは、該宣誓書はエドワード・モーレーの面前に於いて同郡内に在つた同郡の公證人であります。  
なされ、彼がその宣誓の日前に於いて同郡内に在つた同郡の公證人であります。  
り、正當に任命され宣誓をなし州の法律によつて宣誓に立會ひ同州に於いてアーヴィングは、該宣誓書はエドワード・モーレーの前に於いて同郡の公證人であります。  
押捺された公印が真正なものと信ずる事を證明致します。彼の署名及び公證人の印が於ける於ける

裏面白紙

右證印として私は茲に西暦一九四七年（昭和二十二年）八月六日グロ  
スターに於て署名を爲し初記載判所の印章を押捺しました。

公證人任命期日 一九四六年（昭和二十一年）十二月二十六日  
右訂了期日 一九五三年（昭和二十八年）十二月二十六日

署名 略記  
ハロルド・エル・アームストロング

E 3227  
Def Doc # 2558

Exh NO

(毛利) 27  
極東國際軍事裁判所

經木利加合衆國其他

元不貞夫其他

對

遞書

供述者

東京都澀谷區公壽町四十二番地

齊

謙

良

衛

自分僕我國ニ行ハルル方式ニ差ヒ元ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如  
ク供述致シマス

自分假我國ニ行ハルル方式ニ差ヒ元ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如  
ク供述致シマス

供述者

東京都澁谷區公壽町四十二番地  
齋藤良衛

宣誓供述書

荒不貞夫其他

極東國際軍事裁判所  
亞木利加合衆國其他  
對

裏面白紙

裏面白紙

Der Doc.番 2558

私は一八八〇年に生れ、今は東京巣谷区公壽町に住で后ります。東京帝國大學に學び卒業後外務省に入り外交官補領事官として北京天津に在勤。原大使の下にワシントンにて大使館領事官を勤めたこともあります。後に外務省通商局長となり一九二六年其職を退き南洋洲鐵道株式會社の理事に任せられました。

一九四〇年七月近衛内閣成立と共に公爵外務大臣の依頼により外務省顧問となり、一九四一年七月辭職する迄其職に在りました。一九四一年五月私は近衛首相公爵外相其他の顧問も列席した開饗に出席致しました。この開饗に出席致しました。この開饗で當時進行中の日米交渉の問題が議せられました。此時當時の内務大臣平沼赳一郎氏のした演説をよく記えて后ります。平沼氏は日本は如何なることかあるつても戦争をしてはならぬと言ふ火の擴がる可能圧入であつてそれは避け難いともいへるだらう。戦争本治未嘗有い修憲を加へ人類は不幸の淵に投げ込まれました。其理由として強大闊闊に侵攻が始まれば全世界に及ぶと述べられました。長期間の經濟状態について述べ日本は長期戦には堪えられないといふことを約三十人に亘つて述べた。平沼氏は又に種々の産業に心を述べられ熱心です。

裏面白紙

に反讐略をせられたのであります  
平沼氏は平素無口で遅へ日々人でこの職を務め話をする  
らしいことですから私は平沼氏のこの演説を特によく記憶して后ります  
私も他の列席者も平沼氏は其立場を強く述べなければならぬといふ印象を受けました。平沼氏の内心  
等に反對でるつたことは覚めりません。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月三十日  
小説出版社

佐々木良衛

信

送者

右ハ當立書人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同上於

手稿六第

Der Doz. 2558

裏面白紙

183

宣  
誓  
書

農心ニ從ヒ眞實ヲ述べ仰申クモ承認セズ又仰申クモ附加モズルコトヲ

等フ

證言票印

誠 謙 良

182

Dec Dec 2556

第  
指標  
次

正誤表

Exh. No

書類側文書第二五九五號 村田立郎口供書

一頁七行目ノ最後ニ左ノ文言ヲ追加ス

「同年同月中に作成セテ上司の命令依リ全国警察部ニ配布シタ  
公文書デアリマス」

マニマーク（ノク）  
（ル）キナム（ノク）  
（モ）ルタマ（ノク）

三三二八  
DaiDOCo2595

裏面白紙

第  
次  
公文書

正誤表

書類文書第二五九五號 村田五郎口供書

一頁七行目ノ後ニ左ノ文言ヲ追加ス

Esh. No.  
「同年同月中ニ作成セテ上司の合意依リ全国警察部ニ即布シタ  
公文書デアリマス」

三二八  
DaiDOC 2595

高橋

臺東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

Exh. No.

宣誓供述書

22-9-26(1946)  
東京都世田谷區上馬町一丁目八四〇番地

供述者 村田五郎

(年月日)

自分は我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

高橋

裏面白紙

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫真地

宣誓供述書

京都市左京区上鴨町一丁目八四〇番地

供述者 村田五郎

自分は我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上六ノ  
如ク云通致シマス

E 3228  
D&TDOO番2595

Exh. No.

裏面白紙

私ノ名前ハ村田五郎、明治三十二年東京ニ生レ、現在ハ東京都世田谷區上馬町一丁目八百四拾番地ニ住ンデ居リマス。私ハ大正十二年東京帝國大學法學部政治科ヲ卒業シ、直チニ内務省ニ入り昭和十六年八月ニハ内務省警保局保安課長ヲ勤メテ居リマシタ。

DefDo 002595

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月十六日 於肩善自宅

供述者 村田立郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 澤 邦 夫

裏面白紙

188

宣  
墨  
章

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ラモ歎感セズ又何事ラモ謂加セザルコトシ

書フ

署名捺印 村 四 五 暈

Dou 2595

187

高橋

## 平沼國務相狙撃事件の概要

八月十四日午前八時十分頃東京市淀橋區西大久保一ノ一四九、平沼國務大臣私邸を訪問せる岡山縣眞庭郡中和村「まことむすび會々員」神職西山直當三十三年は同邸應接間に於て平沼國務相と對談中所持せる拳銃を以て大臣を狙撃し、頸部其の他に負傷を與へたるを現場附近に於て同邸警戒員により検舉せられ、當下引き發視聽に於て取調中なるが判明せる狀況次の如し、

## (1) 西山直の経歴及誕起の動機

犯人

岡山縣眞庭郡中和村大字下和一九三八

「まことむすび會員」神職 西山 直當三十三年

1

学校高等科卒業後、大正十五年頃京都皇典講究所約一年勉學、昭和三年岡山縣社掌試験に合格昭和五年琴町たる同郷落合町西河内八幡神社々掌として約一年奉仕し、其後自村なる中和村青年團長となり昭和九年十二月村社中和神社々掌、同十三年津山市縣社總守神社臨時社掌として約一年奉仕す。此の間に於て昭和七年頃より革新運動に興味を持ち「神武會、命會、總協、吉備勤皇運動等の地方運動に參加し、昭和十五年三月頃より同年七月に至る間、茨城縣麻生町「まことむすび道場」に於て長期

高橋

## 平沼國務相狙撃事件の概要

八月十四日午前八時十分頃東京市淀橋區西大久保一ノ一四九、平沼國務大臣私邸を訪問せる岡山縣眞庭郡中和村「まことむすび會々員」神殿西山直當三十三年は同邸應接間に於て平沼國務相と對談中所持せる拳銃を以て大臣を狙撃し、頸部その他に負傷を與へたるを現場附近に於て同邸警戒員により検舉せられ、日下引續き脅視隱に於て取調中なるが判明せる状況次の如し、

## (1) 西山直の経歴及駆起の動機

犯人 岡山縣眞庭郡中和村大字下和一九三八

「まことむすび會員」神殿 西山 直當三十三年

1

(1) 経歴 本籍地中和村小學校高等科卒業後、大正十五年頃京都皇典講究所（京都國學院）に約一年勉學、昭和三年岡山縣社掌試験に合格昭和五年隣町たる同郷落合町西河内八幡神社々掌として約一年奉仕し、其後自村なる中和村青年團長となり昭和九年十二月村社中和神社々掌、同十三年津山市縣社守神社臨時社掌として約一ヶ年奉仕す。此の間に於て昭和七年頃より革新運動に興味を持ち「神武會、命會、總協、吉備勤皇運動等の地方運動に參加し、昭和十五年三月頃より同年七月に至る間、茨城縣麻生町「まことむすび道場」に於て長期

裏面白紙

Def, Doc#2424

(一)

(イ)

(ロ)

訓練を受け歸郷するや、同年十一月「まことむすび中和村支部」を結成し中心指導者となれり。

眞起の動機

本名は昭和七年以來所謂革新運動に參加し、殊に二、三年前より「勤皇まことむすび」運動に參加するに及び、機關紙「まことむすび、革新公論」を通じての啓發並に岡山縣下に於ける本部員の講演、茨城縣下に於ける講演會等により、極度に皇國日本の現狀を憂ひ之れが癌とも云ふべき親英米派的現狀維持派の排撃にありと断に、然かもその巨頭たるは平沼國務大臣なりと爲し、同大臣は郷里の先輩にして之を打倒するは岡山縣下に與へられたる使命なりとの信念を抱持しつゝありたる處、七月十七日頃上京東京市芝區愛宕町一ノ二「まことむすび中央事務局」に於て近衛第二次内閣總辭職、第三次近衛内閣成立の經過を聽取するや、権輔派と自せらるゝ松岡外相等は辭任したるに拘らず、平沼男が國務大臣として殘留せるが如きは全く許す可からざる存在なりとして茲に決意を固め、今回の犯行を敢てするに至りたるものゝ如し

眞起計画

決行上京前の動静

西山直は本年六月一日岡山市に於て開催の「まことむすび禊講習

裏面白紙

會」に出席し、本部より來潤の中央事務局幹部芥川治郎の指導を享け、同日同志國民學校訓導岡田良治と共に上京し、翌二日東京刑事地方裁判所に於ける湯淺前内大臣に對する不徳事件を傍聴して、中央事務局及片岡駿等を訪問後、茨城縣下麻生町霞ヶ浦寮に赴き、同寮に滞在中茨城縣主とむすび會幹部小沼正輝等と共に千葉縣下まことむすび會結式に出席し同十九日歸郷したり。次で七月十二日より四日間日本主義研究所松永村を中心としたる隣村八東村に於ける「禊講習會」に出席し、同十六日松永村に隨伴上京「まことむすび中央事務局」に於て第三次近畿内閣成立の経過を聽取し、同十九日本間憲一郎、芥川治郎等と共に再び霞ヶ浦寮を訪問、動員大會に出席し、同二十日麻生町茶カフェーに於て西山直を中心に片岡駿、奥戸足百外茨城縣主とむすび會員數名と會飲し、翌二十一日片岡駿と共に鎌京したるが、草中に於て平沼國發相暗殺計畫並に決行當時の服装、資金等に付相談したる形跡あり、同日中村武を通じ片岡斯くして七月二十三日より八月二日に至る間郷里に於て同志と屡々會談し、密かに今次敢行に對する準備を進め、七月二十七日中央事務局中村武の鳥根縣松江市より香川縣高島に於ける座談會出席の途次、同志入澤稔泰、岡田良治等と共に岡山驛に出迎へ、中村武と

(四)

同車し、車中に於て密談、宇野驛迄見送り、八月二日午前中津山市辯護士、平沼會々長淀川正充ヲ訪問、平沼大臣の健康祈願の神札の持參並皇風會發會により會旗揮毫方依頼の爲上京すると稱し、淀川より平沼邸遠水軒事宛紹介狀を貰ひ、同日午後六時三十九分同志士居三郎の見送りを受け津山驛發上京せり。

(四) 同志糾合の事實  
西山直は謀てより岡山縣まことむすび會々員土居三郎美甘謙、入澤稔泰等に對し親英米、現狀維持、上層部の暗殺意圖を開け、同志翁鈴加翁藤東志かずか當務職員幹部幹事會を定め居らざりもも、七月中旬の政變による平沼國務大臣の留任は平沼勢力の進出なりとなし、目標人物として平沼大臣を第一に擧げ、自ら之を擔當せんと決意を爲すに至り入澤、美甘をして擔當せしむべき目標人物は親英米的なる闇僚二、三名とする心組を有し居りたるも、未だ具体的の決定に至らず上京を約し單身上京したり。  
又土居三郎は西山より參加を懇意せられたるも躊躇したるため西山に於て之を除外したる事實あり。

武器入手の經過  
西山直が七月二十一日茨城縣麻生町「まことむすび會」勵員大會より歸京の折、中村武に對し決行に使用する武器を短刀か拳銃か何

(二)

れに選定すべきか相談したるが西山は拳銃の入手困難なるを想像し、中村武に對し拳銃入手方を依頼すると共に、同日京橋區銀座菊壽に於て短刀一振を買ひ、信濃後志刀劍研師土居三郎をして右短刀に實用向裝備を施さしむると共に、豫て知り合なる岡山市元明倫會文部長友澤昇を訪問し、拳銃入手に付懸々工作したるも果らず短刀を携帶し上京、八月六日中村武に對し拳銃の入手方を依頼し、同九日中村武自宅に於て拳銃を入手の上片岡院方を訪問し、該拳銃の保管方を依頼し、同十二日片岡院方より荷物へ決行時着用一及拳銃を受取り、短刀及腰袋は中央事務局書類等附に供與せり。  
尚西山直は當初核武器（拳銃）の出所に付昭和十二年支那事變發生役在滿張宗授と伊達頗之助の聲下に入らんとして渡溝し不採用となつ餘図の際、張軍本部にありたる拳銃を無断持ち出へりたるものを使用せりと謀逃し居りたるが、前段の如く今復上京後中村武より交渉を受けたること略々聞かとなれり。尚決行に使用される拳銃は一西班牙製デニアン小型六連發自動式拳銃<sup>ノ</sup>四〇四六型一なり。

臣　後行上京後の動靜

「古吉は深風委を著用し、八月二日北出港を出發翌三日上京、清日

清

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

大

日

二

(1)

事務局」を訪問し、同所に落付き同七日中村武、西三千春と共に神武等との會合に日を過し、同月十二日平沼國務相邸遠水執事に電話を以て國務大臣に面接方依頼したるに同日午後三時頃來邸せられたるも既に來客中なりし爲明後十四日午前八時來邸せられ度しとの亭にて同日は其儘退邸し、翌十三日夕刻「まことむすび中央事務局」より芝區琴平町一朝陽館に投宿したり。

決行當日の狀況

決行當日は午前六時頃起床和服着用の上、豫て用意の拳銃を持ち下着物「ボケット」（特に西山の依頼に依り片岡謹妻女の縫ひ付けたるもの）、内に墨し色紙を携行して午前七時過ぎ虎の門より地下鐵に乗車、新宿驛にて省錄に乗り替へ、新宿驛下車徒步にて午前八時過ぎ頃平沼邸に到り揮毫を求むると幕し、應接間に於て大臣に面接し色紙の下よち所持せる拳銃にて大臣を狙撃し（六發發砲）現場附近に於て警視帶警員に依り検挙せられたり。

本事件搜査上取調中の者

13

8

裏面白繪

(四)

岡山縣立ことば

まことむすび文部省生地方事務局幹部

小奥西松芥中片

中片芥松西臭小  
土美入圓百清山安圭二  
村戶山川岡  
理髮業役兵  
運易助商醫無藥  
理髮業役兵  
國民學校訓導  
話人刀劍研師  
村役場審記  
村役

崎若尾東口水村田澤甘居 正足三額

二

武郎介春百雖 三 番 良心 倍立 倍辰 尚

治弘文己吉鄭也治秦護郎

平沼國務大臣の負傷は左顎面、右頭部、左肩胛部に約九個拳銃によるとおぼしを射出入口あり、尚右第二肋骨と肋軟骨との接合部に相當せらるゝ部位に擦過創あり、又舌背中央部及舌相右側に一倒宛の統創あり、左大歯々根に貫通統創ある様にして經過良好なり。

本事件關係口体「まことむすび會」の同志獲得目標が神職、役場吏卒

元明倫會岡山支部長  
香川縣まことむすび世話人  
本事件關係者中現在迄の所容疑濃厚と認めらるゝ者  
便利カマド販賣  
神職野青口澤宅  
醫師三友  
神職  
警衛  
便利カマド販賣  
神職野青口澤宅  
醫師三友  
神職  
警衛

天片中土入美と認めらるゝ者  
野岡村居澤甘宅澤口陰  
辰三稔者辰柳  
夫殿武郎泰護連昇己吾

裏面白紙

22.9.24

Def. Doc. # 2262

Exhibit # \_\_\_\_\_

板東日條軍事裁判所

亞米利加合衆國共

他

荒木貞夫

其他

宣誓供述會

供述者

山崎

殿

自分僕我ニ行ハルル方式ニ従ヒ先づ開紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

196

197

余、山崎段ハ宣傳ノ上至ノ所リ而逃ス  
 乍一迄内務省各部局ニ在職シ、其ノ間一九一九年七月迄内務省警保局長ニ在職シ、又同年十二月ヨリ翌一九二〇年一月ヨリ七月迄内務省警保局長ニ在職シ、又同年十二月ヨリ翌一九二〇年一月ヨリ七月迄内務省警保局長ニ在職セリ  
 和十六年一十月迄警視總監ニ在職セリ  
 一九四〇年ヘ昭和十九年一十月ヨリ一九四五一年一月ヨリ一九四五年一月和二十一年一ノ間内務次官ヲハシメ占領地ノ司政官等ニ在職シタリ

云、内務省警保局長タリシ余ノ貴務ハ全日本於ケル治安維持デアリ、且事件ヲ未然ニ防止シ又之ノ防止ノ爲ニ必要ナ措置ヲトルコト、又余ノ任務ノ商機ノ動向、目的ヲ諒解シアルコトガ必要シシテ、余ハ余ノ部下ヨリカ一部ナリ。カ、ル任務達成ノ爲民間ニ於ケル一般情勢ヲ常ニ知悉シ且音情報ニ依リ余ノ如レル處デハ同事件ハ前田虎雄暨影山正治等ヲ指導吉ト事件アリ。

余ガ内務省警保局長ニ在職中一九四〇年一月和十五年一七月所謂七・五事件アリ。

裏面白紙

スル三十餘名ノ右翼革新陣營ノ血腥の一編ガ「革新ノ現ノ爲」、之  
ガ阻害者ヲ親英米的現象維持者、又ハ自由主義者ト目サレバ者一員  
ニ隆歴セント一九四〇年（昭和十五年）七月五日未明此ノ一員ガ手槍彈  
拳銃、日本刀、其他多數ノ武器ヲ草創シ正ヨ出發後行、和蘭トセルヲ  
入手セル情報ニ依リ探知シ未然殺蟲シタル事件ナリ。當時木戸侯ハ内大臣  
臣タリ。猪俣ハ之等ノ暗殺事件ヲ取締ベソノ暗殺ノ目標ハ左ノ如クナ  
ルコト判明セリ

- 1 政府代表トシテ米内首相
- 2 省臣代表トシテ湯浅前内府、岡田元首相、原田麟太郎、牧野元内府、  
木戸内府及松平宮相
- 3 財閥代表トシテ池田成彪外二名
- 4 政黨代表トシテ町田民改黨總裁外四名

（ナリ）  
訊問調査ノ結果完全ナル報告ガ余ノ元ニ提出サレ而シテ上記ノ事ガ明確  
トナリタリ。犯人等ハ十分ニ裁判サレ有罪トナリテ服罪セリ。上記ノ目  
標タリシ人々ニ對シテハ一定期回詰シワ附シケリ

三、余が警視總監在職中余ノ責任下ニ一九四一年（昭和十六年）八月平沼  
男爵組合事件アリ。同事件ハ同年六月ノ「獨ソ開段」ヲ契機トシテ此ノ  
際連カニ米英ト対セ西方ニ過激スベキデアルト主張スル無弱的草新國體  
ノ一ナル「まことむすび」ノ地方會員ニ西山直一ガ米英ヘノ因襲並反對  
スルト目セラレタル平沼男爵は殺セントシタル事件ナリ。彼ハ平沼男爵  
私邸ニ訪問シ男ワ犯謀セルガ幸。モ御舊主テ済ミタリ。西山ハ裁判ノ結  
果有罪トナリ懲役トナリタリ。當時近衛首領ハ如何ニカシテ衆口トノ段  
争ヲ逢ケントスル意圖ニアリタシ加々京ラレタル爲、親獨的草新國體中  
ヨハコノ種々陳悉ナル空氣相當アリ。余ノ公職ニ於レ情報入手ニ依リテ  
コノ事ハ明白ナリキ。木戸大臣ニ同シテ近衛公ト近ク能下側近ノ御英  
米派重臣トシテ後藤有馬草津翁ヨリ報道セラル危険性アリタル等時察  
書局ニテハ有事件當時ヨリ御米派頭本多忠次連相當時木戸侯ノ身後  
述ワ御首領五名シ御米派頭本多忠次五名を増派セシメクリ  
尙近衛首領、同日大審、牧野伯、追賄兵等も參列候ワ增加セリ

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）二月六日 於 東京

若狭國際軍事裁判所

供述者 山崎

最

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ是名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人

穂

三

直

威

裏面白紙

良心ニ径ヒ眞ニツカズベ何事ヲモ試験セズ又同事ヲモ附加セザレコトヲ  
等フ

(署名捺印)

山

崎

段

261

262

首筋

新説倒幕圖二五五七號

正誤表

一頁

比巴ヨリ「原生音」ヲ「厚生省」ニ改ム  
ヲ平添」ニ改ム

出來シノ二字ヲ削ル

六行目初メノ「る丈けの」ノ四字ヲ削ル

六行目終リノ「出」ノ一字ヲ削ル

七行目初メノ「血が相嘗多量でありましたから止血の爲め」ノ十九  
字ヲ削ル

八行目初メノ「熱れの傷も看護であります」ノ十字ヲ削リ「最も重傷と  
考へられ」ノ十字ヲ加フ

九行目終リノ「貫通銃創を」ヲ「貫通鎗創で」ト改メ左ノ文ヲ加フ  
「あつて右頸動靜脈の近くを貫いてものであつて他の一つは

202-1

203

Dof Don ♪ 2557

(R)

古文

新文書卷之五五七號

裏面白紙

203

正誤表

一頁

七八行目「原生省」ヲ「厚生省」ニ改ム  
十四行目「平治」ヲ「平治」ニ改ム

二頁

五行目終りノ「出来」ヲ二字ヲ削ル  
六行目初メノ「る丈け」ノ西字ヲ削ル  
六行目終リノ「出」ノ一字ヲ削ル  
七行目初メノ「血才相應多數でありますから此の爲め」ノ十九  
字ヲ削ル  
八行目初メノ「然れの傷も重傷でありますから此の爲め」ノ十字ヲ削リ「是も重傷ト  
考へらね」ノ十字ヲ加フ  
九行目終リノ「貫通統創を」ヲ「貫通統創で」ト改メ左ノ文ヲ加フ  
「あつて右類動語版の近くを貰ひてもつてふつて他の一つは

Def Doc 2557

202-1

## 訂正

訂正理由	撮影ミスの為	
訂正個所	直前の / コマ取消  / コマ再撮影	
訂正年月日	平成 18 年 12 月 1 日	
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。		
撮影者	畠崎伸一郎	印
受託責任者	神奈川県南足柄市中沼210番地 富士写真フィルム株式会社 代表取締役 古森 重隆	印

高麗

稿本冊子五五七號

正誤表

一頁

七行目「原生省」ヲ「厚生省」ニ改ム  
十四行目「平治」ヲ「平治」ニ改ム

二頁

五行目終リノ「出來」ノ二字ヲ削ル  
六行月初メノ「る丈けの」ノ四字ヲ削ル  
六行目終リノ「出」ノ一字ヲ削ル  
七行月初メノ「血ガ相食多量であります」から止血の爲め」ノ十九  
字ヲ削ル  
八行月初メノ「然れの傷も重傷であります」ノ十字ヲ削リ「最も重傷ト  
考へられカ」ノ十字ヲ加フ  
九行目終リノ「貫通創を」ヲ「貫通筋創で」ト改メ左ノ文ヲ加フ  
「あつて右頸動靜脈の近くを貫いてもつて他の一つはフ

202-1

203

左鎖骨上より入つて言終して居るものであります尙左旨  
貴面に数個の貫通銃創がありまし

十行目全削レ

十一行目初メノ「した。右創修は化膿する危険多く」ノ十四字ヲ削

十二行目「若しレト「化継して頸髄部」ト在レ同ニ「之等の銃創が」

ノ六字ヲ加フ

十八行目「其内」ヲ「其時」ニ改ム

十九行目「筋肉」ヲ「皮膚」ニ改ム

202-2

裏面白紙

204

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 駢田廣重

自分僕我國ニ行ハレル方策ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

Dof. Doc. 22557

Exh. No.

203

裏面白紙

D0f.D0c.卷2557

私は明治六年十月十四日京都府に生れ明治三十二年東京帝國大學醫科大學を卒業爾來外科學専攻明治四十四年醫學博士の學位を受け後東京帝國大學醫學部教授と爲り外科學講座擔當昭和九年退官名譽教授の稱號を受けました。日本降服後一時厚生省醫療局長官に任せられ親任の待遇を賜つたことがあります同時に學界代表の意味で貴族院議員に勅選されて居りました。現在は原生省顧問を致して居ります其他内外各種の外科學界の役職員と爲つて居ります。昭和三年以來引續き日本醫科大學學長であります。昭和五年十一月暗殺者が首相濱口雄幸を襲撃した時に私は主治醫でありましたが昭和十一年二月侍従長鈴木貫太郎が暗殺者襲撃の目標となりました時も亦主治醫となりました。この鈴木氏は日本降服の時の首相であります。更に昭和十六年八月十四日國務大臣平沼謙一郎が東京市淀橋區を通り醫療に關する事實を述べる次第であります。大久保の白邸で暗殺者の襲撃を受けた時も私は主任外科醫であります。平治の治療に際して私の作成したカルテは本人の私邸に預けて置いてありましたが、昭和二十年八月十五日拂曉同邸が襲撃を受け焼打に因つて焼失した時に焼失しました。從つて以下平沼治療に關する私の記憶が昭和十六年八月十四日午前八時過頃友人の内科醫二木謙三博士から電話あつて只今平沼國務大臣が暗殺者に襲はれ頸部外數ヶ所に拳銃による重傷を受け重態であるといひ二木博士は大變心配して居る様子で私に即

裏面白紙

DO F. DOc. 2557

刻往診を頼むとのことでありました。私は直ちに兎行の現場に急行しました。遭難の現場は官憲により手を加へられたることなく其儘で平沼國務大臣は他所に移されず其處に凝結しかかつて居る血にまみれて横臥して居ました。診察しますと意識はありましたが重態で顔色は氣味悪い程蒼白で非常な痛苦を忍んで居ることが明瞭でありました。私は早速出来るだけの應急處置を施し創傷部其附近の血瘤を拭ひとり防腐剤を施し出血が相當多量でありましたから止血の爲め出来るだけの事をしました。熟れの傷も重傷であり一彈は右側下頸隅角後下部から舌根を經て舌に入り舌背に出て上顎門歯齒槽突起及左門歯を缺き上唇を貫いた貫通銃創を與へ、他の弾丸は左顎面、左肩胛より体内に入つた銃創を與へて居りました。右創傷は化膿する危険多く若し化膿して咽喉部に波及すれば窒息死を免れず又若し化膿が一般的になれば敗血症を招くこと必至であります。患者は年令七十才以上で、これに其体质條件を併せ考慮し、私は最初の二日間位は生死に付樂觀的意見を出さなかつた程悲観して居りました。然るに幸運にも化膿を防くことが出来餘病併發もなくて済み徐々に快方に向ひました。然し重傷であるのと他の條件が悪いので其恢復は非常に遅れました。當時の記憶によると弾丸を探しましたが其内一つは見當らず一個は今日尙左上背部の筋肉の下に入つてゐると思ひます。

206

裏面白紙

私は三ヶ月餘り治療に從事しました。初めの内は毎日往診しましたが病状がよくなるに伴れ往診の度數は漸次減少致しました。始めのうちは絶対安静を命じ近親でも病床に近づけませんでした。其後家族と近親との面會は許しましたがむつかしい話特に政治の話は嚴禁しました。太平洋戦争の始まる少し前宮中で會合があり平沼も特に召されて出席したいからといふて意見を求められました。私は不賛成でしたがあが遂に秘書二名と看護婦一名の同伴を條件として許可しました。負傷以來此時まで一度も外出は許してなかつたのです。幸に順調に恢復期に向きましたので悪影響なく其後漸次健康を取り戻しました。

裏面白紙

208

昭和二十二年（一九四七年）八月二十六日於

供述者 聖田 廣重

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於

立會人 毛利與一

207

裏面白紙

209

宣

誓

誓

良心ニ從ニ實實ヲ述ベ何事ヲモ昧秘セズ又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓

奉名捺印

鶴田廣重

208

Dof. Doc. ♫2557

(B) E 3229  
Date, Doc. No. 2535

Exh. 6

荒木

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國

其

對

荒木貞夫

其

他

他

22-10-24 (20. 2)  
1948年1月24日  
(午後四時)

直証供述書

供述者 東京都世田谷区若林町  
百五番地

同 田 啓 介

自分幾我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓チ爲シタル上次ノ如  
ク供述致シマス

209

1

210

④ E 3227  
Def. Doc. #2535

Exh. 5

荒木

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國

對

荒木直夫

其他

宣誓供述書

洪誠者 東京都世田ヶ谷區若林町  
百五番地

岡田啓介

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓チ為シタル上次ノ如  
ク供述致シマス

209

1

210

裏面白紙

私は一八六九年（明治元年）日本國福井縣に生れました、一八八九年（明治二十二年）海軍兵學校を卒業して一九二四年（大正十三年）海軍大將となり一九三三年（昭和八年）迄日本國海軍に居りました。翌年一九三四年（昭和九年）七月日本國內閣總理大臣に任命されました。一九三六年（昭和十一年）二月所謂二月廿六日事件の後私は總理大臣の地位を辞し其後一九四〇年（昭和十五年）から日本がボツダム宣言を受諾する迄の間に私は度々重臣會議に出席致しました。私は一九四一年（昭和十六年）十一月廿九日に催された東亞會議に出席しました。

此會議は陛下の思召しにより侍從長を通じて召集せらるる通常の方法による代りに、總理大臣の求めにより召集せられ、宮中を會合の場所と指定されました。午前一回、午後一回、二度會議がありました。午前の會議で吾々は總理大臣や國務大臣が當時の外交政治情勢に付話するのを聞きました。吾々に對して日米間の交渉が行詰りになつた事を説明せられ話して居る人には具体的な言葉では言わなかつたが政府は兩國間の戰争は避け難いと感じ難いものにするだらうといふ事が分りました。首相は政府が其時戰争をすることを決定したとは言はず又政府は吾々に戦争に賛成する意にすすめよ

裏面白紙

Exh. 9

うとはしなかつた。然乍ら重臣は各々田舎者様に質問をしました。其實間には對して政府の立場は事實上の根據が示され政府のつて居る數字を引用發表すればよく諒解して貰へるのであるが其は國家の機密だから發表することは出來ないと答へました。重臣は誰も、殊に志士、近衛、平沼及私は競争には成したり激励したりはしませんでした。豫め、相談も談論もしたわけではないが、吾々は政府に問題を充分用心して再考し、敵對行爲を招來する虞ある事柄については極度の警戒をして處理するよう命ぜられました。吾は皆清談論を唱へたのであります。

午前の會議の邊に、陛下より晝食（御陪食）を賜り、食後吾々は各自陛下に良き辭を終上し去りました。

私は既てきり思出しが、出席重臣の一人は問題は政府の手に委せなければなるまいといふ意味のことをいふた人があつからしれませんこういふ意見發表があつたといはれて居ると私は此事をうけた事があるが、私は誰が左談な意見をのべたか思出さない然し平沼ではなかつた事は覚えて居ます。政府が競爭することに決定したといふ事も言ふて貰わず又政府の方々んでしたから吾々は深く其問題に入り論ずる機會を得ず又前に申した理由から精確な事實の知識がありませるので吾々は消極論自重論を述べるに

止める外ありませんでした。

首相のいふた日本が陰々に絞め殺される「ギリ貧」といふ見解について私はドカ貧になつては困ると疲れ、私の考へではドカ貧は首相の恐れる

ギリ貧より尚更悪いと警告しました。

此意見に平沼晃爵は全く同感でありました。

蓋御陪食の際、重臣が陛下に申上げた意見は午前の會議で、首相及閣僚に申した意見の反覆に過ぎません、平沼も入れて吾々の大多數は政府當局の説明に満足せず國家の將來の安泰に付深く憂慮して政府は此問題を誠意處理すべきであると言ふたのであります。

陛下の御前は比較的短時間で終り、午後は夕方まで政府當局と共に過りました、然乍ら政府の態度は變らず吾々の態度も少し動搖しませんでした。吾々は其日から十日も経ぬ時に眞珠湾攻撃が行われよう等とは夢にも疑はずに散々しました、此會議に列席した重臣は若槻、近衛、平沼、米内、寶田、林、河野及私でした、當時の内大臣木戸侯爵は御陪食の時と、其のあととの話の時に居られましたが、會議には何方もへ午前、午後一出席せられませんでした。

又争が始つてから初めのうちは日本は度々勝利を尋たが又争が進むにつれ

形勢は變り日本にとつて情況は段々悪くなりました。遂に一九四三年に至

り常に戦争には反対であつた若槻、近衛、平沼と私はお互に、此戦争はさうしてもやめなければならぬと意見が一致しました。この目的を心に抱いて吾々は屢々会合しました。初めは日白とサ歎注にあつた近衛公爵の家が會合の場所として使用せられましたが空襲が多くなつた爲め危険となつたので、吾々は今聯合艦總司令部のある第一相互ビルディングに居屋を借りました。平沼か私がこの集りの幹事として勤きました。吾々の仲間で第一に必要な事は内閣に競争に反対な人を入れることであると決意しました。其最も道任者として米内海軍大將を選び其任命を得ようと努力しました。我等の目的を達する爲めに首相と会ひ、話す機會を作らうと必分骨折りました。然し遂に米内大將を入れさせることは不成功に終りました。米内に無任所大臣の地位が提供された事は事實ですがそれでは吾々の目的を達し難いので海軍大臣として任命をして貰ふと努めましたが、この提案には前に申す如く政府が同意ませんでした。

其うちに諸方面に不安と内閣に對する不平があることが明かとなりました、この不滿は國內の各方面で出て来りました。吾々は内閣は時局に對處して行くことは出来ぬといふ考を抱くようになり一九四四年七月十七日若槻、近衛、平沼と私は平沼家で會合し其情勢につき論じました、後になつて他の重臣との話に加はりました、この論議の結果吾

裏面白紙

吾は次の様を結論に對しこれを書面に書きまし。

此の難局を切り抜けるには人心を新にする事が必要で御座います  
「民全体が相和し相協力し、一路邁進する強力なる内閣一致内閣  
を作る事が必要と考感ます、内閣の一部改造ぬ如きは何の役にも立かないと思ひます」

此決議は内閣が国民の人氣を失つた事が分り吾々は戰争を終止する様導  
くには内閣を退陣させることが必要だと考へ合からやつたのであります  
私は此決議を内大臣木戸侯爵に其官邸で手交し會合の次第を報告しまし  
カ・」

翌七月十八日内閣は總辭職し、同日、後継内閣首班桂龍の爲め重臣會  
議が召集されました。此會議に平沼は列席し、陸軍が国民の支持を失  
ひなることを指摘し軍が国民生活の各方面に干渉することは不可なり  
と言ひました。近衛公爵は後継内閣の首班として、鈴木貫太郎はどう  
かといひ平沼はこの推薦を強く支持しました  
鈴木の人格を當揚し最も其任に適すると思ふと言ひました、然し乍ら  
結局小磯大將が推薦されました

2/4

1

2/5

裏面白紙

26

Def Don 2535

降下する様に頼ふことに各重臣の同意を得ました。斯様な大命は前例のない事でし合が、近衛公爵は其任務に成功しました、米内を海軍大臣に任命する事にすることは戦争反対の者を内閣に入れるといふ爲めであります、

小磯内閣が辭職し當時一九四五年四月五日に開かれた重臣會議で平沼は鈴木貫太郎を後繼首相として推薦し此時は成功しました、鈴木は私の親戚でありますから私はこの事には参加せず同人が任命を仰請けする様承認をすすめる仕事を引受けました、平沼は前から鈴木がよいと思つて居ました、前に申し述べり其頃は若穂、近衛、平沼及びの四人は難局に付執るべき方策を謀する爲め屢々会合して居りました、其時の議論から私は平沼か小磯の後繼者として鈴木を推薦した理由を知つて居ります、鈴木は侍従長として非常に長く陛下に奉仕し、陛下の御心を日本全国の諸よりもよく知つて居たであります、平沼は若し鈴木が首相の任を受ければ、職務は必ずやめることが出来るに感じたのであります。平沼の先見は實現し今日では歴史的事實となりました、然し乍ら一九四五四年五月五日の重臣會議では平沼は、首相として鈴木を推薦する理由として私は説明せんでした。却つて反対に、日本は戦争

215

タ

裏面白紙

Def Doc 2535

を最後までやる人が必要だといふ意味のこと申しました、其發言の解釋を公の席上ではしなかつたのですが、私は平沼が何故斯様なときいふなか其理由は一つあることをよく知つて居ります、平沼は日本事情に通じて居りました。平沼は日本国民は敗戦とたつて終るに違ひない戦争の終局といふことに對して其心構へが出来て居らぬことを知つて居ました。平沼は又若し平和を招來しそうな人物を首相に推薦して居るのだと信ふ。其れで平沼の目的は不成功に終り、平和を實現しよう! いふ計畫も造成することは出来めことを氣付いて居たのであります、平沼は又吾々多數の者が基盤の上でやらなければならぬと考へてみました、平沼は斯様な計畫が實現出来なければ日本国民は最後の一人迄戦ふであらうことを知つて居ました、從つて首相になる人は所期の結果を實現する爲に最後まで戦ふ入でなければならなかつたのであります、平沼は又聯合の政治家で日本の事情の分つた人も考へた様に、陛下はどうかして、其儀に置かれねばならぬと考へて居た、早甚平和に成功せんとせば、此等の原則の爲めに終戦迄ひ抜く人の御奉公が終つてゐると氣付いて居たのであります、幸にも平沼の見解と偶然一致した。門倉の政治家の意見が一般に受け入れられ、

裏面白紙

ボツタム宣言にも反影したのであります  
一九四五年（昭和廿年）八月九日ボツタム宣言の條件を日本が受諾する  
か否かと審議決定する爲め最高戦争指導會議が宮中、陛下の御前で開かれ  
ました。此時平沼は権密院議長で此の會議の構成員でありませんでしきが  
陛下の特別の御召しで列席しました。此會議で平沼は日本はボツタム宣言  
を受諾すべきであるといふ意見を支持しました。私は此會議には列席しませ  
んでしきが、平沼が出席することはよく知つて居ります。平沼の立場を平  
沼及<sup>他</sup>其の出席者と話しきので知つて居ることを甲上て置きます。  
此會議の終に陛下はボツタム宣言の受諾を嘉納せられ日本の降服は決定し  
ました。

本會議の決定の公表前一九四五年八月十五日早朝平沼の家は陸軍士官に  
全焼しましけが平沼は辛うじて暗殺を免れました。暗殺を免れたのはこれ  
で二度目であります

以上

2/7

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月三日 於 東京世田谷自宅

供達者 岡田啓介

右ハ曾立合人ノ面商ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立合人 宇佐美六郎

裏面白紙

220

宣  
音  
音

良心ヲ覺ヒ眞實ヲ述べ何處ワモ黙秘セバ又何處ヲモ附加セザムコトア

署名捺印  
圖  
田  
啓  
介

219

17

Def Doc 2423

長野縣輕井澤町近衛別邸  
公爵近衛文麿  
必親辰  
同下  
書留

東京都練馬區角筈一ノ八丁五  
同  
田  
書  
介

旋清803

220-2

221

E 3230

洋啓  
臨暑總塔候 諸閣下 益々御健勝之慶  
謹者時局重大國家の前途憂慮に堪えず此係總理並に國保大臣と懇談を試  
るは茲臣の責務とも思はれ候に付兩下平沼男及び小生の發起にて從來屢  
々招宴相受候返禮の意味に於て来る八月三十日（一月晦日）正午より華族  
會館に東條總理、鈴木總務、賓居六蔵、青木大東亞、重光外務各大臣を  
午後に招待し懇談致度主人側ハ原福周、若楳男、平沼男閣下、米内大將  
廣田君、阿部大將及小生とす  
右御同意に俟はゞ小生幹事後相商申すべく其乍勝手御詰否御返電賜り辰  
改 具

22-1-24 (21)

44人半額便附

(平沼英美一郎)

岡 田 啓 介

拜啓 磨暑難堪候 虔聞下益々 頗覺承之榮幸  
讀者時局重大國家の前途憂慮に堪えず此様總理並に關係大臣と懇談を試  
るは重臣の責務とも思はれ矣に付請下平沼男及び小生の發起にて從來屢々  
招宴相受候返禮の意味に於て来る八月三十日(一月晦日)正午より華族  
會館に東條總理、鈴木○男、資政院議長、青木大東亞、重光外務各大臣を  
午後に招待し懇談致辰主人側ハ原敬府、若槻男、平沼男閣下、米内大將  
廣田君、阿部大將及小生とす  
頃候 右御同様に候はゞ小生幹事發相商申すべく其乍勝手御詰否即返電易り度  
教具

八月十三日

岡田啓介

220-1

高橋

Exh. No

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

証人監視處

供述者 平沼節子

(メーラー・ケーブル)  
モトヨシ・カタヤマ  
(キム・ジョンイ)

ノル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ラ寫シタル上次ノ

如ク發述致シマス

E 323/  
DefDoc#2587

裏面白紙

高橋

222

ミ 3231

Def Doc 2587

Exh. No

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木 貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 平沼節子

自分等我國ニ行ハルル方武ニ蒙ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク件述及シマス

221

221

裏面白紙

002000-2587

私ノ近右ハ平福筋子大正二年（一九一三年）日本懐念ニ在レ、今ハ東京  
浅谷町代々木大山町一〇三三番地ニ在ンデ居リマス。私ハ一九二三年八  
月十五日後告平福ノ家ガ築造サレタコトニ付何カニツテ居ルカト御尋ネ  
ラ受ケマシタガ、私ハ現居ニ居リ又其家ハ私ノ家デスカラ無ツテ居リマ  
ス、平福美雲ハ私ノ母ノ慈父テアリマスガ家デハ私共ハ祖父サマト呼シ  
デ旨マシタ、近處デ身達ノ世姓ラスル者ガアリマセんノデ、私ノ兩親ト  
母ノ二人ノ小女ト私ガ同居シテ居マシタ、コノ當時私ノ夫ハ農兵サレテ  
海軍ニ行ツテマシタ、私ノ母ハ六十才以上デ夫婦ガヨイノデ私ガ謀政ヲ  
見テ居マシタ。

一九四五年八月十五日十三時ノ末中ニハ防衛醫報ガ鳴リ私共ハ庭ノ防  
空壕ニ入ツテ居マシタ、八月十三日ノ未三時復醫報除トナリ私共ハ壕  
ヲ出テ家ニ入り就床シマシタ、三時半漢又醫報ガ鳴リマシタ、私ハ遁キ  
上リ着物ヲ脱テ又敷ニ入ラムトシタ庭ガ、今度ノ來醫報ハ止上機デ余罪  
禁デハナイコトガアリマシタノデ二人ノ子夫婦ヲ又医カソウトシマシタ  
ガガ子供達ハ私ト共ニ遁キテ居タガリマシタ。

若シ私ガソレラ許サナカツタラ、恐ラク二度ト子供達ラ生キテ見ルコト  
ハ出来ナカツタデシヨウ、トキスノハ私ハ家ノ外デオソロシイ音ト高イト  
母聲ラ隣イタノアリマス、慈カラ見マスト一聲ノ男ガ表門カラ入り本  
家ノ方ニ遁ンデ孫ルノガ見エマシタ、私ハ家ニ居タ護衛言カラ錄テ何

裏面白紙

カ非常ニイヤナ尋ガ送リソウダト在シラ受ケテ居マシタノデコノ暖動ハ  
何ンナ意味ガアルカヨク寒シザツキマシタ、現ニ前日ニ田中ヒロシトイ  
フ審議官ハ私ニ同ヒドウモ陸軍機（日本ノ陸軍機）ガ私ノ家ノ上空ヲ飛  
ンデ居ル様子ガ氣ニ入テス、私達ニ爆弾ヲ落ス様ナコトガアツテモ其覺  
悟ラシテ居タ方ガヨイト車シタ位デシタ。私ハ表門カラ入ツタ、モツブ  
ハ平沼（叔父）ヲ追フテ來タコトヲ知リマシタ、其ワケハ此者共ハ十五  
人程居ル證書審官ヲ手テ頭上ニ是がサセテ一列ニ並列サセ、集団ノ指揮  
者ガトニ従ニ佐ス木トイフ陸軍大尉不ト同キマシタガ私ハコノ入ガヨク  
見エマシタト起フ張り上テテ群ブノヲ隠キマシタ、彼ハ「平沼ガドン  
ナ奴カ知テナイオカ」カ首撃指ラナインダナ、彼既ハ右迄ナ親類榮氏ノ  
大將ダ、國體ダ、國方亡セヨウトジテ居ルノガ分ラチノカ、大臣後ラ  
護衛スルトハ何事ダ、聽テ知レ一

弘ガ最初ニ恩ヅタコトハ、江戸ヲマラ敷カラ身レ出サナケレバナラヌ  
私父ハコトゾシタ。私ニスガリツク、大方ノ娘ト、大方ノ息子ワバアヤ  
私父ニテ次テ君ヲ嫁申ガソリシラ性キーフーク全體ノ宿ニ火ヲツキマシタ  
私父ニテ次テ君ヲ嫁申ガソリシタ。私ロシナイト思フ隊モアリマセソデシタ、夏  
祖父ノ頭生雲アアルト皆熟テ居タ御殿ノ様子ノヲ楚テ居マシタシ、  
祖父ノ室ノ方ニ半分時リ

裏面白紙

D.2587

造ンダノデスガ這ニイブサレ、其以上前造出来マセんデシタ、チヨウド此時、ギヤングノ一人ガ「平添ハ見付カラントイヒ、他ノ若ガ答ヘテ「モウ立グニ焼ケ死ヌヨ」ト叫ブノヲ聞キマシタ、私ハコレヲ隨イテ詫カガ祖父ラヤツト同ニ合フ様ニ御靈カラ遠レ高出スコトガ出来タナト感ジマシタ、私ハ直チニ女中部室ニ戻リ子供遣トバ、1ヤヲ採シマシタガ何處ニモ見付カリマセん、私ハ非常ニ心配シテ家ノ中ニ居タ兵士ノ一人ニ子供ヤバ1ヤハ如何シタ何處ニ居ルカト同キマシタガ兵士ハ知ラナイト言ヒマシタ、私ハ横門ラ邊テ外ヘ出ルトキニギヤングノ指揮者ト部下ノ兵士ノ側ヲ通りマシタ、彼ハ表門ノ一寸内側ニ其部下ト共ニ居リマシタ、彼等ハ皆大刀ヲ抜イテ持チビストルラ兵シ腰衛官ヲ機関銃（一挺以上）テ革靴シテ居マシタ、後ニ佐々木トイフ名前ヲ知ツタ其大器ハ私ヲ睨ミツケマシタ、私ハ兵士ノ一人ニ何處カニ私ノ子供ラ見ナカツタカト同キ祖父ガ隠レテ居ルカモシレスト恩ヒマシタ、バ1ヤト子供ガ居マシタ、ツケノ造物ノ庭ノ方へ行キマシタ、コノ造物ハ無窮會トイフ名稱ノ文化園ギヤングハ表門ト横門ラ機関銃守護シ祖父カ出テ來ルカト恩テ居マシニタガ、無窮會トイフ名稱ノ庭ニ直接行ケル第三ノ門ラ見蔵シテ后マシタ、西書館ハ發言カ有リ居リ、私ニ祖父ガコノ造物ニ懸レテ居ルトイフ組合ヲシ

裏面白紙

マシタ、此ノ朝私ノ家ニ來殺シタギヤングノ内ニハ學生モ居タラシク、  
其内ノ一人ガバーキト小侯道ニ老人ノ在所ヲ言ハセヨウトシテ拔身ノ刀  
デ脅迫シマシタ、頭ノ上ニ抜刀ヲ張りカブリ其形態ハ凄ク、バヤハ發  
サルト思ツタゾウデスガ、子供ニモバーキニモ危険ハ加ヘマセンデン  
タ、私力子供ヲ見付ケ、祖父ノ隣レテ居ルコトヲ知ツタ時ニハ家ハ盛ニ  
エ、がい1科ガ宇燒デ頭ツタ外全部燒失シマシタ、私ヤ謀害言ノ見タ所  
デハ大体四十人位ノ人間デ大多數ハ兵士デ、小兵ノ學生ガ居ツタト思ヒ  
マス、右ノ施行ハ首領侍木屋ノ襲撃、サレクト同日ノ事デス、侍木屋ハ  
被皆虚少デ死レマシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）元月十四日 於表記販売

發送者 平 純 節 子

右ハ當立會人ノ西前ニテ宣誓シヨツシテ當選シタルコトヲ 証取シマス

同 日 於

立會人 宇 宙 六 郎

DaiDOU2587

226

227

裏面白紙

228

宣傳書

衷心ニ樂ヒ眞愛ヲ結ベ何尋ラモ愚鈔セズ又何尋ラモ附加セザルコトヲ

シテ

馬鹿無事  
平治元年

Dat Do 2587

227